

平成十九年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県議会、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成二十年十二月十七日

広島県監査委員 山崎正博

同 芝清

同 高橋義則

同 加賀美和正

【知事】

1 危機管理監（監査年月日：平成19年7月24日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>平成20年度から始まる消防職員の大量退職に伴い、大量採用期の到来が予想されることから、消防学校における消防職員の初任教育について、年2回実施することが計画されている。</p> <p>これに伴い、これまで消防学校において実施してきた6か月の教育訓練のうち、2か月を各消防本部において実施することが計画されているが、各消防本部における教育訓練の実施に当たっては、教育訓練マニュアルの作成や教育訓練実績の検証、各消防本部に対する支援体制の整備など、初任教育の水準を確保するための万全の対策を講じる必要がある。</p>	<p>各消防本部における教育訓練の実施に当たっては、平成20年1月に各消防本部教育担当者への説明会を開催するとともに、「広島県消防学校初任教育二期制の本部教育・指導要綱」並びに「消防本部教育・指導要領」を策定し配布している。</p> <p>4月以降には、各消防本部を順次、巡回指導を行っており、今後も情報提供、指導・助言を行うこととしている。</p> <p>各消防本部が実施した教育内容については、実施後、報告書を消防学校へ提出し検証することとしている。</p>

2 総務局（監査年月日：平成19年8月1日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容			
<p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)		
1	県報販売代金（文書法制室）	3人	75,600円	3人	75,600円
2	県報販売代金未納に係る延納利息（文書法制室）	1人	4,276円	1人	4,276円
3	元警察官の恩給過払いに係る戻入金（福利室）	1人	460,800円	1人	580,800円
4	広報誌購読料（広報室）	1人	1,700円	1人	1,700円
		<p>・県報販売代金・県報販売代金未納に係る延滞利息</p> <p>債務者である3法人は、いずれも法人としての実体がないため、法人の代表者の住所地あてに定期的に督促状を送付した。このうちの2法人について、督促のため法人代表者の住所を訪問した結果、1法人について、県報販売代金及び県報販売代金未納に係る延納利息が納入された。</p> <p>また、1法人については、分割納付の申出により、毎月定額を納付している。</p> <p>残る1法人については、法的措置に係る徴収費用が滞納額を上回る可能性が高い等の理由から、現在のところ予定していないが、今後も関係機関との連携を図りながら、粘り強く督促を行う等徴収努力を続ける。</p> <p>なお、平成19年度から印刷物による県報の発行を廃止し、県のホームページへの掲載による発行方式に改めたことに伴い、県報の購読制度を廃止したことから、今後は、新たな滞納は発生しないこととなる。</p> <p>(平成20年4月30日現在未納額)</p> <p>県報販売代金 2人 68,500円</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ・元警察官の恩給過払いに係る戻入金 当該過払い金については、確約書に基づいて平成18年3月から分割返済を行わせているところであり、監査時の未済金額は460,800円であったが、以後、2ヶ月ごとに20,000円ずつが納付され、平成20年4月末現在の未済金額は360,800円となっている。 返済にあたっては、当課から2ヶ月ごとの初旬に定期的に通知を行うなど、今後も引き続き確実な返済の履行を確保し、完納させることとする。 なお、恩給受給者の死亡等については、従前、受給者又は遺族からの届出や年に一度実施する「受給権調査」により把握していたところであるが、現在は住民基本台帳ネットワークシステムの活用により、年4回の支給期ごとの確認を実施しており、過払いによる収入未済金の発生を未然に防止している。 ・広報誌購読料 未納者に対して、今後も自宅訪問などして、引き続き、納入を呼び掛けるとともに、平成19年度に税務室に新たに設置された「債権回収指導担当」とも連携しながら、早期解消に向けて取り組んでいく。 また、新たな未納の発生を防ぐため、平成18年12月以降の広報誌（すこぶる広島）購読料は事前徴収に変更した。
--	--

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 施設管理業務を委託する場合の業務の仕様と委託費の積算については、平成19年から「施設管理業務委託事務処理要綱」により、財産管理室が定めた仕様書と積算基準によることとされたが、平成19年度の財産管理室における施設管理業務の委託契約の状況を見ると、ほとんどの契約で設計金額と契約額が著しく乖離していた。</p> <p>また、地方機関の監査においても、同様の事例が見受けられた。</p> <p>このため、施設管理業務委託契約の状況について、地域の状況や発注単位など細かく分析した上で、必要に応じて積算基準の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>「施設管理業務委託事務処理要綱」（平成19年1月策定）により行われた平成19年1月から4月までの施設管理業務の委託契約の状況を見ると、契約額が設計額を大きく下回るものも見受けられる。</p> <p>これは、一般競争入札の徹底により業者間の競争が激しくなったために落札価格が低下したことが一因と考えられ、制度改革が定着するまで、一定期間状況を見守る必要があると考えている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、平成19年5月から平成20年4月までの契約分について、調査・分析した上で、必要に応じて積算基準等について見直しを検討する。</p>
<p>イ 職員公舎については、「県職員公舎見直し計画」（平成18年2月策定）に基づき、公舎の集約と有効活用、使用料の適正化及び維持管理コストの縮減に取り組んでいるところであるが、公舎の多くは建築年度が古く、また、新規採用者の減、交通の利便性の向上など、公舎を取り巻く環境の変化により、入居率は低下傾向にある。</p> <p>平成19年4月1日現在の入居率は、知事部局（財産管理室所管分）は67.4%、教育委員会は57.0%、警察本部は90.1%となっており、このうち単身者用については、知事部局（財産管理</p>	<p>職員公舎や独身寮については、これまで、元尾道独身寮や田方公舎2・3号館等を待機宿舎として県警に移管したり、甲山独身寮を世羅高校寄宿舎として教育委員会に移管するなど、有効活用を進めているところである。</p> <p>しかしながら、県警の宿舎については在勤地内への居住義務などがある待機宿舎であり、また、教育委員会については、必ずしも都市部に所在するとは限らない県立学校に隣接して建築されたものが多いことや、総じて老朽化したものが多いといった事情がある。</p> <p>また、公舎・独身寮については、それぞれの任命権者の人事・福利施策と密接に結びついているため、その管理は、それぞれの部局で行うことが望ましいと考えている。</p>

<p>室所管分)は51.0%,教育委員会は61.3%,警察本部は96.3%となっているなど、依然として部局間のアンバランスは解消されておらず、公有財産として十分に効率的な活用がされているとはいえない状況にある。</p> <p>このため、</p> <p>(ア) 関係部局と定期的に公舎の入居状況や計画の進捗状況などの情報の共有化を図り、その都度、所管換えや廃止を行うこと。</p> <p>(イ) 教育委員会事務局と公舎の相互利用を進めるとともに、両部局で管理する公舎の一元的管理を行うこと。</p> <p>など、公舎の有効活用に向けて積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、公舎を取り巻く環境も変化していることから、将来の公舎のあり方について、全庁的な視点で検討する必要がある。</p>	<p>知事部局(財産管理課)としては、今後とも県警・教育委員会と連携を密にし、公舎の相互利用など、可能な限り有効活用を努めるとともに、将来の公舎のあり方について、検討していく。</p>
<p>ウ 平成19年度4月1日現在の公用車の台数は、知事部局全体で790台で、このうち地域事務所分は524台となっており、平成16年度に比べそれぞれ285台、274台削減されている。</p> <p>しかし、地域事務所の公用車の稼働率は平成16年度は49.4%、平成18年度は52.9%とほとんど改善されていない。</p> <p>地域事務所の公用車については、平成18年11月に、総務部長外3部長連名で、稼働率60%を目安に、引き続き配置・使用の見直しを行うことなどを通知しているが、稼働率の改善は進んでいないことから、総務部において、地域事務所に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を指導する必要がある。</p>	<p>公用車の配置、使用等の見直しについては、平成18年11月の総務部長外3部長連名通知「地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて」の基本方針に基づき、各部署ごとに稼働率60%を目安に、前年度の稼働率や執行体制、業務内容を勘</p> <p>案のうえ、見直しを行ってきたところである。</p> <p>平成20年4月1日現在の公用車の台数は、知事部局全体で758台で、このうち地域事務所分は509台であり、平成19年度において、14台の削減を行ったところであるが、稼働率は52.8%であったため、引き続き配置台数の適正化及び効率的な利用の促進を図り、稼働率の向上等を目指して参りたい。</p> <p>また、公用車の利用状況を分析するとともに、10年以上使用している公用車(全体の63.8%)や走行距離が10万キロを越えている公用車(全体の29.2%)が多く、老朽化が進んでいるため、本年度より試行している公用車のリース方式による更新の効果を検証して参りたい。</p>
<p>エ 施設・設備の整備において、営繕室では、施設等の整備後に、建物管理者に対して、引渡書類とその部数を記載した「建物引渡しに伴う関係書類引渡書」で、保証書、建物使用注意事項、竣工図及び完成図書等の関係書類を引き渡し、口頭により施設等の取扱説明を行っている。</p> <p>しかし、特に、単独地方機関の場合、施設・設備に関する専門的知識を有する職員は少なく、口頭による取扱説明では、十分な理解が出来ず、施設等の適切な維持管理が行われないことも懸念される。</p> <p>このため、引渡の方法や内容について統一したマニュアルを作成するとともに、施設・設備の維持管理の方法や留意点等を文書にまとめて引き渡す必要がある。</p> <p>また、施設・設備の維持管理が、適切に行われるよう、施設等の維持管理に関する体系立てた研修の実施を検討していただきたい。</p>	<p>施設管理者へ整備後の施設・設備を統一した方法や内容で引渡せるよう「営繕工事の完成に伴う引継ぎマニュアル」を平成20年5月に作成した。</p> <p>また、施設管理者が適切な維持管理が行えるよう平成20年3月に「施設管理の手引き」を作成するとともに説明会を開催した。</p> <p>今後も、施設・設備の維持管理が適切に行われるよう対応して参りたい。</p>

<p>オ 平成18年度の収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせると111億8,117万円余で、前年度の118億97万円余に比べ6億1,979万円余、5.3%の減となっている。</p> <p>この収入未済額の72.0%を占める県税については、地域事務所の税務局ごとに目標数値を定めて収入率の向上に取り組んでおり、ほぼすべての税目において前年度の収入率を上回っているが、収入未済額は、依然として多額であることから、一層の収入の向上に努める必要がある。</p> <p>また、収入率が80%台となっている個人事業税については、その原因を詳細に分析し、積極的な徴収に努める必要がある。</p> <p>さらに、県税以外の収入未済についても、本庁と地方機関が一体となって重点的に取り組み、その解消に一層努力する必要がある。</p> <p>なお、収入未済の縮減・整理に向けて集中的に取り組むため、平成19年度に、収入未済の回収方法や法的措置の方法、法的措置後の対応方法などを指導・助言する「債権回収指導担当」が税務室に設置されたが、債権管理回収会社が持つ債権回収ノウハウを活用するなど、一層の徴収促進と滞納発生の未然防止に取り組んでいただきたい。</p>	<p>1 収入未済額の縮減</p> <p>県財政の根幹である県税の収入確保に向け、各地域事務所税務局（支局）においては、滞納整理統括班を中心とした組織的な滞納処分を積極的に実施し、本庁は税務局の徴収力強化を実地支援も含め積極的に支援する等、本庁、税務局（支局）一体となった収入未済額の縮減に努めており、一定の効果は現れていると考えている。</p> <p>また、平成19年度に行われた税源移譲の影響が懸念される個人住民税については、平成18年度から行っている併任徴収「駐在型」に加え、平成19年度には市町の要望に答えて併任徴収「巡回型」を4市3町で実施し、成果を得たところであり、平成20年度はこの併任徴収に加え、三原市を対象とした直接徴収を試行することとしている。</p> <p>さらに、県と県内全市町で構成する「広島県地方税徴収対策推進協議会」において「地方税納税推進強化月間」を11月、12月に設定し、県と市町の共同した取組みを行ったところであり、平成20年度も効果的、効率的な徴収対策を実施することとしている。</p> <p>2 個人事業税の徴収対策</p> <p>平成19年度は個人事業税を重点税目に指定するとともに、各税務局（支局）自らが収入率の目標設定を行い、各税務局（支局）の個人事業税徴収強化支援として12月から本庁と共同して積極的な滞納整理を実施した。</p> <p>また、滞納となる割合が高く、収入率低下の要因となっている随時賦課（所得税の修正・更正・決定に基づき賦課するもの）分については滞納整理の早期着手が不可欠であり、課税課及び徴収担当課の連携を密として課税資料等の情報提供を迅速に行うよう措置している。</p> <p>3 県税以外の収入未済の縮減</p> <p>税外債権の管理・回収については副知事をトップとした「広島県債権管理会議」を設置し、全庁を挙げて滞納債権の縮減対策に取り組んでいる。</p> <p>平成19年度は、債権管理強化についての「基本方針」を策定するとともに、目標管理の徹底を図るため、債権毎に縮減目標と取組計画を策定して、管理回収の強化に取り組んできた。</p> <p>昨年12月には「取組強化月間」として、各部局で夜間の電話督促、臨戸訪問による納付指導、連絡が取れない者に対する現地調査等を集中的に実施した。</p> <p>今後とも、「広島県債権管理会議」を中心として取組の検証を行いながら、より効果的な対策の推進を図っていく。</p> <p>また、各部局で滞納処分や法的措置による債権回収を実施するため、昨年度に引き続き、サービサー（債権回収会社）と協力し、個別困難案件に係る対策検討を通じて計画的な進行管理を図るとともに、徴収事務や法的措置に関する研修会を実施し、各部局の債権管理回収業務を支援していく。</p>
--	---

<p>カ 自動車取得税及び4月から2月までの間に新規登録された自動車に係る自動車税は、知事が指定した取扱人が税に相当する金額の払込を受け、申告書に証紙代金収納計器により収納印を表示する方法により徴収している。</p> <p>証紙代金収納計器の取扱人に対しては、その取扱いに係る手数料を、徴収額に応じて交付しているが、手数料率の見直しは、平成11年度以降行なわれていない。</p> <p>このため、現在の手数料の額が妥当なものとなっているか検証する必要がある。</p>	<p>証紙代金収納計器の収納印表示手数料は、自動車税及び自動車取得税の1台当たりの税額が税率改正等によって変動した際に見直してきた。平成11年度以降は、両税の1台当たりの税額に大きな変動がみられないことから見直しは行っていない。</p> <p>しかしながら、収納計器の取扱いに係る事務量は、徴収額よりも取扱件数に応じて変動する傾向が強いことから、手数料を事務量に応じたものに近づけていくため、現行の手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の見直しを含めた多角的な検討を行っていくことが必要と考えられる。</p> <p>また、昨年度実施した自動車二税申告受付業務の委託事業を証紙代金収納計器の取扱人が受託しており、証紙代金収納計器の取扱い事務を一連の業務として実施することが可能な状況も生じている。</p> <p>このため、自動車二税申告受付業務の委託事業と一体化させ委託事業として実施することも選択肢に含めるなど、証紙代金収納計器の取扱い全体の見直しについて、幅広い視点から引き続き検討を行い、今年度中に方針決定を行うこととする。</p>
<p>キ 業務委託に係る契約事務については、長期継続契約の導入や随意契約から競争入札への移行により、競争性、透明性等の確保が図られつつあるが、一部において、地方機関への予算内示の遅れなどにより、年度末に長期継続契約の準備をしていた事例や長期継続契約とすべき契約を単年度契約としていた事例、競争入札にすべきところを随意契約としていた事例が見受けられた。</p> <p>このため、地方機関への予算内示は、予算案決定後、速やかに行うとともに、各機関の長期継続契約の取組状況を把握・分析するとともに、契約方法が真に合理的な理由に基づくものであるか検証し、業務の効率化と経済性の向上が一層図れるよう継続的な指導を行う必要がある。</p>	<p>地方機関への予算内示については、各部局に対して、地方機関が速やかに業務執行できるよう指導を行っており、契約事務の適正化については、平成19年1月及び6月に実施したフォローアップ調査結果に基づき、平成19年11月20日付けで、随意契約の見直し及び長期継続契約の徹底について、契約毎に見直し方針を示し改善を図った。</p> <p>また、「委託・役務業務契約事務の手引き（第1版）」を制定し、適正な契約事務の周知・徹底を図った。</p>
<p>ク 全世界配布広報紙「ひろしま県民だより」点字紙及びテープ版製作・配布業務委託契約において、1回当たり点字紙を600部、テープ版を110本製作・配布することとしているが、その製作部数の根拠が明確にされていなかった。</p> <p>業務の委託に当たっては、委託の対象となる業務量の根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>現状の実績と需要を勘案した適切な制作部数の把握を行うため受託業者と協議をし、平成20年度の業務量を1回当たり点字紙540部、テープ版150本とした。</p>
<p>ケ 財産の取得、処分等に当たっては、速やかに財産台帳に登録し、管理することとされているが、一部において、登録漏れや誤った登録が行われているなど、適正な財産台帳の管理がされていないものがあった。</p> <p>このため、公有財産や物品などの財産の適正な管理を徹底する必要がある。</p>	<p>財産台帳の適正な管理については、関係各機関等に、入力漏れや訂正等の有無について確認し適正な管理を徹底するよう通知するとともに、公有財産管理規則第5条に基づく財産調査時に、台帳への記載誤りや漏れについては是正指導を行っている。こうした取組みにより、今後とも引き続き、財産の適正管理について指導に努める。</p> <p>(財産管理課)</p>

<p>また、現行の公会計制度では、資産・負債等の実態把握、将来にわたっての財政状況についての把握が困難であることから、国において新たな公会計制度の整備が検討されており、平成18年8月に示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の中では、都道府県は3年後までに、公会計の整備推進に取り組むこととされている。</p> <p>財産（資産）は、新たな公会計制度の導入に当たって根幹をなすものであることから、財産のストックやコスト情報を把握するため、県が所有する財産の総点検を行い、新たな公会計制度の導入に向けた準備を進める必要がある。</p>	<p>公会計の整備については、平成19年10月17日付けで国から、公会計整備に係る報告書が作成・公表され、本県においては、現在、この報告書の内容を踏まえ、課題整理等を行っているところであり、引き続き、適切に対応していきたいと考えている。</p> <p>（財政課）</p>
<p>コ 県有資産の有効活用を推進するため、平成19年度に財産管理室に資産活用推進室長等を設置し、資産売却の強化・加速化と県有施設を活用した広告収入等の確保など、既存施設を活用した新たな歳入確保のために必要な基準等の策定を行っているところであるが、本県の財政環境は依然として厳しい状況にあることから、現在、使用面積等に単価を乗じて算出することとされている行政財産の使用料について、例えば、自動販売機の使用許可は複数の者から価格提案をさせ、最高額を提案した者に対し使用許可し、提案額を使用料の額とする方法に改めるなど、新たな歳入確保のための方策についても検討する必要がある。</p>	<p>県有遊休地の洗い出しや売却を促進するとともに、広告収入等の歳入確保等の検討を行ってきたところである。しかしながら、今後も本県の財政は厳しい状況が続くことが予想されるため、使用料のあり方も含め、さらに県有施設の有効活用による新たな増収策を検討していく。</p>
<p>サ 県内16か所の独身寮（定員588人）には、清掃や郵便物の收受などを行うため管理人が常駐し、また、希望する入寮者に朝夕の食事の提供を行っているが、民間に委託して実施しているこの管理・賄い業務に係る平成19年度の委託料は、総額で6,700万円余となっている。</p> <p>独身寮の入居率は、新規採用職員の減少や意識の変化などから低下しており、平成18年度の独身寮の平均入居者数は312.2人で平均入居率は53.1%となっている。また、食事の提供を受けている者の割合も平均すると入居者の4割に満たないことから、独身寮の管理運営の効率を高めるため、その統廃合を進めるとともに、運営体制の見直しについて検討を行う必要がある。</p>	<p>独身寮の管理賄い業務に係る委託料については、これまで管理業務内容や賄い人件費の見直し、競争入札の導入などを行い、委託経費の節減に努めてきたところである。その結果、平成20年度の委託料は、総額で5,400万円余となり、平成19年度に比べて1,300万円余減額となった。</p> <p>平成20年度においては、賄い提供数が減少した加計独身寮の賄いを廃止するとともに、独身寮の統廃合に伴う庄原2号館独身寮の閉鎖により、委託経費を節減し、独身寮の効率的な運営に努めているところである。</p> <p>今後も、地域事務所の再編などによる独身寮の統廃合の状況を踏まえながら、独身寮の管理運営の効率を高めるため、賄い業務などの運営体制の見直しについて検討を行うこととしている。</p>

<p>シ 県出資法人については、「第二次行政システム改革推進計画（平成17～21年度）」において、個別法人ごとの見直しの方向性を示して、分権改革を踏まえた法人の役割や事務事業の見直し、自立経営を図る観点から県職員派遣による人的支援、補助金等の財政的支援の見直しを進めているところであるが、見直しは、公益法人制度改革や事業量の減少など、「第二次行政システム改革推進計画」策定以降の状況変化にも対応して行う必要がある。</p> <p>また、県職員が県出資法人の監事へ就任している例があるが、出資法人の運営の透明性の向上を図るため、県職員の県出資法人の監事への就任については、速やかに見直す必要がある。</p>	<p>県出資法人については、「第二次行政システム改革推進計画（平成17～21年度）」に基づき、対象法人（53法人）ごとに見直しの方向を定め取り組んでいる。平成19年度は、昨今の県出資法人を取り巻く社会情勢の変化等も踏まえ、見直しの着実な実施の観点から、個別法人ごとに進捗状況の確認及びフォローアップを行った。</p> <p>公益法人における監査、監事のあり方については、平成20年4月に示された内閣府の「公益認定等ガイドライン」において、情報開示の適正性についての観点から一定の考え方が示されたところであり、今後、公益法人制度改革が全面施行される平成20年12月1日に向け、広島県公益認定等審議会において、本県における公益認定に関する運用が、国のガイドライン等を参考として審議されることとなる。</p> <p>県出資法人を含む公益法人等の運営の透明性を一層向上させるための方策については、本県における、法人の公益認定等に関する運用等を踏まえ、具体的に検討して参りたい。</p>
<p>ス 平成18年度包括外部監査において、財団法人ひろしま産業振興機構における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理について誤りがあることが指摘された。</p> <p>このため、この包括外部監査結果を踏まえ、他の県出資法人についても、消費税等の適正な申告・納税が行われるよう、県出資法人の指導監督を総括する総務部において、各部を指導する必要がある。</p> <p>また、本庁監査において、消費税等の会計処理を行っている特別会計及び企業会計について調査したところ、消費税等の申告書は担当職員が作成し、他団体との情報交換や勉強会もほとんど行われてなく、過去には国税局（税務署）から過誤納を指摘された会計もあるという状況であった。</p> <p>このため、消費税等のより適切な申告・納税が行なわれるよう、その申告・納税について指導・助言する担当部署を明確にするとともに、研修会の開催などについて指導していただきたい。</p>	<p>消費税等の適正な申告・納税が行われるよう、平成20年5月に、広島国税局職員を講師として、県出資法人及び特別会計、企業会計の担当者を対象とした消費税の研修会を開催した。なお、この説明会において、消費税の申告・納税についての相談窓口について教示を行った。</p>

3-1 企画振興局（旧地域振興部）（監査年月日：平成18年7月20日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 個人情報の取扱を伴う事務を委託する場合は、契約書に個人情報取扱特記事項を記載し、目的外利用・提供の禁止や適正管理等を委託者に遵守させることとなっているが、次の契約において、契約書に個人情報取扱特記事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（総務省統計等調査電算処理業務委託契約：市町村行財政室）</p>	<p>原契約に個人情報の保護の一条と別記「個人情報取扱特記事項」を追加する変更契約を締結した。</p>
<p>イ 住民基本台帳ネットワークシステム用パーソナルコンピュータ・プリンタ・ICカードリーダーライタ及び周辺機器のリース契約（契約期間：平成19年3月30日～平成24年3月29日）及び管理に係る事務において、広島県契約規則等に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>① 契約方法を一般競争入札として、入札の公告を行っているが、入札参加資格確認申請書等の提出期限までに申請書等を提出した者が1者のみであったため、入札を行わず、当該業者から見積書を徴し、随意契約により契約していた。</p> <p>② 長期継続契約の締結に当たっては、リース開始の1か月程度前には入札日を設定すべきところ、10日前に設定していた。</p> <p>③ 借受備品について、備品使用簿が作成されていないなど、物品管理規則に定められた事務処理を行っていなかった。</p>	<p>指摘に基づき、契約規則等に従い適正に契約の事務処理を行っている。</p> <p>指摘に基づき、契約規則等に従い適正に契約の事務処理を行っている。</p> <p>当該借受備品について、物品管理規則第42条の備品使用簿を備え付けた。</p>
<p>ウ 広島県交流・定住促進協議会負担金について、全額を年度の前半に支出しているが、当該協議会の予算の執行状況等からみるとその必要性は認められない。負担金の支出時期の適正化に努められたい。</p>	<p>20年度の予算執行については、20年度広島県交流・定住促進協議会の事業展開に応じ、適切な時期に負担金を支出する。</p>

3-2 企画振興局（旧政策企画部）（監査年月日：平成19年8月1日）

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>試験研究機関における設備使用料・依頼試験手数料の額は、それぞれ、積算基準に基づき設定しているが、積算の方法が試験研究機関の間で異なっているものや、積算基準にある事務処理時間と実際の事務処理時間が異なっており積算根拠が実態と乖離しているものがある。</p> <p>また、相談者等の個別ニーズに応じて行っている技術指導については、現在、無料とされている。</p>	<p>○ 総合技術研究所としての総合力を発揮するため、8センター共通の制度整備を図るとともに、技術指導の更なる高度化を目指し、技術支援制度全般の見直しを行い、平成20年4月1日から新たな技術支援制度を導入した。</p> <p>① 技術的課題解決支援事業の創設</p> <p>利用者からの技術的課題解決依頼に応じて、総合技術研究所が、その解決に向けて検討することを請け負うとともに、技術指導と併せ、検討結果等を記載した技術支援レポートの交付等を行う有料の制度を新設。</p>

<p>政策企画部においては、今年度、設備利用と依頼試験の見直し及び技術指導等の有料化の検討を行うこととしているが、適正な受益者負担と負担に見合った迅速かつ適切な技術支援を行うという観点から、使用料・手数料について実態に即したものとするとともに、技術指導の有料化を検討する必要がある。</p>	<p>② 設備利用及び依頼試験の見直し 行政と民間との役割分担や適正な受益者負担、負担に見合ったサービスの向上の観点から、設備利用及び依頼試験について、実施機関の拡大及び項目の追加・整理・統合、並びに8センター共通の基準・単価に基づく額の改定。</p>
---	--

4 環境県民局（監査年月日：平成19年7月24日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容	
<p>(旧県民生活部) 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。</p>			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 県立広島大学の前回 監査時（平成18年11月）	
大学使用料 [授業料, 施設費] (学事室)	7人 2,433,400円	3人 1,405,050円	
<p>(注)平成19年4月に県立広島大学が公立大学法人化したことに伴い、平成18年度以前の大学使用料（滞納繰越分）に係る債権管理事務の所掌が大学から学事室に移った。</p>		<p>長期未納については、徴収を促進し着実な縮小を図っている。 これにより、滞納者4名、収入未済額595,800円が減少した。 平成20年4月11日に長期滞納者1名について支払督促の申立てを行ったところ、平成20年5月19日に相手方からの異議申立てがあり、今後の対応については現在検討中である。 平成18年度に仮執行宣言付支払督促が確定した1名については、引き続き財産調査を行う。 残り1名については、納入計画に従い、分納中である。</p> <p>長期未納（滞納繰越分）[平成20年5月28日現在] 大学使用料[授業料, 施設費] (学事課) 3人 1,837,600円</p>	
<p>(旧環境部) 次の歳入が、長期未納（滞納繰越分）となつていた。債務者の資力その他の状況に応じた適切な措置を講じられたい。</p>			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)	
浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金 (循環型社会推進室)	1人 1,554,000円	1人 1,554,000円	
		<p>債務者（法人）は休業状態で事業再開の見込みがない休眠状態となっている。また、差し押さえる財産も無い。 よって、地方自治法施行令第171条の5に基づき徴収停止を行う。</p>	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>（旧環境部）</p> <p>浄化槽法に基づく浄化槽の定期検査の平成17年度の受検率は、19.4%と低い状況にある。</p> <p>浄化槽法が平成18年2月に改正され、法定検査に係る県の指導権限が強化されたこと、また、これらに関する事務の市町への権限移譲が進められていることを踏まえ、市町との連携強化も含めた、一層の受検率の向上に向けた施策の展開に努める必要がある。</p>	<p>法定検査については、県作成のチラシを市町や保守点検業者等の協力を得て、設置者に配布し、周知している。また、県及び市町の広報誌に掲載するなど各種の媒体を活用し、周知している。</p> <p>特に、環境への負荷が高い大規模な浄化槽を対象に、平成18年度から未受検者に対し、立入又は文書により受検指導を実施している。</p> <p>さらに、受検率の向上を図るため、平成18年度に法定検査機関を新たに1者指定し、平成19年4月から2者体制による新検査体制の運用を図ったところである。その結果、法定検査実施基数（11条検査）は、平成18年度末の約39,000基から平成19年度末で約49,000基となり、約10,000基の増であり、受検率については、平成18年度末の21.2%に対し、19年度末の推計が25.5%と向上したところである。</p> <p>これらの取組については、県と市町からなる環境行政総合調整会議浄化槽部会を、平成19年度に3回開催し、市町との連携・協調の下、受検率向上対策を講じたところである。</p>

5 健康福祉局（監査年月日：平成19年7月11日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容			
ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。					
区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成18年7月)	
1	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 (こども家庭支援室)	87人	22,310,742円	96人	25,364,505円
2	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 (こども家庭支援室)	3人	1,399,156円	4人	1,442,239円
3	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務看護室)	2人	656,000円	3人	662,000円
4	特定疾患医療費負担金(保健対策室)	2人	70,646円	2人	70,646円
5	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 (被爆者・毒ガス障害者対策室)	6人	2,059,280円	4人	355,710円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 (地域福祉室)	9人	4,041,685円	15人	6,868,455円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉室)	30人	18,250,717円	31人	13,532,087円
8	介護福祉士修学資金貸付金償還金 (地域福祉室)	1人	211,715円	1人	302,715円
9	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉室)	1人	117,300円	2人	154,300円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入 (障害者支援室)	30人	32,661,108円	30人	34,115,808円
11	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (障害者支援室)	35人	10,012,900円	35人	10,072,900円
12	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援室)	250人	28,171,710円	318人	30,180,260円
13	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金 (障害者支援室)	2人	620,000円	2人	620,000円
		<p>1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 71人 金額 17,736,342円 ・基準日までに行つた不納欠損処分的人员・金額 人員 11人 金額 2,242,920円 ・基準日までに全額納入を行つた人員・金額 人員 6人 金額 735,510円 ・基準日までに分割納入された人員・金額 人員 33人 金額 1,595,970円 <p>滞納者に対し、文書、電話、訪問による督促を行つた。 今後も、滞納者に対し、引き続き、文書、電話連絡及び訪問により督促を行う。</p> <p>督促等の機会に債務者の生活状況を把握するように努め、返納計画書に基づき、少額でも定期的継続的な返納をさせる。</p> <p>なお、現在、再度受給者となっている者について、市町との連携を図つて、窓口業務等で返還指導を行う。</p>			

2 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 2人 金額 1,364,656円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 1人 金額 34,500円

借受人等に対し、文書、電話、訪問による督促及び納入指導を行った。その結果、分割納入中の1名が完納した。

今後も借受人等に対し、文書、電話連絡及び訪問により督促を行う。

3 看護師等修学資金貸付金償還金

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 2人 金額 644,100円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 2人 金額 11,900円

文書又は電話による督促を平均月1回程度行い、生活状況上、どうしても1回の返還額や3か月に一度の返還方法では支払いが困難という場合は、返還額を少額にして返還に応じるなどして、少額でも継続して返還するよう促しており、引き続き文書又は電話による督促を継続して行う。

4 特定疾患医療費負担金

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 2人 金額 23,120円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 1人 金額 47,526円

2, 3か月に1回程度、文書及び電話による督促を行っており、引き続き文書及び電話による督促を定期的に行う。

また、分割納入について指導した結果、未納額の多い1人について、分割納入がなされている。

5 原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 4人 金額 1,256,780円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 2人 金額 330,950円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 4人 金額 471,550円

既存の未納債権の縮減を図るため、次のとおり未納者への納付指導を続けている。

- ・ 本人への電話督促（日中に限らず夜間にも行い、不在の場合は留守電に伝言）
- ・ 督促文書（分割による納入計画指導後）

結果、未納額は、2,059,280円から1,256,780円に減額となっている。

また、新たな債権発生の防止を図るため、原爆手当の窓口である市町に対し、住基ネット等の使用により、手当受給者の死亡等の異動把握に努めるよう、協力要請を行なった。

6 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 9人 金額 3,961,685円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 5人 金額 80,000円

7 高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 28人 金額 17,201,199円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 2人 金額 605,400円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 17人 金額 444,118円

高齢者住宅整備資金については、督促状の送付、電話督促等を行った結果、基準日までに2名（延納利息605,400円）の全額納入があった。

今後も引き続き、所在・相続状況等の把握の徹底、督促の随時実施などにより滞納の解消に努める。

8 介護福祉士修学資金貸付金償還金

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 1人 金額 169,000円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 1人 金額 42,715円

9 介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 1人 金額 60,000円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 1人 金額 57,300円

介護福祉士修学資金については、督促状の送付及び電話連絡を行い、基準日現在、滞納者2名から、償還金42,715円及び延滞利息57,300円の分割納入があった。

今後も引き続き、電話及び文書による督促の頻度を高め、納入を促す。

10 障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 30人 金額 31,373,898円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 16人 金額 1,287,210円

11 障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 35人 金額 9,962,900円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 1人 金額 50,000円

障害者住宅整備資金については、平成19年8月に制定した平成19年度障害者住宅整備資金貸付金償還金滞納金徴収促進処理要領に基づき、徴収促進強化期間として、平成19年10月、平成19年12月及び平成20年2月に督促状の送付、電話督促、個別訪問等を実施した。基準日現在、17名（元利収入1,287,210円、延納利息50,000円）が分割納入した。

今後も引き続き、所在・相続状況等の把握の徹底、個別訪問の随時実施などにより滞納者へ督促を行い、滞納の解消に努める。

12 心身障害者扶養共済事業負担金

- ・平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員 248人 金額 28,087,410円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 2人 金額 84,300円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 0人 金額 0円

13 心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金

平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額

- 人員 2人 金額 620,000円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員 0人 金額 0円
- ・基準日までに分割納入された人員・金額
人員 0人 金額 0円

心身障害者扶養共済制度については、電話による督促、分納を呼びかけるなどの納入指導により、2名（84,300円）からの全額納入があった。

また、

- ・2か月間の滞納があった場合は、資格喪失とする
- ・口座振替の普及による滞納防止

等を継続して実施することにより、新たな掛金滞納は（若干の支払遅延を除き）発生していない。

今後も引き続き、適切な納入指導を行うとともに、時効期限が到来し、債務者の死亡・所在不明等により、今後、徴収や時効の援用が見込まれない債権については、不納欠損処分も行っていく。

イ 委託契約等において、次のとおり事務処理に誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積は3者から徴取しており、また、業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあった。（健康増進・歯科保健室）

- ・県民健康意識調査における血液検査業務委託契約（平成18年度）

(イ) 予定価格が80万円を超える賃貸借契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積は3者から徴取しており、また、契約内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあった。（食品衛生室）

- ・食品衛生業務管理システムプログラム賃貸借契約（平成18年度）

(ア) 監査指摘を踏まえ、今後、予定価格が100万円を超える委託契約については、原則、一般競争入札とするなど、適正な競争入札を実施する。

なお、平成19年度においては、予定価格が100万円を超える委託契約（1件）について、一般競争入札を実施した。

(イ) 監査指摘を踏まえ、平成19年度において、予定価格が80万円を超える賃貸借契約については、一般競争入札とした。

<p>ウ 行政財産の使用許可において、行政財産の使用許可を受けた者は、許可を受けた日から1週間以内に誓約書を提出しなければならないが、提出されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(障害者支援室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書が提出されていなかった行政財産使用許可件数 15件 ・根拠規定 行政財産使用規則第4条(誓約書の提出) 	<p>15件すべて、誓約書を徴収した。</p>
--	-------------------------

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>ア 福祉保健部における滞納債権額は、平成18年度末において、普通会計で5億1,760万円余、病院事業会計で1億344万円余に上っており、前年度と比べ増加している。</p> <p>滞納債権の回収に当たっては、滞納債権を所管する本庁各室、地方機関において、各債権管理マニュアルに基づいた電話督促などの取組がされているところであるが、債務者が多く、滞納債権額も多額に上ることなどから、債権担当者による徴収努力にも限界がある。</p> <p>このため、定期的に部局長が各滞納債権の取組状況や課題等を把握し、対応策を検討するなど、組織的な取組を強化する必要がある。</p> <p>また、今年度は、全庁的な組織として、債権管理会議が立ち上げられ、平成19年度から21年度までを「債権回収集中対策期間」として滞納債権の縮減・整理に向けた取組を行うこととなっている。</p> <p>債権回収対策がより実効性が上がるよう、マニュアル等の見直しなども含め、税務室に設置された「債権回収指導担当」などと十分連携の上、滞納債権の早期解消に向けて、部を挙げて取り組んでいただきたい。</p>	<p>滞納債権の早期解消に向けた組織的な取組として、局内の各滞納債権の取組状況や課題等の把握・整理を行なった。</p> <p>債権管理会議において取り決められた、債権回収対策についての全庁的な取組方針に従い、個々の債権について設定した縮減目標額の達成に向け、課題や対策手法等について債権回収指導担当と協議・調整しながら、滞納債権の早期解消に取り組む。</p>

<p>イ 病院事業においては、平成17年度から21年度までを計画期間とする「広島県病院事業経営計画」に基づく経営健全化に向けた取組を進めているところであるが、平成18年度決算における収益的収支や資金収支は、同計画の収支見通しを下回っており、また、安芸津病院においては、入院患者数が前年度と比べ、1割程度減少し、病床利用率は、現在の病床数となって以来、過去最低となるなど、大幅な収益減となっている。</p> <p>このため、平成19年度に行われる現計画の見直しに当たっては、公立病院としてのあり方を踏まえ、病院経営の専門家による経営分析などを活用し、病棟数の見直しを行うなど、抜本的な経営改善策を検討する必要がある。</p> <p>また、同計画に掲げる瀬戸田病院や神石三和病院の移管については、県民の関心も高いことから、移管に向けた協議状況など、積極的に情報公開していただきたい。</p>	<p>平成17年3月に策定した「広島県病院事業経営計画（平成17年度～21年度）」は、計画期間の中間年である3年目に一部見直しを行うこととしている。昨年度は、その3年目に当たることから、外部の専門家（2名）を含む「広島県病院事業経営計画中間見直し検討委員会」を設置し、計画の一部について見直しを行ったところであり、中間見直し後も一般会計からの長期借入金の完済を計画期間内に目指すこととしたところである。</p> <p>また、①自律性の向上、経営責任の明確化、職員の意識改革などを図るため、平成21年4月を目指し、地方公営企業法の全部適用へ移行すること ②安芸津病院については、患者数が毎年減少し、地域の中核病院としての役割が低下していることから、病院規模等の見直し検討を進めること ③瀬戸田病院及び神石三和病院については、平成21年4月を目指して地元移管を進めることなど、今後の運営形態及び各病院の方向性を明記したところである。</p> <p>なお、昨年12月に「公立病院改革ガイドライン」が国から示され、病院事業を設置する自治体は、今年度中に公立病院改革プランを策定することとされており、このガイドラインを踏まえた計画については、広島県病院事業経営計画の次期計画として1年前倒しで策定する予定である。</p> <p>瀬戸田病院と神石三和病院の移管については、地元自治体や関係機関と引き続き協議を行っており、適宜、情報提供を行っているところである。</p>
---	--

6 商工労働局（監査年月日：平成19年7月12日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容			
ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。					
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]			参考 前回監査時 (平成18年7月)	
1	高度化資金に係る貸付金元利収入（商工金融室）	13人	1,659,432,486円	14人	1,674,951,388円
2	高度化資金に係る違約金及び延納利息（商工金融室）	1人	14,815,000円	—	
3	設備近代化資金に係る貸付金元利収入（商工金融室）	20人	81,261,267円	21人	82,121,267円
4	設備近代化資金に係る違約金及び延納利息（商工金融室）	14人	10,911,547円	14人	10,941,547円
5	行政財産使用料（商工労働総務室）	1人	3,005,430円	1人	1,669,680円

	<p>(商工金融室)</p> <p>○ 高度化資金</p> <p>(1) 滞納発生の未然防止</p> <p>償還に不安のある貸付先に対しては、訪問や決算書類確認による組合状況把握に努め、経営改善について指導・助言を行っている。</p> <p>また、償還期限に約定どおりの償還が困難な貸付先に対しては、事後助言等を実施し、貸付先の現状及び、今後の償還計画等を検討し、将来的に回復の見込みがあると認められる場合には、償還猶予を行っている。</p> <p>(2) 延滞債権の回収</p> <p>事業継続中の貸付先については、分割償還額の増額に向けて、経営状況や償還能力に応じた償還計画の徴求とそれに基づく計画的な償還の指導を行い、その結果、一部の貸付先については償還額の増額に至っている。</p> <p>倒産貸付先に対しては、連帯保証人の資産状況の調査を実施し償還督促を行うとともに、資産処分による回収促進を図った。</p> <p>また、法的措置については、回収が進まない貸付先の連帯保証人に対して、預貯金の差押えを行った。</p> <p>その他、一貸付先について債権放棄の手続を実施し、議会議決を得た。</p> <p>○ 設備近代化資金</p> <p>連帯保証人との折衝、資産調査を行った結果、一貸付先について元金が完済された。また、一部の貸付先について分割償還再開に至っている。</p> <p>【収入未済の状況】</p> <p>(平成20年4月末現在：増減は19年度4月末比)</p> <p>① 高度化資金に係る貸付金 (12 組合) 1,471,430,708 円 (△200,030,578 円)</p> <p>② 高度化資金に係る違約金及び延納利息 11,855,000 円 (1 組合) (△2,960,000 円)</p> <p>③ 設備近代化資金に係る貸付金 (20 社) 79,971,267 円 (△1,360,000 円)</p> <p>④ 設備近代化資金に係る違約金及び延納利息 (14 社) 10,873,547 円 (△43,000 円)</p> <p>(商工労働総務室：地域産業振興室分)</p> <p>○ 債務者 (代表取締役) に対し督促を続けており、徴収促進に努めている。</p>
<p>イ 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積りは2者から徴取しており、また、業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(観光振興室)</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾広告宣伝業務委託契約 (平成18年度) 	<p>100万円を超える委託契約については、競争入札(コンペを含む。)により、相手方を決定した。</p> <p>※なお、台湾広告宣伝業務委託契約については、平成19年度は実施しない。</p>
<p>ウ 協定書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(地域産業振興室)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島県立ふくやま産業交流館情報管理システムの修繕に関する協定書 (平成18年度) 	<p>同様の誤りが生じないように、適正な事務処理に努めている。</p>

<p>エ 契約書において、委託業務が完了した日の翌日から起算して10日以内に相談業務実施状況報告書を県に提出するものとされているが、期限を過ぎて提出されているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(職業能力開発室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業カウンセラーによる相談及び講演業務委託契約 (平成18年度) 	<p>監査委員事務局監査実施後、委託先に対し、相談業務実施状況報告書を委託業務が完了した日の翌日から起算して10日以内に必ず提出するよう要請したところ、その後、遅滞なく同報告書の提出を得ている。</p>
--	---

監査の結果 (意見)	措置の内容
<p>ア 地域中小企業支援センター事業費補助金は、「中小企業者等の創意ある発展向上を促進し、もって、地域の振興と活性化に寄与する。」ことを目的として、センターを設置する商工会議所に交付している。</p> <p>センターでは創業や経営革新の指導等を行っており、平成18年度の創業件数は、5つのセンターで43件と、「元気挑戦プラン」に掲げた目標に近い創業件数となっているが、地域の振興と活性化に寄与するためには、創業後、事業が継続されることが重要であることから、創業後の活動状況を把握し、補助金の有効性を検証する必要がある。</p>	<p>引き続き、創業者については、窓口相談や企業訪問等を通じて活動状況の把握に努めるとともに、経理指導や見本市などへの出展等企業ニーズに応じた各種支援策を講じている。</p> <p>フォローアップセミナーの開催情報の提供や、商工会議所会報への紹介記事掲載等によりPRに努めるなどの支援を行っている。</p> <p>創業セミナーの参加者OBとして、翌年度のセミナーでは、講師として創業者へのアドバイスを行うなど、創業支援に貢献する企業もある。</p> <p>創業セミナー等参加者間のネットワークが構築され、相互の需要拡大にも繋がっている。</p>
<p>イ 中小企業高度化資金貸付金の債権回収業務については、平成17年度からその一部を民間の専門業者(以下「サービサー」という。)に委託し、平成19年度からは、設備近代化資金貸付金の回収業務についてもその一部をサービサーに委託している。</p> <p>債権回収委託件数を年々増加させており、回収実績も上がっているが、未回収債権(収入未済)額は、平成18年度末で17億7,800万円余に上がっていることから、一層の縮減に取り組むとともに、経営状況を注視する必要がある債務者については経営指導や助言、きめ細かな情報収集を行い、滞納発生の未然防止に努める必要がある。</p>	<p>債権管理回収の効率化及び回収額の増大を図るため、サービサーの高度な専門知識や高い交渉力を活用した結果、回収額が大幅に増加した。</p> <p>償還に不安のある貸付先に対しては、県職員による訪問や決算書類徴求を行い組合状況把握に努め、必要な場合は早期に指導・助言を行い、滞納の未然防止に努めた。</p> <p>償還期限に約定どおりの償還が困難な貸付先に対しては、事後助言等を実施し、貸付先の現状及び、今後の償還計画等を検討し、将来的に回復の見込みがあると認められる場合には、償還猶予を行った。</p>

<p>ウ 指定管理者制度を導入している広島県立産業技術交流センター及び広島県立ふくやま産業交流館の修繕については、指定管理者との基本協定書に基づき、指定管理者が実施することとなっており、大規模修繕に当たっては、別途、指定管理者と修繕協定書を締結し、実施している。</p> <p>公の施設の大規模修繕については、適正な執行、履行確認ができていれば、指定管理者に行わせることは可能とされているが、両施設については、指定管理者が当該修繕業務をそのまま単一の外部業者に発注しており、また、指定管理者に施工管理を適切に行える技術者がいないなど、指定管理者に委託する合理性は乏しい。</p> <p>このため、今後の大規模修繕においては、第一義的には県が自ら実施することとし、指定管理者に委託する場合においては、指定管理者でなければならないことの必要性並びに指定管理者において適正な執行及び履行確認の確保ができるか否かを十分検討する必要がある。</p>	<p>大規模修繕においては、第一義的には県が自ら実施することとする。</p> <p>指定管理者に委託する場合においては、指定管理者でなければならないことの必要性、並びに指定管理者において適正な執行及び履行確認の確保ができるか否かを十分検討した上で委託するよう努めている。</p>
<p>エ 成長性の高い先端的な企業の誘致を総合的・機動的に推進するため、平成18年5月に知事をトップに庁内の横断的な誘致推進組織「広島県産業集積促進戦略本部」（以下「本部」という。）が設置され、積極的に誘致活動が展開されているが、他県との誘致競争が激しい中、企業立地ニーズにマッチした企業用地の確保、インフラ整備等が課題となっている。</p> <p>誘致の受け皿となる産業団地については、これまで主として公営企業部の土地造成事業で整備されてきたが、地価下落による分譲地等の資産価値の低下に伴い、土地造成事業の財政状況は悪化し、独立採算制での積極的な事業推進が困難な状況となっている。</p> <p>このため、不採算であっても産業政策上必要とされる土地造成及び分譲については、県全体で土地造成事業のあり方について抜本的な見直しを検討し、事業展開を進める必要がある。</p> <p>また、土地造成事業で整備した産業団地のうち長期にわたり分譲が進まない団地については、従来の産業団地としての分譲に捉われず、農林業をはじめとする地域資源の活用など多様な利活用方策を視野に入れ、企業立地の一層の促進を図っていただきたい。</p>	<p>先端的企業の大規模投資に対応するため、昨年9月の補正予算において、千代田工業・流通団地の大規模宅盤への改良費用を計上し、7月末の完成に向け取り組んでいるところである。</p> <p>中山間地域においては、農林業などの地域の主要な産業、地域資源を活かした誘致活動に取り組んでおり、大朝工業団地への中国木材材の進出など、一定の成果を上げている。</p> <p>また、企業立地促進法の改正を受けて、今後、農林水産業関連産業の企業立地に対する支援策の追加・充実が予定されており、県としても、市町など関係機関と十分に連携しながら、企業立地の一層の促進を図っていく。</p>

7 農林水産局（監査年月日：平成19年7月18日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容	
ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。			
	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)
1	農業改良資金貸付金元利収入 (農業経営室)	9人 52,061,990円	11人 69,155,497円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び 延納利息（農業経営室）	15人 35,597,871円	17人 32,350,701円
3	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入（漁業 調整室）	2人 920,000円	4人 2,021,000円
4	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延 納利息（漁業調整室）	4人 5,513,475円	3人 5,299,236円
5	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 (林業振興室)	3人 2,803,989円	4人 5,137,089円
6	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違 約金及び延納利息（林業振興室）	10人 8,350,451円	11人 8,692,993円
7	森林簿調整業務委託の契約解除に係る 違約金及び延納利息（林業振興室）	1人 603,750円	1人 603,750円
8	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に 係る戻入金（畜産振興室）	1人 3,967,802円	1人 4,077,802円
		1.2 農業改良資金貸付金元利収入，農業改良資金貸付金に 係る違約金及び延納利息 ア 長期未収（滞納繰越分）について 長期未納案件については，広島県農業改良資金債権回収 事務取扱要領に基づき，関係機関との連携のもと，分割納 入による償還を促進するとともに，償還に応じないものに ついては，法的措置を実施している。 延滞元金に係るもの【計9件】 ○ 法的措置の実施（4件） ・和解条項に基づく分割納付の継続：2件 （うち1件は完済） ・強制執行の実施：2件（うち1件は完済） ○ 法的措置の検討（1件） ○ 分割納付（3件）（うち2件は完済） ○ 債権放棄の検討（1件） 延滞違約金に係るもの【計15件】 ○ 法的措置の実施（4件） ・和解条項に基づく分割納付の継続：2件 ・強制執行の実施：2件（うち1件は完済） ※4件とも延滞元金と同一の債務者 ○ 分割納付の継続（9件）（うち1件は完済） ○ 分割納付の指導（2件）	

イ 滞納の未然防止等

借受者に対する技術・経営指導を通じ経営の健全化を図ることで滞納発生の未然防止に努めるとともに、新たに滞納が発生した場合には、初期段階での迅速な対応を行うことで、滞納の長期化防止に努めることとする。

(平成20年3月31日現在の状況)

1 農業改良資金貸付金元利収入

5人 33,765,056円

2 農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息

13人 30,967,142円

3.4 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入、沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息について

広島県沿岸漁業改善資金債権回収事務処理要領に基づき、関係機関と連携して回収事務を行うとともに、債務者の情報を入手することにより延滞発生の未然防止に努めている。

貸付金元利収入未納者2名のうち、1名については、分割納入により元金をすべて回収、残り1名については、随時督促等を行い、分割納入による償還指導を行っている。

違約金未納者4名のうち、1名については、すべて回収、貸付金元利収入未納者1名については、違約金に先立って貸付金元利収入の債権確保を図っている。

残りの違約金未納者2名については、元金が返済済であるため、引き続き、借受者及び連帯保証人に対して電話等による償還指導を行い、未納金の早期回収に努める。

(平成20年3月31日現在の状況)

3 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入

1人 220,000円

4 沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息

3人 5,168,646円

5.6 林業・木材産業改善資金貸付金元利収入、林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息

広島県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領(平成6年1月24日制定)に基づき、地域事務所や森林組合等との連携のもと迅速な債権回収に努めている。

元金に係る長期未納案件については、個別の状況に応じた分割指導等を行うとともに、違約金に係る長期未納案件についても分割納入額の増額等の交渉を進めている。

今後においても、関係機関との連携のもと未納者及び連帯保証人に対して随時、電話、文書等による督促や償還指導等を行い、未納金の早期回収に努めるとともに、未納金の発生防止に努めることとする。

(平成20年3月31日現在の状況)

5 林業・木材産業改善資金貸付金元利収入

3人 2,369,914円

6 林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息

10人 7,850,451円

7 森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息

当該歳入は、営業不振による事業活動休止のため、業務実施が不可能となった受託者から、契約書に基づき603,750円の違約金を徴収するものである。

平成16年度以降、会社経営者に対し、文書及び電話により納入の督促とともに、分納についての働きかけを行っているが、当該法人は無資力であり、平成16年5月10日以降、商法で定める役員変更登記が行われていない等休眠状態が継続している。

また、県以外に7千万円の債務の連帯保証を抱えており、差押による債権回収が見込めない。

このため、広島県債権管理事務取扱規則第17条第1項の規定による徴収停止を含め対応策を検討する。

(参考)

未納者の資産状況(平成18年6月15日)

資産総額: 0円

負債総額: 70,000千円

8 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金

当該戻入金は、施設の施工途中で請負業者が民事再生法の適用を受け、事実上工事続行が不可能となったため、前払い金のうち工事未施工部分相当額が戻入金となったものである。

現在、月々一定額の分納返済中であるが、毎月督促状を発するとともに、年2回程度債務者と面談により増額の要求を行い、償還指導を継続している。

今後も引き続き、工事請負契約担当部局(総務局財産管理課)と連携の上、文書や面談による督促を実施することにより、債権の回収を行う。

また、工事の進捗状況や、請負業者の状況を把握することにより、収入未済発生未然防止に努める。

(平成20年3月31日現在の状況)

1人 3,877,802円

イ 行政財産の使用に伴う使用料の収入手続きを遅延し、徴収すべき期日を超えて、納付期限を設定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

施設	広島県緑化センター	県立広島緑化植物公園
徴収すべき期限	平成19年4月30日	平成19年4月30日
実際の納付期限	平成19年7月26日	平成19年7月26日
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条(使用料の徴収方法)	広島県都市公園条例施行規則第9条(土地等の使用料の徴収方法等)
参考	許可内容:電柱等設置のための土地使用 徴収額:9,000円(1件)	許可内容:電柱等設置のための土地使用 徴収額:29,920円(1件)

平成20年度は、行政財産の使用料に関する条例及び広島県都市公園条例施行規則に基づき適正に収入手続きを行った。

今後も、条例及び規則を遵守し適正な事務処理に努める。

<p>ウ 次の工事の執行において、管理図面等や施工中の工事写真の整備、施工段階の確認が不十分であり、施工管理が適切に行われているとは言えない状況であった。適正な事務処理に努められたい。(水産振興室)</p>	
<p>工事名</p>	<p>広島県栽培漁業センター親魚養成施設整備工事（平成18年度）</p>
<p>工事内容</p>	<p>オニオコゼの親魚を養成するためのFRP（ガラス繊維強化プラスチック）製水槽、ろ過装置及び殺菌装置、水温を調節するための加温・冷却装置及び制御装置などの設置、配管及び電気工事</p>
<p>根拠</p>	<p>○土木工事施工管理基準（抜粋） 4 管理の実施 （4）請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図面等に記録し、適切な管理の基に保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 7 その他 （1）工事写真 請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施行状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 ○農林漁業土木請負工事監督要領（抜粋） 第19 監督員は、設計図書に示された施工段階において、適宜臨場等により確認を行うものとする。</p>
<p>工事の執行においては、監督員による施工段階ごとの現状確認を密にするとともに、請負者に対し、管理図面の記録や詳細な工事写真の整備を求めるなど、施工管理を適切に行い、適正な事務処理を行う。</p>	

<p>監査の結果（意見）</p>	<p>措置の内容</p>
<p>ア 平成18年度に組織再編された農業技術指導所において、公用車の稼働率が低い機関が見受けられた。稼働率の低い機関については、配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、削減を指導する必要がある。</p>	<p>地方機関、本庁機関及び農林局を含む農林水産局全体において、平成18年度実績を基に、公用車の配置見直しを行い、平成19年度末までに17台の削減を行った。（平成20年4月1日現在 229台） 平成20年度においても、平成19年度の稼働実績及び各関係機関の実情も踏まえて、稼働率が60%を超えるように、引き続き公用車の配置について見直しを行う。</p>

<p>イ 農業の担い手を育成するために設立された農業技術大学の養成部門（修業年限2年）の最近10年間の入学者数は、1学年定員50人に対して平均すると20人程度と少なく、また、卒業生の就農率の平均も約30%と低いことから、設置目的を十分に果たしているとはいえない状況である。</p> <p>大学校では、「産業として自立した農業者育成のための、県民ニーズに即応した魅力ある研修システム」をコンセプトとしてカリキュラムなどを大幅に見直し、平成18年度から実施しているが、入学者数、就農者数ともに十分な成果が挙がっていないことから、高等学校等への働きかけなどPRの充実に努めて入学者の増加を図るとともに、市町や今後の就農者の受け皿となる農場型集落農業法人及び農業外企業法人等とより一層連携して就職先を確保するよう取り組む必要がある。</p>	<p>入学者の増加に向けた対応については、平成19年度に県内全高等学校を述べ159回訪問したほか、3回開催したオープンキャンパス時に、入学意思を示した生徒がいる高校には二次訪問を行うなど、学生確保活動の強化を図った。</p> <p>近年の高校生の進路については、選択肢が広がり、農業関係へ希望する学生が減少している中で、農業共済新聞への生徒募集記事の掲載、フードフェスティバルでの広報活動、ハローワークでの資料常設等により、新卒高校生以外の就農意欲が極めて高い学生を4人確保することができたが、平成20年度の入学者数は16人にとどまった。</p> <p>また、次の取り組みを実施した結果、就農率は41%となり平成11年以後でもっとも高くなった。</p> <p>(1) 集落法人や農業外企業の代表者を講師として「就農促進研修会」を実施し、法人や参入企業が求める人材についての意識啓発及び就農意欲の醸成を図った。</p> <p>(2) 求人募集のあった集落法人や農業外企業に、就農希望学生を実習も兼ねて訪問（8回）させるなど、就農に結びつくように支援した。</p> <p>(3) 大学校職員が、集落法人経営検討会や法人リーダー研修会等へ直接参加（3回）することにより、法人等が求める人材ニーズを把握し、学生の就農意欲等を法人代表へ伝えるとともに、即戦力として活躍できる学生の育成に努めた。</p> <p>(4) 法人への就農を目指し、非農家出身の卒業生2名が、三原市野菜振興センター及び（農）三次ピオーネ生産組合で研修を開始した。</p> <p>集落法人や農業外企業法人のニーズに応えるため2年間の正規課程とは別に、短期（14日～120日の4コース）研修をのべ207回実施した。</p> <p>引き続き入学者数の増加を図るとともに、市町や集落法人及び農外企業法人とより連携し、学生の就職先の確保に取り組む。</p>
<p>ウ 中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な地域で耕作放棄地の発生防止に取り組む農業者等に対して助成するものであるが、平成18年2月の会計検査院の現地検査において、平成12年度から16年度に交付された交付金について、過払いが指摘された。その後、農林水産省が実施した全協定に対する調査により、三次市など3市町において、174協定1億8,179万円余の過払いが判明したところである。</p> <p>これらの過払いが速やかに返還されるよう適切な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>【基本方針】 過払いとなった協定に対して、全額返還を求める。</p> <p>【対応状況等】 三次市を除く2市町においては、市町が集落説明会を実施し、平成19年度末までに全額返還された。</p> <p>三次市の協定は、返還に至った経緯に関して行政不信が根深く、返還合意が難航しているが、平成19年10月に「中山間地域等直接支払事業対応班」を設置し増員体制を整え、過払い158集落の約8割の集落に対して個別説明会を行った。</p> <p>この結果、平成19年度末までに23集落から返還の同意を得ることができ、うち11集落から4,322千円の返還がなされた。</p> <p>今後、合意されない集落には引き続き、理解を求めるとともに、合意された集落には返還に向けた指導・助言を市が主体的に行うよう誘導し、返還を加速させる。</p>

<p>エ 広島県栽培漁業センター親魚養成施設整備工については、本庁において執行されているが、工事に精通した技術職員が関与していないことなどから、施工管理が適切に行われているとは言い難い状況であった。このため、設計・積算・監督及び検査の各段階において、工事に精通した技術専門職員が関与するなど、工事の適切かつ効率的な執行を図るための体制を確保する必要がある。</p>	<p>工事の執行においては、設計から監督、検査までの各段階において技術専門職員が関与できるよう、東広島地域事務所農林局や営繕課と協議し、工事の適切な執行体制を確保することとした。</p>
--	---

8 土木局（監査年月日：平成19年8月6日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容			
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（監査日現在確認分）</p>					
<p style="text-align: center;">区 分</p>		<p>長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕</p>		<p>参考 前回監査時 （平成18年7月）</p>	
<p style="text-align: center;">1</p>	<p>雑収〔不当利得返還金（許可量を超えて採取した海砂利採取料金）〕（港湾管理室）</p>	<p>9人</p>	<p>53,673,416円</p>	<p>9人</p>	<p>40,487,312円</p>
<p style="text-align: center;">2</p>	<p>港湾施設使用料（港湾管理室）</p>	<p>2人</p>	<p>5,486,184円</p>	<p>2人</p>	<p>5,496,184円</p>
		<p>1 雑収〔不当利得返還金（許可量を超えて採取した海砂利採取料金）〕 未納者で破産宣告を受けている1者については、破産法の手続きに従い、債権の回収を図る。 その他8者については、平成19年9月28日付けで督促状を送付し、うち2者から計1,900,000円が納入され、うち1者が完済した。 しかし、滞納者の状態が、事実上の倒産又は経営が非常に苦しいことなどから、平成19年度の調定分について、新たに6,369,060円の未納が生じた。 引き続き面談、文書及び電話による督促を行い、債権の早期回収を図る。 〔平成20年4月1日現在 8人 58,142,476円〕</p> <p>2 港湾施設使用料 1者については事業廃止状態であり、社長は個人として破産していたため、債権回収の可能性を探るための現況確認を行っていたところであるが、事業廃止の状態が変わらないまま時効が成立したため、平成20年3月に不納欠損処分を行った。 他の1者については、協議の上、滞納額を分割納付することで合意しており、平成20年4月末現在で滞納額90,066円のうち30,000円が納付済である。今後も滞納者と随時連絡を取り、分納計画の確実な履行を求めていく。 〔平成20年4月30日現在 1件 60,066円〕</p>			

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 公共工事のコスト削減については、平成 16 年 3 月に策定された「広島県公共工事コスト削減プログラム」（平成 16 年度～20 年度実施）に基づいて取り組んでいるが、プログラムに掲げた目標を達成するためには、職員一人ひとりのコスト意識の一層の向上と、組織的な取り組みが必要である。</p> <p>しかし、各地域事務所の建設局・支局及び港湾振興局（以下「建設局等」という。）において、コスト削減検討会の対象工事があるにもかかわらず検討会を開催していない建設局等や、コスト削減算定表の作成率も建設局等の間で開きがあった。このため、コスト削減検討会の開催及びコスト削減額の算出等の徹底を指導する必要がある。</p> <p>また、計画・設計段階におけるコスト削減額の算出は任意作成となっているため、コスト削減額を算出していない建設局等があるが、コスト削減額の効果が大きい計画・設計段階でのコスト削減額の算出についても同様に指導する必要がある。</p>	<p>コスト削減検討会に諮る対象工事・業務については、検討会の開催やコスト削減額算出の実施を図るよう建設局等を指導するとともに、その実施状況を記入する整理表（別紙）を新たに設け、建設局等での管理の徹底を図る。</p> <p>また、工事発注段階においては工事執行伺いの決裁時に監督ライン（主任監督員、総括監督員）で、計画・設計段階においては業務成果品納入時に検査ライン（工事検査監等）で、この整理表に基づき、検討会の開催や削減額の算出等について実施状況をチェックし、最終的な確認は技術次長が行うよう建設局等を指導していく。</p> <p>計画・設計段階での取組はコスト削減効果が大きいことから、大規模な事業については、「各地域事務所建設局等コスト削減検討会」において、重点的に点検を行っていく。</p> <p>なお、平成 19 年度の取組状況は、全ての建設局等においてコスト削減検討会を開催し、コスト削減算定表は対象工事全てにおいて作成するなど、組織的にコスト削減に取り組んだ。しかし、今後、工事箇所減少および工事規模の縮小が予想されることから、プログラムに掲げた目標を達成するため、コスト削減算定表作成の工事の対象金額の引き下げ等について検討していく。</p>
<p>イ 「河川における不法行為対策指針」（平成 17 年 11 月改訂。以下「指針」という。）において、地域事務所長は、不法占用を発見したときはその実態を調査するとともに、不法占用の態様に応じて 3 つの類型に区分し、その類型ごとに指針に定められた対応を執ることとされているが、この区分が行われていないものがあつた。</p> <p>河川における不法占用の件数は、359 件と県が管理する財産の不法占用（394 件）の大半を占めていることから、河川における不法占用に迅速かつ適切に対処するため、当面、指針に基づいた処理を徹底するよう指導する必要がある</p>	<p>平成 19 年 10 月、「河川における不法行為対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、類型別の区別を行うよう各地方機関に指示するとともに、最新状況があれば更新するよう指示した。</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日付け通知では、「指針」に定める類型別事案ごとに処理順位を決めて、着実に対応すること、併せて、「不法行為整理簿」、「不法行為整理台帳」を修正し、平成 20 年 6 月 1 日までに道路河川管理室に報告することを各地方機関に指示した。これにより平成 19 年度における不法行為への対応状況を把握する。</p> <p>また、地方機関ごとに不法行為対策に関するヒアリングの実施を検討しているところである。</p> <p>今後とも現地調査等を行い、早期発見・早期是正を図ること、不法行為の未然防止に努める。</p>
<p>ウ 港湾施設使用料の平成 18 年度の収入未済額は、1,206 万円余、43 人となっており、収入未済額、人数ともに増加傾向にある。</p> <p>港湾管理室では、未収金の徴収及び使用許可等の取扱いに関し、平成 19 年 3 月に「港湾使用料未納者に対する事務手続要領」を策定しているが、使用料の未納者について速やかな徴収を行うため、この要領について各担当者や収納事務受託者等に周知徹底を行うとともに、特に法的措置については、今年度から税務室に設置された「債権回収指導担当」などと十分連携の上、確実に実施する必要がある。</p>	<p>平成 19 年 3 月に策定した「港湾使用料未納者に対する事務手続要領」の適切な運用に努めるとともに、関係機関と協議し連携を取りながら、滞納の発生防止や滞納の早期解消に取り組んでいく。</p> <p>また、滞納者の状況調査を随時行うこととし、その結果、当該債権が破産等により明らかに回収が困難な状況にある場合は、早期に不納欠損処分を行う。</p> <p>併せて、滞納処分については、実施に向けて、税務課の「債権回収指導担当」と連携・協議し、具体的な取組方法を定めていく。</p>

9 都市局（監査年月日：平成19年8月2日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容															
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="188 371 1374 591"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 371 604 450">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="604 371 983 450">長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕</th> <th colspan="2" data-bbox="983 371 1374 450">参考 前回監査時 (平成18年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 450 604 517">住宅使用料（住宅室）</td> <td data-bbox="604 450 743 517">1,588人</td> <td data-bbox="743 450 983 517">137,200,501円</td> <td data-bbox="983 450 1121 517">1,495人</td> <td data-bbox="1121 450 1374 517">135,148,475円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 517 604 591">雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅室）</td> <td data-bbox="604 517 743 591">1人</td> <td data-bbox="743 517 983 591">205,200円</td> <td data-bbox="983 517 1121 591">1人</td> <td data-bbox="1121 517 1374 591">205,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="762 645 938 678">1 住宅使用料</p> <p data-bbox="783 680 951 714">(1) 徴収強化</p> <p data-bbox="783 716 1422 831">住宅使用料については、年3回の徴収強化月間の設定など、夜間・休日を含めた効率的かつ濃密な督促・徴収に努めた。</p> <p data-bbox="783 833 1422 947">また、督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に積極的に取り組んだ。</p> <p data-bbox="783 949 1422 1108">なお、平成19年度の10月実施分から、法的措置の基準を、これまでの「滞納月数が7か月以上又は滞納家賃の額が8万円以上」から「滞納月数が5か月以上又は滞納家賃の額が7万円以上」に引き下げた。</p> <p data-bbox="826 1111 1422 1144">〔法的措置件数：平成19年度386件（18年度267件）</p> <p data-bbox="869 1146 1422 1180">（地方機関を含めた件数556件(18年度438件)〕</p> <p data-bbox="783 1182 999 1216">(2) 不納欠損処分</p> <p data-bbox="783 1218 1422 1377">平成19年度決算において、長期に累積した一般債権（5年の時効期間を経過し、徴収不能となったもの）及び確定債権（10年の時効期間を経過し、滞納者から時効の援用の申し出があつたもの）を不納欠損処分した。</p> <p data-bbox="783 1379 1422 1449">〔不納欠損額：平成19年度4,035,277円（地方機関を含めた額6,517,907円）〕</p> <p data-bbox="783 1451 1222 1485">(3) 措置結果（平成20年3月末現在）</p> <p data-bbox="804 1487 1318 1520">① 徴収強化 550人 12,221,955円</p> <p data-bbox="804 1523 1318 1556">② 不納欠損処分 31人 4,035,277円</p> <p data-bbox="804 1559 1318 1592">③ 措置後の状況 1,038人 124,978,546円</p> <p data-bbox="762 1594 1374 1628">2 雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕</p> <p data-bbox="783 1630 951 1664">(1) 納入督促</p> <p data-bbox="804 1666 1422 1825">電話・文書・訪問等により再三の納入督促に努めたが応じないため、法的措置（支払督促及び金銭差押え）を実施したが、回収できなかった。</p> <p data-bbox="783 1827 1222 1861">(2) 措置結果（平成20年4月末現在）</p> <p data-bbox="804 1863 1318 1897">・ 措置後の状況 1人 205,200円</p> <p data-bbox="783 1899 975 1933">(3) 今後の方針</p> <p data-bbox="804 1935 1174 1968">引き続き督促・徴収に努める。</p>	区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕		参考 前回監査時 (平成18年7月)		住宅使用料（住宅室）	1,588人	137,200,501円	1,495人	135,148,475円	雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅室）	1人	205,200円	1人	205,200円
区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕		参考 前回監査時 (平成18年7月)													
住宅使用料（住宅室）	1,588人	137,200,501円	1,495人	135,148,475円												
雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅室）	1人	205,200円	1人	205,200円												

イ 行政財産の使用許可に伴う使用料の収入手続き（調定及び納入通知）がされていないものや、徴収すべき期限を超えて、納付期日を設定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（住宅室）

区 分	内 容	
①調定漏れ	徴収すべき期限 平成19年4月30日 (1,500円 1件)	
②調定の遅延	使用許可継続分	
	徴収すべき期限	平成19年4月30日
	実際の納付期限	平成19年6月8日 (9,575,490円 12件) 平成19年6月22日 (177,000円 7件)
	使用許可新規分	平成19年5月14日
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）	
参 考	許可内容：電柱設置，無線基地局設置等のための土地及び建物使用 徴収額：9,755,370円（21件）	

行政財産使用状況の確実な把握を行い、適正な事務処理を行うこととする。

ウ 委託契約において、次のとおり事務処理に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 予定価格が100万円以下の委託契約において、設計積算のための参考見積書を提出させた3者のうち最も低い額を提示した1者のみから契約締結のための見積書を徴していた。
（住宅室）
・県営長寿園高層住宅連結送水管耐圧性能点検業務委託（平成18年度）

(イ) 予定価格が100万円以下の委託契約において、業務を熟知しており、適正かつ迅速な履行が可能として1者のみから見積書を徴し随意契約を行っているが、業務内容からみて複数の者から見積りを徴する必要があつた。
（住宅室）
・公営住宅管理データベース整備業務委託（平成18年度）

(ウ) 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、業務内容からみて競争入札に適さないとは認められず競争入札とすべきものがあつた。
また、業務内容からみて業務委託として発注するのではなく、工事請負として発注すべきであつた。適正な事務処理に努められたい。
（住宅室）

(ア) 今年度の契約に当たっては、複数の者から見積書を徴し、適正な事務処理を行っている。

(イ) 今年度の契約に当たっては、複数の者から見積書を徴し、適正な事務処理を行っている。

(ウ) 今年度の契約に当たっては、業務目的と関係法令の整合が図られるよう精査し、適正な事務処理を行う様に努力している。

契約名	県営宮ヶ迫住宅建替事業に伴う仮移転先修繕業務委託契約（平成18年度）
業務内容	建築工事（塗装部分の塗替え，クロスの張替え，畳の表替えなど） 電気設備工事（電気通電検査，県設置の照明器具の電球取替えなど） 機械設備工事（不良排水設備機器の取替えなど）

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>県営住宅使用料の平成 18 年度の収入未済額は、2億 3,773 万円余、2,467 人となっており、収入未済額、人数ともに増加傾向にある。</p> <p>平成 19 年度からは、公募による指定管理者制度が導入され、県営住宅使用料の徴収を指定管理者が行い、滞納に係る法的措置を、引き続き住宅室で実施することとなった。</p> <p>今後は、指定管理者と連携を図り、新たな収入未済が発生しないよう取り組む必要がある。</p> <p>また、上記の収入未済額のうち、県営住宅をすでに退去した者の収入未済額は、1億 8,163 万円、903 人となっている。</p> <p>退去した者の収入未済については、「県営住宅の退去者に係る家賃滞納整理事務処理要領」（平成 19 年 4 月改訂。）において滞納者調書等を作成し、それに基づき法的措置を実施することとされているが、滞納者調書等が作成されていないものもあり、また、平成 18 年度の法的措置も 2 件しか実施されていない。</p> <p>今後は、要領に基づいた事務処理を徹底する必要がある。</p>	<p>1 新たな収入未済の防止</p> <p>(1) 徴収強化 住宅使用料については、指定管理者と連携を取りながら、年 3 回の徴収強化月間の設定など、夜間・休日を含めた効率的かつ濃密な督促・徴収に努めた。</p> <p>(2) 法的措置基準の引下げ 督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に積極的に取り組んでいるところであるが、更に早期の滞納解消を促すため、平成 19 年度の 10 月実施分から措置基準を、これまでの「滞納月額 7 か月以上又は滞納額 8 万円以上」を「5 か月以上又は 7 万円以上」に引き下げた。</p> <p>これにより、少額滞納の段階から法的措置を講ずることになり、新たな収入未済の発生防止に資するものと考えている。</p> <p>2 退去した者の収入未済の解消</p> <p>(1) 効率的な徴収活動 滞納者調書等の作成等、要領に基づいた事務処理を徹底し、効率的な徴収活動を行えるよう指定管理者を指導した。</p> <p>また、所在が確認できた者 169 名に対して一斉に督促・徴収活動を行い、一部支払を含め、39 名（23%）からの支払いを得た。</p> <p>(2) 法的措置の実施 督促にも応じない者で、ある程度の収入を得ていると認められる者に対しては、支払督促を 6 件、預金の差押えを 5 件実施した。（支払督促 6 件、差押え 5 件）</p> <p>しかし、家賃未払いのまま県営住宅を退去した者は、厳しい困窮状況にあり、差押さえの効果が少ないため、改めて手法の検討を行う。</p>

10 企業局（監査年月日：平成19年7月9日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																			
次の収益において、長期未納（過年度分）のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="189 416 687 490"></th> <th data-bbox="687 416 979 490">長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="979 416 1272 490">参考 前回監査時 (平成18年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="189 490 687 564">土地売却代金 (土地管理室)</td> <td data-bbox="687 490 979 564">1人 90,479,249円</td> <td data-bbox="979 490 1272 564">1人 90,479,249円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 564 687 638">延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの] (土地管理室)</td> <td data-bbox="687 564 979 638">3人 273,780,226円</td> <td data-bbox="979 564 1272 638">3人 272,813,170円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 638 687 712">雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村 交付金の企業負担分] (土地管理室)</td> <td data-bbox="687 638 979 712">1人 435,300円</td> <td data-bbox="979 638 1272 712">1人 521,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 712 687 786">延滞金 [所在市町村交付金の弁済に伴う遅 延損害金] (土地管理室)</td> <td data-bbox="687 712 979 786">1人 268,056円</td> <td data-bbox="979 712 1272 786">1人 147,057円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 786 687 862">損害金 [土地の不法占有に係る損害金及び 訴訟費用] (水道管理室)</td> <td data-bbox="687 786 979 862">1人 2,693,767円</td> <td data-bbox="979 786 1272 862">—</td> </tr> </tbody> </table>		長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)	土地売却代金 (土地管理室)	1人 90,479,249円	1人 90,479,249円	延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの] (土地管理室)	3人 273,780,226円	3人 272,813,170円	雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村 交付金の企業負担分] (土地管理室)	1人 435,300円	1人 521,500円	延滞金 [所在市町村交付金の弁済に伴う遅 延損害金] (土地管理室)	1人 268,056円	1人 147,057円	損害金 [土地の不法占有に係る損害金及び 訴訟費用] (水道管理室)	1人 2,693,767円	—	<p>○ 土地売却代金 (90,479,249円)、延納利息 (194,920,967円) については、県税の滞納により三次県税事務所が平成9年5月に差押を行い（企業局は一番抵当権設定）、平成12年12月に同事務所が実施した4回目の公売において企業局が土地建物の所有権を取得した。企業局では、公売に伴う配当 (523,120,751円) を受け、その全額を未納の売却代金の一部に充当した。</p> <p>平成13年3月、残る売却代金と延納利息の支払等を求める訴訟を起こした。同年11月に勝訴し、法人調査を行ったところ、同社には財産もなく活動も停止している状態であったため、平成14年6月に徴収停止を行った。</p> <p>その後も情報収集に努めているが、現在に至るまで同社代表の所在及び活動実態等は不明である。引き続き情報収集に努めていく。</p> <p>(監査日から平成20年4月末までの徴収金額) 0円</p> <p>○ 延納利息 (70,391,035円) については、平成27年4月までの長期弁済計画に基づき、毎月分割納付を受けているところである。</p> <p>(監査日から平成20年4月末までの徴収金額) 1,050,000円</p> <p>○ 延納利息 (8,468,224円)、雑収益 (435,300円)、延滞金 (268,056円) については、滞納が長期に亘っており、滞納金額も年々増加してきている。</p> <p>平成19年度に提出された返済計画に基づいて、滞納が解消されるよう指導等を行ってきたが、計画通りの返済が行われなかったため、平成20年2月2日に契約を解除したところである。</p> <p>今後は、土地明渡し及び未納金の回収について、法的措置の実行を検討する。</p> <p>(監査日から平成20年4月末までの徴収金額) 435,300円</p>	
	長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)																		
土地売却代金 (土地管理室)	1人 90,479,249円	1人 90,479,249円																		
延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの] (土地管理室)	3人 273,780,226円	3人 272,813,170円																		
雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村 交付金の企業負担分] (土地管理室)	1人 435,300円	1人 521,500円																		
延滞金 [所在市町村交付金の弁済に伴う遅 延損害金] (土地管理室)	1人 268,056円	1人 147,057円																		
損害金 [土地の不法占有に係る損害金及び 訴訟費用] (水道管理室)	1人 2,693,767円	—																		

○ 損害金 (2,693,767 円) については、平成 18 年 12 月に土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用の債務が確定した後、共同管理者である広島市水道局と協議し、平成 19 年 1 月に債務者に書留で文書を郵送した。

納期限になっても納付されなかったため、共同管理者と協議し支払いの督促と併せて差押え等の強制執行について警告する文書を配達記録で郵送した。

その後、平成 20 年 1 月に債務者の住民票の写しを取得し住所欄に記載された地点の現地調査を行ったが債務者の現住所を確認できなかった。

今年度も引き続き、広島市水道局と連絡を十分にとりながら、債務者の現住所及び財産を調査し、支払いを督促するなど、未納の早期解消に向けて取り組んでいく。
(監査日から平成 20 年 4 月末までの徴収金額) 0 円

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>水道事業では、管路が整備後 30 年以上経過しているものが全体の約 4 割を占め、全体的に老朽化が進んでいる。この対応として「管路更新計画 (第 1 次)」を策定して管路更新事業に取り組んでいるが、この計画は、今後 10 年間で、管路全体の 1 割程度を更新するものであることから、20 年後、30 年後を見通して、段階的、計画的な更新が可能となるよう、残りの管路を含めた全体の更新計画の策定を検討する必要がある。</p>	<p>「管路更新計画 (第 1 次)」については、策定に先立ち、すべての管路を対象として建設年度・埋設環境・漏水事故歴等を調査し老朽度を判定した。</p> <p>この結果を踏まえ、漏水事故発生に伴う県民生活や企業の生産活動への影響度を考慮しながら、管路更新優先度の順位付けを行って平成 18 年 3 月に策定した。</p> <p>「管路更新計画 (第 1 次)」以降の更新計画については、老朽度や新たな漏水事故の発生状況等を踏まえ、状況の変化に応じ、順次計画の策定を行い、計画的な更新に努めることで安定供給を図って参りたい。</p>

11 呉地域事務所 (監査年月日 : 平成 19 年 10 月 23 日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容	
<p>ア 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>(税務局)</p>		
<p>区 分</p>	<p>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</p>	<p>参考 前回監査時 (平成 17 年 10 月)</p>
個人県民税	252,324,260円	344,978,675円
法人県民税	9,398,957円	14,834,936円
個人事業税	28,342,618円	55,252,572円
法人事業税	40,973,457円	70,721,727円
不動産取得税	59,861,685円	52,483,514円
自動車税	57,324,315円	69,575,562円
特別地方消費税	403,026円	2,454,761円
過少申告加算金	18,082円	4,029,800円
不申告加算金	237,100円	346,700円
重加算金	8,447,579円	15,509,267円

(税務局)

収入未済額の縮減については、局の重点課題として効果的な滞納処分を行うなどの徴収促進と滞納発生の未然防止に努めている。

個人県民税については「地方税徴収対策推進協議会」を通じて市と連携し、情報の共有化、広報に努め、合同公売等も実施し、徴収強化に取り組んでいる。

呉市については捜索への協力、江田島市については引き続き巡回型徴収支援を実施することとしている。

他の税目については滞納整理統括班会議での計画的・効率的な処理方針の決定と進行管理の徹底を行っていく。

現年分の勤務先調査を主体とした財産調査の早期着手と集中催告により、繰越分の発生防止を図る。

長期未納については債権差押を中心にタイヤロックの活用による自動車を含め動産・不動産の差押など積極的に滞納処分を行う。

(平成20年3月末現在の収入未済額)

個人県民税	209,010,545円
法人県民税	5,153,068円
個人事業税	19,165,633円
法人事業税	17,359,671円
不動産取得税	36,789,745円
自動車税	38,202,713円
特別地方消費税	0円
過少申告加算金	18,082円
不申告加算金	205,100円
重加算金	7,362,779円

(厚生環境局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)
知的障害者援護施設入所負担金	1人 19,100円	1人 19,100円
生活保護費に係る戻入金・返還金	65人 26,339,295円	65人 27,148,436円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	34人 10,820,886円	37人 12,018,506円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 583,130円	2人 693,830円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	159人 39,405,757円	152人 34,822,967円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 3,467,573円	7人 3,592,297円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	18人 231,284円	22人 299,312円
母子福祉資金に係る戻入金	5人 630,500円	2人 258,000円

(厚生環境局)

○知的障害者援護施設入所負担金

平成20年4月末現在の収入未済額 0人 0円

不能欠損処分 1人 19,100円

知的障害者援護施設入所負担金については、債権管理状況を精査したところ、公法上の債権の消滅時効が到来していたことから、平成20年度において、やむを得ず不能欠損処分を行った。

○生活保護費に係る戻入金・返還金
平成20年4月末現在の収入未済額

64人 25,526,616円

・全額納入を行った人数・金額

1人 288,000円

・分割納入を行った人数・金額

18人 524,679円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

○児童扶養手当に係る戻入金・返還金

平成20年4月末現在の収入未済額

33人 10,458,886円

・全額納入を行った人数・金額

1人 21,000円

・分割納入を行った人数・金額

6人 341,000円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう、夜間に電話するなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

○福祉手当に係る戻入金・返還金

平成20年4月末現在の収入未済額

1人 571,130円

・全額納入を行った人数・金額

0人 0円

・分割納入を行った人数・金額

1人 12,000円

現在、定期的に分割納入が行われており、滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

○母子福祉資金に係る貸付金元利収入

平成20年4月末現在の収入未済額

146人 36,285,267円

・全額納入を行った人数・金額

13人 344,677円

・分割納入を行った人数・金額

61人 2,775,813円

○寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

平成20年4月末現在の収入未済額

6人 3,398,484円

・全額納入を行った人数・金額

0人 0円

・分割納入を行った人数・金額

4人 69,089円

○母子福祉資金に係る違約金・延納利息

平成20年4月末現在の収入未済額

17人 224,505円

・全額納入を行った人数・金額

1人 800円

・分割納入を行った人数・金額

1人 5,979円

○母子福祉資金に係る戻入金

平成20年4月末現在の収入未済額

5人 630,500円

・全額納入を行った人数・金額

0人 0円

・分割納入を行った人数・金額

0人 0円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないように償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境局長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

(建設局)

区 分	長期末納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 (平成17年10月)
施設使用料	2人 366,260円	2人 366,260円
漁港使用料	4人 1,062,308円	3人 1,114,200円
道路使用料	7人 214,680円	4人 81,580円
河川使用料	4人 4,198円	—
砂防設備使用料	3人 6,373円	2人 2,230円
公有水面使用料	12人 486,560円	7人 587,850円
海岸使用料	1人 4,320円	—
住宅使用料	36人 4,885,008円	28人 4,703,740円
駐車場使用料	19人 288,074円	12人 98,900円
雑収（ガードレール破損の補修費用）	1人 105,060円	1人 105,060円

(建設局)

○漁港使用料

・平成20年4月末現在の収入未済額
2人 1,043,828
円

・全額納入を行った人数・金額 2人 18,480円

○道路使用料

・平成20年4月末現在の収入未済額
4人 113,560
円

・全額納入を行った人数・金額 3人 99,500円

・分割納入を行った人数・金額 1人 1,620円

○河川使用料

・平成20年4月末現在の収入未済額 0人 0円

・全額納入を行った人数・金額 4人 4,198円

○砂防設備使用料

・平成20年4月末現在の収入未済額
1人 3,895
円

・全額納入を行った人数・金額 2人 2,478円

○公有水面使用料

・平成20年4月末現在の収入未済額
6人 148,500
円

・全額納入を行った人数・金額 6人 338,060円

○海岸使用料

・平成20年4月末現在の収入未済額 0人 0円

・全額納入を行った人数・金額 1人 4,320円

○雑収（ガードレール破損の補修費用）

・平成20年4月末現在の収入未済額
1人 105,060円

河川使用料及び海岸使用料については、滞納者に対して電話等により督促を行った結果、長期未納（滞納繰越分）は解消した。

漁港使用料、道路使用料、砂防設備使用料及び公有水面使用料については、滞納者に対して戸別訪問や電話、文書送付により再三督促を行ったが、納入意欲の欠如等により未だに支払われていない状況である。

滞納件数を少しでも減らすよう、今後とも粘り強く納入の説得を続け滞納の解消に努めるとともに、法的要件を満たすものについては、本庁と協議して不納欠損処分を検討するなど適切な債権管理に努める。

雑収（ガードレール破損の補修費用）については、不納欠損処分を行う方向で本庁と協議している。

○施設使用料

・平成20年3月末現在の収入未済額
2人 366,260
円

○住宅使用料

・平成20年3月末現在の収入未済額
28人 4,692,870
円

・全額納入を行った人数・金額 8人 192,138円

	<p>○駐車場使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月末現在の収入未済額 <ul style="list-style-type: none"> 12人 183,774円 全額納入を行った人数・金額 7人 104,300円 <p>施設使用料については、電話・文書による納入指導を行うとともに、夜間・休日を含めた督促などを行い徴収に努める。</p> <p>今後は、法的措置の活用を前提として督促、徴収に努める。</p> <p>住宅使用料については、県営住宅指定管理者と連携を取りながら、年3回の徴収強化月間の設定や夜間・休日を含めた効率的かつ濃密な督促、徴収を実施している。督促に併せて家賃減免制度の周知又は分割納付の指導を行い、支払いの円滑化を図っている。</p> <p>また、督促・徴収に応じない長期（5か月以上）又は高額（7万円以上）の滞納者については、住宅の明渡し及び家賃の支払いを求める法的措置を講じている。</p> <p>今後も、県営住宅指定管理者と緊密な連携を図りながら、積極的に法的措置を講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努める。</p> <p>駐車場使用料については、住宅使用料の徴収と併せて実施している。</p> <p>今後も、住宅使用料と同様に督促、徴収に努める。</p>
<p>イ フェリー券及び有料道路通行券において、使用簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致しないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（建設局）</p>	<p>回数券受払簿（台帳）と公用車運転日誌を突合したところ、台帳への記入漏れ等が原因であることが確認され、台帳を修正した。</p> <p>今後は、適切に事務処理を行う。</p>
<p>ウ 委託契約において、予定価格の設定を行わず、また、見積書を2者以上から徴取すべきところ、見積書を徴さず前年度受託者と随意契約していた。適正な事務処理に努められたい。（厚生環境局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験検査器材の洗浄業務委託契約 	<p>予定価格の設定を行い、見積書を2者以上から徴取する等、適正な事務処理を行う。</p>
<p>エ 工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。（農林局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境保全林整備事業 水尻地区森林整備工事N013（平成18年度） 	<p>平成19年度の工事から工事内容の変更に係る指示については、決裁時に設計書を添付し工事請負の増減を確認した上で、建設工事執行規則に定められているとおり事務処理を行っている。</p>
<p>オ 工事請負契約において、工事の完了検査年月日よりも前に引渡書を受けていた。適正な事務処理に努められたい。（建設局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方港湾蒲刈港海岸公有地造成護岸等整備工事（平成17年度） <ul style="list-style-type: none"> 完成通知書の年月日 平成18年5月9日 完了検査年月日 平成18年5月15日 引渡書の年月日 平成18年5月9日 	<p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 平成 19 年 9 月 1 日現在の公用車の台数は 47 台で、平成 16 年度に比べ 41 台削減されている。しかし、平成 19 年 4 月から 8 月までの公用車の稼働率は 45.1%と、目安とされている 60%を大きく下回っている。</p> <p>このため、各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。</p>	<p>公用車の配置や使用方法については、平成 18 年 11 月 7 日付け総務部長通知「地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて」に基づいて、前年度稼働率や執行体制、業務内容を勘案のうえ、各局間及び本庁関係課と連携し適宜見直しを行っているところである。</p> <p>その結果、呉地域事務所全体では平成 19 年度において、3 台の削減を行った。</p> <p>なお、平成 19 年度の稼働率は 52.2%であり、予想稼働率 60%を目安に引き続き見直しを行い、配置台数の適正化及び効率的な利用の促進を図る。</p> <p>また、本年度より公用車のリース方式による更新を試行しており、年式の古い公用車のリースによる更新を進め、稼働率の向上等を目指して参りたい。</p>
<p>イ 公債権（滞納処分为例により処理できる債権）の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付が行われていないものがあつた。児童扶養手当や漁港使用料、公有水面使用料などの公債権は、税と同様に法律による自力執行権が認められていることから、差押等滞納処分を前提として督促状の送付や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（厚生環境局、建設局）</p>	<p>児童扶養手当については、滞納者に対して電話や文書送付による納入指導を行うほか、訪問などにより生活状況の実態把握に努め、確約書を徴するなどして計画的に納付するよう指導し、滞納繰越額の縮減に努めている。</p> <p>なお、不正受給が認められる場合には、児童扶養手当法第 23 条の適用による、差押等滞納処分を前提とした対応について、本庁関係課と協議しながら検討していく。（厚生環境局）</p> <p>債権管理の強化については、広島県債権会議において決定された基本方針等に沿って作成した「滞納債権の縮減目標と目標を達成するための取組内容（計画）」に基づき、納付指導を実施している。</p> <p>なお、新規滞納発生の防止や滞納繰越の防止に努めながら、法的要件を満たすものについては、本庁と協議して不納欠損処分を検討するなど債権管理に努める。（建設局）</p>
<p>ウ 警固屋音戸バイパス及び豊島大橋の整備については、平成 9 年度と平成 11 年度に締結した広島県道路公社との基本協定書に基づき実施することとし、毎年実施する工事や測量等については、年度当初にそれらを一括して同公社と委託契約を締結しているが、その委託契約締結時において、予定価格を定める事務を行っていなかった。</p> <p>また、委託契約の履行は、同公社から提出される「委託業務完了報告書」の書面審査のみで確認し、完成物の引渡しを受けていた。</p> <p>広島県道路公社との委託契約においても地方自治法等の法令規則に従って、予定価格の設定や県工事の際に行う完了検査を実施する必要がある。（建設局）</p>	<p>予定価格を設定する。</p> <p>また、委託業務の完了に伴う検査については、「土木事務に伴う調査設計測量委託業務等検査要領」により実施している。</p> <p>その方法については、工事写真等関係資料による確認と併せて、完了状況及び出来栄等について現地確認を行うことにより検査の適正実施を図る。</p>

<p>エ 河川の使用において不法占用となっているものがあつた。「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月改訂。以下「指針」という。)に基づく不法行為の類型区分は行われていたが、類型別の処理方針に従った処理が行われていないものがあつた。河川管理の適正化を図るため、当面、指針に基づいた処理を徹底する必要がある。(建設局)</p>	<p>河川の不法占用については、19年度に、道路河川管理室の指導により類型分けを行ったところである。今後も、同室と協議しながら、類型別の処理方針に従った処理を行うよう努める。</p> <p>なお、本年度は道路河川管理室からの指導により、局内で不法占用対策の検討会を開催することとしており、年度末には同室に討議内容を報告することとなっている。</p> <p>また、中畑川においては、他事業(区画整理)の進捗により、1件(216.00㎡)の不法占用が解消(家屋撤去)された。</p>
---	---

12 芸北地域事務所(監査年月日:平成19年11月6日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容																															
<p>ア 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。1 収入に関する事項</p> <p>(税務局)</p> <table border="1" data-bbox="188 875 1374 1400"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成17年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>35,468,004円</td> <td>34,012,225円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>13,168,917円</td> <td>15,712,163円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>63,235,287円</td> <td>112,011,363円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>24,165,746円</td> <td>22,636,165円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>87,530,662円</td> <td>106,858,784円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>157,381,964円</td> <td>223,495,924円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>46,200円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>不申告加算金</td> <td>1,556,300円</td> <td>675,656円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>3,439,400円</td> <td>4,987,556円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)	個人県民税	35,468,004円	34,012,225円	法人県民税	13,168,917円	15,712,163円	個人事業税	63,235,287円	112,011,363円	法人事業税	24,165,746円	22,636,165円	不動産取得税	87,530,662円	106,858,784円	自動車税	157,381,964円	223,495,924円	過少申告加算金	46,200円	5,900円	不申告加算金	1,556,300円	675,656円	重加算金	3,439,400円	4,987,556円		
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)																														
個人県民税	35,468,004円	34,012,225円																														
法人県民税	13,168,917円	15,712,163円																														
個人事業税	63,235,287円	112,011,363円																														
法人事業税	24,165,746円	22,636,165円																														
不動産取得税	87,530,662円	106,858,784円																														
自動車税	157,381,964円	223,495,924円																														
過少申告加算金	46,200円	5,900円																														
不申告加算金	1,556,300円	675,656円																														
重加算金	3,439,400円	4,987,556円																														
	<p>(税務局)</p> <p>収入未済額の縮減については、県税業務の重点事業と位置づけ、局を挙げて取り組んでいる。</p> <p>特に滞納繰越額の多い自動車税及び個人事業税については、次の取組みを実施し、その縮減を図った。</p> <p>今後も、今までの徴収対策を続行するとともに現年度分も併せて徴収を強化することにより収入未済額の更なる縮減に努める。</p> <p>○自動車税</p> <p>ローラー作戦(10~11月)を設定し、納税に誠意の見られない滞納者に対して積極的に滞納処分(債権差押等)を実施した。</p> <p>ボーナス時期に合わせて一斉文書催告を行い集中的に徴収に取り組んだ。(11月、12月)</p> <p>悪質滞納者に対して、搜索(11月)を行うなど長期未納額の収入確保を図った。</p> <p>1~3月は、年度末滞納整理強化期間とし、滞納処分を積極的に行った。</p>																															

○個人事業税

12月を個人事業税徴収強化月間とし、滞納処分を積極的に行った。

11～12月は、夜間催告を2回実施し徴収強化に取り組んだ。

12月及び3月は、インターネット公売により、長期未納額の収入確保を図った。

1～3月は、年度末滞納整理強化期間とし、滞納処分を積極的に行った。

○その他の税目

効率的・効果的な滞納整理を実施することにより、収入未済額の縮減に努める。

〈平成20年3月末日現在の収入未済額〉

・個人県民税	30,651,163円
・法人県民税	11,360,004円
・個人事業税	47,432,668円
・法人事業税	14,914,305円
・不動産取得税	50,862,124円
・自動車税	119,901,810円
・過少申告加算金	44,700円
・不申告加算金	1,133,500円
・重加算金	3,439,400円

(厚生環境局)

区 分	長期末納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)
生活保護費に係る戻入金及び返還金	17人 1,022,737円	17人 1,249,361円
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	1人 229,000円	2人 333,700円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	22人 4,557,791円	23人 5,026,817円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	12人 861,500円	11人 952,700円

(厚生環境局)

○生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

○児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう世帯訪問を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

○ 母子福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境局長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

○平成20年4月末日現在の収入未済額

・生活保護費に係る戻入金及び返還金

11人 871,823円

・児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

1人 214,000円

・母子福祉資金に係る貸付金元利収入

17人 3,882,886円

・母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

10人 672,200円

○全額納入を行った人数・金額

・生活保護費に係る戻入金及び返還金

6人 85,805円

・児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

0人 0円

・母子福祉資金に係る貸付金元利収入

5人 60,741円

・母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

2人 40,200円

○分割納入を行った人数・金額

・生活保護費に係る戻入金及び返還金

7人 65,109円

・児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

1人 15,000円

・母子福祉資金に係る貸付金元利収入

14人 614,164円

・母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

6人 149,100円

(農林局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 79,058円	1人 79,058円

	<p>(農林局)</p> <p>会社名義の不動産については既に競売済みであり、債権回収の見込みは薄い。会社としての経済活動は行われていないが、倒産手続きがなされておらず、平成 20 年 1 月 16 日に債権回収の再督促を行った。</p> <p>他地域事務所にも同様の案件があり、農業基盤課と連携を取って処理する。</p> <p>未然防止については、契約時から会社の経営状況の情報把握に努める。</p> <p>○平成 20 年 4 月末日現在の収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約に係る違約金 1 人 286,650 円 ・工事請負契約の前払金返還に係る延納利息 1 人 79,058 円
<p>イ 次の事業における土地売買契約書中の取得土地の表示について、他の地権者に係る取得土地が含まれていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、土地売買契約書における契約金額については、適正な算出であった。(農林局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営中山間地域総合整備事業 安芸しょくの郷地区今田集落道工事 (平成 18 年度) 	<p>権利者に説明の上、契約書を訂正印により修正した。</p> <p>今後は、用地管理システムの導入により同様なミスは減少するものと思われるが、複数人での読み合わせを行うなどチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
<p>ウ 工事請負契約において、請負金額 1 億円以上の土木工事の執行に当たっては、中間検査を 2 回行うこととされているが、1 回しか行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(農林局、建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災対策総合治山事業 山腹工事 工事番号第 10 号 (平成 18 年度) (農林局) ・下無念谷川 通常砂防工事 (平成 17~18 年度) (建設局) ・(国) 186 号 交通安全施設 1 種・公共工事 (平成 17~18 年度) (建設局) 	<p>19 年度は 1 億円以上の工事を 2 件施工したが、いずれも中間検査を 2 回行った。今後も中間検査について定められた回数を適正に実施する。</p> <p>(農林局)</p> <p>再発防止のため、2 月 27 日に中間検査の実施基準を含めた検査全般について、職場内研修を実施した。</p> <p>(建設局)</p>
<p>エ 毒物・劇物の管理について</p> <p>(ア) 毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。</p> <p>鍵がかかっていない保管場所があったり、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(農林局家畜保健衛生所)</p>	
<p>根拠</p>	<p>①「毒物及び劇物取締法」第 11 条 (毒物又は劇物の取扱)</p> <p>②「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」(要旨)</p> <p>毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。</p>

<p>(イ) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならぬとされているが、これらの表示がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(農林局家畜保健衛生所)</p>	<p>毒物及び劇物を保管する場所について、他の物と混在または鍵のかからない施設に保管していた毒物及び劇物は、鍵のかかる専用の保管施設を設置し、適正に保管した。</p>
<p>根拠</p>	<p>「毒物及び劇物取締法」第12条(毒物又は劇物の表示) ※上記は同法別条文により、業務上取扱者である県の機関にも適用される。</p>
<p>毒物及び劇物の保管場所のうち、「毒物」又は「劇物」の文字のみで「医薬用外」の文字が表示されていなかった保管施設については、医薬用外の文字を付け加えて適正に表示した。</p>	

<p>監査の結果(意見)</p>	<p>措置の内容</p>
<p>ア 母子福祉資金に係る滞納繰越額は5,419,291円で、前回(平成17年度)の監査時に比べ560,226円減少しているが、その債権管理において、催告状の送付や連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求が行われていなかった。母子福祉資金の債権管理に当たっては、貸付時や償還開始時、延滞発生時の借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求等についても「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」どおり実施するよう徹底し、滞納の新規発生防止と滞納繰越額の一層の縮減に努める必要がある。(厚生環境局)</p>	<p>母子福祉資金の滞納繰越額については、「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」どおり催告状の送付や連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求を行った。</p>

13 東広島地域事務所（監査年月日：平成19年10月16日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																															
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>（税務局）</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="151 481 638 555">区 分</th> <th data-bbox="641 481 997 555">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="1000 481 1358 555">参考 前回監査時 (平成17年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="151 555 638 607">個人県民税</td> <td data-bbox="641 555 997 607">241,384,856円</td> <td data-bbox="1000 555 1358 607">293,031,902円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 607 638 658">法人県民税</td> <td data-bbox="641 607 997 658">3,929,480円</td> <td data-bbox="1000 607 1358 658">6,633,198円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 658 638 710">個人事業税</td> <td data-bbox="641 658 997 710">24,119,989円</td> <td data-bbox="1000 658 1358 710">26,917,722円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 710 638 761">法人事業税</td> <td data-bbox="641 710 997 761">3,837,900円</td> <td data-bbox="1000 710 1358 761">12,885,860円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 761 638 813">不動産取得税</td> <td data-bbox="641 761 997 813">31,186,479円</td> <td data-bbox="1000 761 1358 813">48,601,784円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 813 638 864">ゴルフ場利用税</td> <td data-bbox="641 813 997 864">54,600円</td> <td data-bbox="1000 813 1358 864">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 864 638 916">自動車税</td> <td data-bbox="641 864 997 916">65,491,715円</td> <td data-bbox="1000 864 1358 916">76,135,711円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 916 638 967">不申告加算金</td> <td data-bbox="641 916 997 967">97,100円</td> <td data-bbox="1000 916 1358 967">48,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 967 638 996">重加算金</td> <td data-bbox="641 967 997 996">58,100円</td> <td data-bbox="1000 967 1358 996">3,328,899円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)	個人県民税	241,384,856円	293,031,902円	法人県民税	3,929,480円	6,633,198円	個人事業税	24,119,989円	26,917,722円	法人事業税	3,837,900円	12,885,860円	不動産取得税	31,186,479円	48,601,784円	ゴルフ場利用税	54,600円	—	自動車税	65,491,715円	76,135,711円	不申告加算金	97,100円	48,100円	重加算金	58,100円	3,328,899円		
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)																														
個人県民税	241,384,856円	293,031,902円																														
法人県民税	3,929,480円	6,633,198円																														
個人事業税	24,119,989円	26,917,722円																														
法人事業税	3,837,900円	12,885,860円																														
不動産取得税	31,186,479円	48,601,784円																														
ゴルフ場利用税	54,600円	—																														
自動車税	65,491,715円	76,135,711円																														
不申告加算金	97,100円	48,100円																														
重加算金	58,100円	3,328,899円																														
	<p>（税務局）</p> <p>収入未済額の縮減については、局の最重点課題として位置付け、「滞納整理統括班」を設置し、引続き効果的な滞納処分を行うなどの徴収促進と滞納発生の未然防止に努めている。</p> <p>特に徴収強化対策として、個人県民税及び個人事業税を重点税目と定め、県税収入未済額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>○個人県民税</p> <p>① 全県的には「広島県地方税徴収対策推進協議会」等を通じ、県市町の連携を推進すると共に、19年度に引続き20年度においても駐在型併任徴収及び巡回型併任徴収の実施など市町を支援していくこととしている。</p> <p>② 税務局でも管内市町と設置している「個人住民税徴収対策協議会」を継続し、市町との協力体制の強化、徴収実務研修、合同公売、個別事案の指導等により収入未済額の一層の縮減に向けて取り組んでいる。</p> <p>○個人事業税</p> <p>① 滞納となる割合の高い随時課税分を中心に滞納整理の早期着手の取り組みを実施している。</p> <p>② 差押強化月間を設定し、積極的な滞納整理を促進している。</p>																															

○その他

- ① 課税・徴収部門の連携により滞納発生の未然防止に努めている。
- ② 長期・大口滞納者に対し、搜索を実施し、インターネット公売により差押財産の換価を実施している。

(平成20年3月末現在の収入未済額)

(税務局)

・個人県民税	208,927,939円
・法人県民税	2,745,959円
・個人事業税	13,070,222円
・法人事業税	2,037,599円
・不動産取得税	23,755,557円
・ゴルフ場利用税	0円
・自動車税	44,010,988円
・不申告加算金	68,000円
・重加算金	58,100円

(厚生環境局)

区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年10月)
未熟児養育医療費負担金	4人 65,033円	3人 82,273円
生活保護費に係る戻入金・返還金	5人 1,148,719円	7人 1,610,419円
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 117,300円	1人 128,300円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	12人 4,147,950円	17人 4,519,890円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	57人 16,614,804円	59人 15,951,180円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,576,723円	3人 2,563,328円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 31,300円	4人 90,700円
母子福祉資金に係る戻入金	2人 167,000円	2人 187,000円

(厚生環境局)

○未熟児養育医療費負担金

- ・平成20年4月1日(基準日)現在の収入未済額
4人 65,033円

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に電話・文書による催告を行っており、今後とも、納入が確実にされるよう、債務者の個別事情に応じた指導を行い、納入の推進に努める。

○生活保護に係る戻入金及び返還金

- ・平成20年4月1日(基準日)現在の収入未済額
4人 1,083,865円
- ・基準日までに全額納入を行った人数・金額
1人 16,854円
- ・基準日までに分割納入を行った人数・金額
3人 48,000円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

○特別障害者手当に係る戻入金及び返還金

- ・平成20年4月1日(基準日)現在の収入未済額
1人 91,300円
- ・基準日までに分割納入を行った人数・金額
1人 26,000円

○児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

- ・平成20年4月1日(基準日)現在の収入未済額
10人 3,992,700円
- ・基準日までに不納欠損処分の人数・金額
1人 47,370円
- ・基準日までに全額納入を行った人数・金額
1人 46,880円
- ・基準日までに分割納入を行った人数・金額
8人 61,000円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

○母子福祉資金に係る貸付金元利収入

- ・平成20年4月1日(基準日)現在の収入未済額
53人 14,968,259円
- ・基準日までに全額納入を行った人数・金額
4人 638,387円
- ・基準日までに分割納入を行った人数・金額
31人 1,008,158円

○寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

- ・平成20年4月1日(基準日)現在の収入未済額
4人 2,520,303円
- ・基準日までに分割納入を行った人数・金額
3人 56,420円

○母子福祉資金に係る違約金・延納利息

- ・平成20年4月1日(基準日)現在の収入未済額
1人 31,300円

○母子福祉資金に係る戻入金

- ・平成20年4月1日（基準日）現在の収入未済額
2人 157,000円
- ・基準日までに分割納入を行った人数・金額
1人 10,000円

母子・寡婦福祉資金については、所で作成した「平成19年度母子寡婦福祉資金等滞納改善方策」に基づき、年4回、夜間を含めて集中的に電話督促を行ったほか、借主・連帯借主及び連帯保証人に対しても文書催告、夜間電話、訪問等の納入指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

(建設局)

区 分	長期末納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	長期末納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]
道路使用料	2人 55,160円	3人 62,880円
河川使用料	14人 79,424円	20人 107,860円
砂防設備使用料	2人 5,010円	1人 480円
住宅使用料	9人 1,090,626円	7人 1,124,330円
駐車場使用料	4人 27,300円	3人 32,750円
雑収（違法放置物件の撤去費用）	1人 21,000円	1人 21,000円

(建設局)

○道路使用料

- ・平成20年4月末現在の未納の人数及び金額
1人 33,600円
- ・全額納入を行った人数及び金額
1人 21,560円

滞納となっている1人については、現在、所在不明であるが、引き続き滞納者の消息確認を行い、徴収に努める。

○河川使用料

- ・平成20年4月末現在の未納の人数及び金額
14人 79,424円

引き続き滞納者の消息確認及び電話、文書、訪問等による督促を強化し、徴収に努める。

また、倒産等により既に実態がない法人及び滞納者が所在不明のものについては、より詳細な調査を行い徴収不納と判断されるものについては、不納欠損処分を行う。

○砂防設備使用料

- ・平成20年4月末現在の未納の人数及び金額
2人 5,010円

滞納となっている2人については、電話、文書、訪問等による督促を強化し、徴収に努める。

○住宅使用料及び駐車場使用料

- ・平成20年4月末現在の未納の人数及び金額
住宅使用料 7人 1,045,026円
駐車場使用料 2人 22,400円

- ・全額納入を行った人数及び金額

- 住宅使用料 2人 45,600円
- 駐車場使用料 2人 4,900円

指定管理者への指導・助言を行い、支払い督促の文書を滞納者に毎月送付するとともに、長期・高額滞納者には随時に電話や訪問による督促を行っている。また、年3回の徴収強化月間の設定など、滞納者個別訪問督促を実施し、滞納額の縮減に努めた。

○雑収

- ・平成19年12月末の未納の人数及び金額
1人 21,000円

滞納者の消息確認及び電話、文書、訪問等による督促を強化し、徴収に努める。

(建設局竹原支局)

区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]
道路使用料	2人 43,080円	1人 15,400円
河川使用料	1人 3,060円	1人 160円
公有水面使用料	1人 15,480円	—

(建設局竹原支局)

○道路使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
2人 43,080円

債務者である法人が倒産又は事業中止しており、代表者との連絡も取れない状況にある。関係者を通じた調査を行い、引き続き督促徴収活動に努める。

○河川使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
0人 0円
- ・全額納入を行った人数・金額
1人 3,060円

○公有水面使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
1人 15,480円

債務者である法人が代表者死亡により事業を中止しており、関係者との連絡が取れない状況にある。引き続き調査を行い督促徴収に努める。

<p>イ 道路情報盤保守点検業務の委託契約において、別に工事請負契約を締結して行うべき機器の移転を変更契約で処理しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 375 号外 道路維持修繕（付属物維持）事業に伴う道路情報盤保守点検業務 	<p>この委託業務は、道路情報盤 5 面、外部監視盤 1 面、制御機 1 基について、点検・測定・調整及び整備を行うことにより、設備の機能維持・障害発生の未然防止を図ることを目的とした業務で、道路情報提供装置点検実施時に、東広島市高屋町に設置の表示盤に異常が見つかり、この復旧のため部品交換等の復旧作業を行ったが、正常な表示が出来なかった。</p> <p>正常表示するためには、基盤、表示部の交換が必要で、製造後 15 年以上経過しているため交換部品の製造完了等により確保が極めて困難で、将来の維持・管理を見据え処置方針を検討していた。</p> <p>同時期に、東広島市吉行の道路改良工事現場において、道路が改良されると役割を終える道路情報提供装置が有るとの情報があり、道路利用者へのサービスの維持及び撤去・設置の一連作業によるコスト削減の観点から、東広島市吉行に設置の道路情報提供装置の移設を変更契約（直接工事費 1,496 千円増額）で処理した。</p> <p>別途、工事請負契約を締結して行えば、約 3 ヶ月間道路利用者へ道路情報提供が出来ず、時期を同じくして代替機器が有ったため、道路利用者へのサービスの現状維持を目指した措置である。</p> <p>今後は、ご指摘のように道路情報盤保守点検業務の目的から逸脱することが無いよう適切な事務処理に努める。</p>
<p>ウ 庁舎機械警備業務の委託契約において、書面による実績報告の提出を受けて履行を確認することとしているが、書面による実績報告の提出を受けず履行を確認していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東広島家畜保健衛生所庁舎機械警備業務 ・福富ダム建設事業所庁舎機械警備業務 	<p>いずれの庁舎機械警備業務についても、指摘後は、書面による実績報告の提出を受けて履行確認をし、適正な事務処理に努めている。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 平成 19 年 9 月 1 日現在の公用車の台数は 64 台で、平成 16 年度に比べ 34 台削減されている。しかし、平成 19 年 4 月から 8 月までの公用車の稼働率は 47.8%と、目安とされている 60%を大きく下回っている。</p> <p>このため、各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。</p>	<p>公用車の配置や使用方法については、平成 18 年 11 月 7 日付け総務部長通知「地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて」に基づいて、前年度稼働率や執行体制、業務内容を勘案のうえ、各局間及び本庁関係課と連携し適宜見直しを行っているところである。</p> <p>その結果、東広島地域事務所全体では平成 19 年度末において、9 台の削減を行った。</p> <p>なお、平成 19 年度の稼働率は 53.1%であり、平成 16 年度削減計画における予想稼働率（60%）を目安に引き続き見直しを行い、配置台数の適正化や効率的な利用の推進を図る。</p> <p>また、本年度より公用車のリース方式による更新を試行しており、年式の古い公用車のリースによる更新を進め、稼働率の向上等を目指して参りたい。</p>

<p>イ 公債権（滞納処分例により処理できる債権）の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付が行われていないものがあった。児童扶養手当や道路使用料、河川使用料などの公債権は、税と同様に法律による自力執行権が認められていることから、差押等滞納処分を前提として督促状の送付や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（厚生環境局、建設局、建設局竹原支局）</p>	<p>児童扶養手当については、滞納者に対して電話や文書送付による納入指導を行うほか、訪問などにより生活状況の実態把握に努め、確約書を徴するなどして計画的に納付するよう指導し、滞納繰越額の縮減に努めている。</p> <p>なお、不正受給が認められる場合は、児童扶養手当法第23条の適用による、差押等滞納処分を前提とした対応について、本庁関係課と協議しながら検討していく。（厚生環境局）</p> <p>道路使用料、河川使用料、砂防設備使用料について、督促状を送付していないものがあった。</p> <p>督促状を送付するとともに、早めに滞納者の実態把握を行い、滞納繰越にならないよう徴収の取組を強化する。（建設局）</p> <p>差押等滞納処分を前提として、早期督促の実施や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める。（建設局竹原支局）</p>
<p>ウ 東広島家畜保健衛生所が保管する重要物品9点のうち、2点は平成18年度の使用実績がなかった。機器が古く陳腐化しているものなど、今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。（農林局）</p>	<p>平成18年度に使用実績がなく、今後とも使用が見込まれない2点について処分することとし、広島県物品管理規則第27条第2項の規定により、平成20年1月7日付けで知事（畜産振興室）に対し不用決定の承認申請を行った。</p> <p>その結果、平成20年2月1日付けで不用決定が承認され、廃棄処分した。</p>
<p>エ 河川の使用において不法占用となっているものがあった。「河川における不法行為対策指針」（平成17年11月改訂。以下「指針」という。）に基づく不法行為の類型区分は行われていたが、類型別の処理方針に従った処理が行われていないものがあった。河川管理の適正化を図るため、当面、指針に基づいた処理を徹底する必要がある。（建設局、建設局竹原支局）</p>	<p>河川の不法占用については、指針による不法行為の類型区分は第3類型であり、行政指導により対応することとなっているが、河川管理に実質的な支障がないことから行政指導が十分行われていない面があった。</p> <p>今後は、指針に基づき、あらゆる機会をとらえて行政指導を行い、河川管理の適正化を図る。（建設局）</p> <p>定期的な実態把握を行い新たな不法占用が発生しないようにするとともに「河川における不法行為対策指針」に基づきあらゆる機会を捉えて行政指導を行い不法行為の解消に努める。（建設局竹原支局）</p>

14 福山地域事務所（監査年月日：平成19年10月30日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																															
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>（税務局）</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1648 724 1720">区 分</th> <th data-bbox="729 1648 1043 1720">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="1048 1648 1362 1720">参考 前回監査時 (平成17年11月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1720 724 1756">個人県民税</td> <td data-bbox="729 1720 1043 1756">521,422,734 円</td> <td data-bbox="1048 1720 1362 1756">593,197,827 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1756 724 1792">法人県民税</td> <td data-bbox="729 1756 1043 1792">30,240,363 円</td> <td data-bbox="1048 1756 1362 1792">23,628,319 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1792 724 1827">個人事業税</td> <td data-bbox="729 1792 1043 1827">107,250,173 円</td> <td data-bbox="1048 1792 1362 1827">152,318,951 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1827 724 1863">法人事業税</td> <td data-bbox="729 1827 1043 1863">117,509,658 円</td> <td data-bbox="1048 1827 1362 1863">46,574,545 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1863 724 1899">不動産取得税</td> <td data-bbox="729 1863 1043 1899">176,895,579 円</td> <td data-bbox="1048 1863 1362 1899">225,764,465 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1899 724 1935">自動車税</td> <td data-bbox="729 1899 1043 1935">171,536,510 円</td> <td data-bbox="1048 1899 1362 1935">223,017,946 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1935 724 1971">過少申告加算金</td> <td data-bbox="729 1935 1043 1971">24,000 円</td> <td data-bbox="1048 1935 1362 1971">28,400 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1971 724 2007">不申告加算金</td> <td data-bbox="729 1971 1043 2007">536,156 円</td> <td data-bbox="1048 1971 1362 2007">484,456 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 2007 724 2042">重加算金</td> <td data-bbox="729 2007 1043 2042">57,189,513 円</td> <td data-bbox="1048 2007 1362 2042">37,514,376 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年11月)	個人県民税	521,422,734 円	593,197,827 円	法人県民税	30,240,363 円	23,628,319 円	個人事業税	107,250,173 円	152,318,951 円	法人事業税	117,509,658 円	46,574,545 円	不動産取得税	176,895,579 円	225,764,465 円	自動車税	171,536,510 円	223,017,946 円	過少申告加算金	24,000 円	28,400 円	不申告加算金	536,156 円	484,456 円	重加算金	57,189,513 円	37,514,376 円		
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年11月)																														
個人県民税	521,422,734 円	593,197,827 円																														
法人県民税	30,240,363 円	23,628,319 円																														
個人事業税	107,250,173 円	152,318,951 円																														
法人事業税	117,509,658 円	46,574,545 円																														
不動産取得税	176,895,579 円	225,764,465 円																														
自動車税	171,536,510 円	223,017,946 円																														
過少申告加算金	24,000 円	28,400 円																														
不申告加算金	536,156 円	484,456 円																														
重加算金	57,189,513 円	37,514,376 円																														

(税務局)

収入未済額の縮減は、県税業務の最重要課題として全力で取り組んでいる。

ここ数年、その額は減少傾向にあるものの、なお多額の収入未済額があることから、引き続き重点税目を定め集中的に滞納整理を促進するとともに、新規滞納者を発生させないことを処理方針として取り組んでいる。

[重点税目]

- 1 個人事業税
- 2 個人県民税

○個人県民税

- ・徴収対策協議会による徴収強化月間統一広報等実施（11月～12月）
- ・府中市における併任徴収実施（8月～11月）
- ・平成20年3月末現在未納額 469,571,677円

○法人県民税

- ・更正処分による大口滞納者等の進行管理の徹底
- ・平成20年3月末現在未納額 24,447,942円

○個人事業税

- ・目標数値を定め集中的な取組みを実施（目標：現年96.8%，滞繰14.2%）
- ・新規発生分に対する滞納整理の早期着手（電話催告，臨戸折衝の促進）
- ・平成20年3月末現在未納額 52,697,881円
（収入率 現年96.4%，滞繰11.4%）

○法人事業税

- ・更正処分による大口滞納者等の進行管理の徹底
- ・平成20年3月末現在未納額 93,162,295円

○不動産取得税

- ・平成20年3月末現在未納額 136,707,340円

○自動車税

- ・滞納整理業務を集中的，効果的に実施するため文書催告・財産調査・差押処分等の業務ごとに組織的処理
- ・平成20年3月末現在未納額 136,734,246円

○過少申告加算金

- ・平成20年3月末現在未納額 24,000円

○不申告加算金

- ・平成20年3月末現在未納額 507,656円

○重加算金

- ・平成20年3月末現在未納額 37,221,613円

(厚生環境局)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年11月)
未熟児養育医療費負担金	1人 51,000円	1人 51,000円
生活保護費に係る戻入金及び返還金	23人 7,431,487円	22人 6,943,353円
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	36人 7,794,040円	45人 9,556,600円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	43人 9,953,397円	41人 8,265,636円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2人 591,718円	2人 591,718円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	25人 1,684,842円	26人 2,267,474円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 130,778円	2人 251,178円

(厚生環境局)

長期未納（滞納繰越分）のものについて、次のとおり取組みを行った。

○未熟児養育医療費負担金

・平成20年4月末現在の収入未済額

1人 51,000円

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に電話・文書による催告を行うとともに、必要に応じて戸別訪問・督促状の発行による納入の指導を行っている。

今後も、未熟児訪問を行う市町と連携を密にして世帯の状況の把握に努め、個別の事情に応じた納入指導に努める。

○生活保護費に係る戻入金及び返還金

・平成20年4月末現在の収入未済額

17人 6,751,832円

・全額納入を行った人数及び金額

3人 155,025円

・分割納入を行った人数及び金額

11人 300,600円

・不納欠損処分の人数及び金額

3人 224,030円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

○児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

・平成20年4月末現在の収入未済額

30人 6,735,510円

・全額納入を行った人数及び金額

5人 336,980円

・分割納入を行った人数及び金額

27人 349,110円

・不納欠損処分の人数及び金額

1人 372,440円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

○母子福祉・寡婦福祉資金関係

(母子福祉資金に係る貸付金元利収入)

- ・平成20年4月末現在の収入未済額
38人 9,223,274円
- ・全額納入を行った人数・金額
5人 387,703円
- ・分割納入を行った人数・金額
18人 342,420円

(寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入)

- ・平成20年4月末現在の収入未済額
2人 586,718円
- ・分割納入を行った人数・金額
1人 5,000円

(母子福祉資金に係る違約金及び延納利息)

- ・平成20年4月末現在の収入未済額
23人 1,513,425円
- ・全額納入を行った人数・金額
2人 16,600円
- ・分割納入を行った人数・金額
9人 154,817円

(寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息)

- ・平成20年4月末現在の収入未済額
2人 63,178円
- ・分割納入を行った人数・金額
2人 67,600円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については、厚生環境局長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

(建設局)

区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年11月)
道路使用料	16人 4,527,670円	20人 5,361,310円
河川使用料	12人 938,060円	10人 858,940円
公有水面使用料	1人 925円	1人 925円
海岸使用料	1人 840円	1人 840円
住宅使用料	204人 26,735,835円	177人 25,246,859円
駐車場使用料	122人 2,945,898円	89人 1,411,260円
港湾施設使用料	6人 3,464,922円	4人 2,748,578円

(建設局)

○道路使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
16人 4,446,470円
- ・全額納入を行った人数・金額
0人 0円
- ・分割納入を行った人数・金額
1人 81,200円
- ・不納欠損処分的人数・金額
0人 0円

○河川使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
12人 929,625円
- ・全額納入を行った人数・金額
0人 0円
- ・分割納入を行った人数・金額
1人 8,435円
- ・不納欠損処分的人数・金額
0人 0円

○公有水面使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
0人 0円
- ・全額納入を行った人数・金額
1人 925円
- ・分割納入を行った人数・金額
0人 0円
- ・不納欠損処分的人数・金額
0人 0円

○海岸使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
0人 0円
- ・全額納入を行った人数・金額
1人 840円
- ・分割納入を行った人数・金額
0人 0円
- ・不納欠損処分的人数・金額
0人 0円

○港湾施設使用料

- ・平成20年4月末現在の未納状況
3人 1,490,270円
- ・全額納入を行った人数・金額
2人 323,205円
- ・分割納入を行った人数・金額
1人 118,540円
- ・不納欠損処分的人数・金額
1人 1,532,907円

道路使用料, 河川使用料, 港湾施設使用料, 公有水面使用料及び海岸使用料については, 滞納者に対して, 督促状, 指導文書の送付, 電話又は訪問して面談することにより督促・納入指導をしており, 引き続き未納者に対して粘り強く説得を続け滞納の解消に努めている。

また, 港湾施設使用料については, 「港湾使用料未納者に対する事務処理要領 (平成 19 年 3 月)」に基づき滞納の発生に対して適切に対処していく。

なお, 滞納繰越分のうち既に債権が法的に消滅しているもののうち, 港湾使用料 24 件 1, 523, 907 円の欠損処分を本庁港湾管理室に依頼し, 平成 20 年 3 月欠損処分済みである。

○住宅使用料

・平成 20 年 3 月末現在の未納状況

167 人 25, 103, 085 円

・全額納入を行った人数・金額

38 人 993, 746 円

・分割納入中の人数・金額

17 人 726, 700 円

・不納欠損処分の人数・金額

0 人 0 円

※調定差額 (期間中の調定復活等)

1 人 87, 696 円 (4 件)

○駐車場使用料

・平成 20 年 3 月末現在の未納状況

98 人 2, 338, 314 円

・全額納入を行った人数・金額

24 人 535, 838 円

・分割納入中の人数・金額

8 人 71, 746 円

・不納欠損処分の人数・金額

0 人 0 円

指定管理者に対し, 滞納整理事務処理要領に基づき, 滞納者への督促状の送付, 電話及び訪問督促等を積極的に実施するよう指導を行った。また, 指定管理者との連絡会議を毎月 1 回実施し, 督促・徴収状況の把握や懸案事項等の検討を行い, 徴収促進と滞納者への早期対応に努めた。

長期, 高額又は悪質な滞納者と退去滞納者についても同様に, 指定管理者に対して, 滞納整理に関する助言及び指導を行った。

再三の納付督促に応じない滞納者に対しては, 法的措置実施計画に基づき, 法的措置を指定管理者から住宅室に依頼させた。

イ 次の委託契約において, 受託者から再委託に係る委託申告書は提出されていたが, 契約書に定める再委託の書面による承諾を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(総務局)

・電気・機械設備運転監視, 機械設備保全業務 (平成 19 年度～20 年度長期継続契約)

受託者から再委託に係る委託申告書が提出された場合は, 書面による再委託の承諾を行うよう適切な事務処理に努める。

ウ 委託契約における事務処理について

(ア) 委託契約に当たっては、契約の方法や内容を執行伺いで定め、契約の相手方を決定し、契約伺いにより決裁を得てから契約を締結すべきであるが、平成18年度の福山地域事務所所管庁舎に係る庁舎管理業務委託契約（合計13件（うち長期継続契約8件））において、平成18年4月1日付けで執行伺いと契約伺いを一つの起案により処理し、平成18年4月1日付けで契約を締結していた。また、長期継続契約については、業務開始初年度の予算成立前でも契約の締結が可能であること、受託業者の準備期間を確保する必要があることから、業務開始の1か月程度前には契約手続を行う必要があった。適正な事務処理に努められたい。

なお、長期継続契約のうち3件は1者との随意契約により長期継続契約を締結しているが、そのうち1件については1年当たりの委託料は前年度と同額で、県にとって有利な契約となっていない。長期継続契約は、長期の契約による割引、相手方の技術蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的、質的に有利な契約の実現を期待するものであるから、締結に当たっては、県にとって有利な契約となるか検討する必要がある。（総務局）

(イ) 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして1者から見積書を徴取して随意契約を行っているが、委託業務の内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（農林局、建設局）

平成20年度は平成21年度における地域事務所の組織体制が未定なため、単年度で契約を行ったが、執行伺いと契約締結伺いは別起案とした。

今後、長期継続契約に当たっては、次のとおり適切な事務処理に努める。

- ・長期継続契約を行う場合は、受託業者の準備期間を確保する必要があることから、業務開始の1か月程度前には契約手続を行う。

1者との随意契約を行う場合は、設計金額は前回契約額未済となる等県にとって有利な契約となる場合のみ、長期継続契約を行う。

① 三川ダム流入物処理業務委託（平成18年度）	農林局
② 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業三川2期地区採択申請資料等作成業務委託（平成19年度）	農林局
③ 福山港福山みなと公園管理業務委託（平成18年度）	建設局

① 平成19年度は1者随意契約を改め、別委託業務（草刈業務）と併せて指名競争入札により執行した。

② 平成20年度からの随意契約による業務委託契約に当たっては、業務内容並びに随意契約理由を満たすものかどうか厳密に判断し、随意契約要件を厳守する。

また、随意契約を行う場合であっても複数見積により競争性を重視した入札執行に改める。（農林局）

	<p>③ 福山港福山みなと公園は、平成 18 年 4 月に一部供用開始した港湾施設の緑地であり、平成 18 年度においては、この供用開始範囲についての公園施設の修繕、点検、巡視を目的に公園管理業務を委託して実施した。</p> <p>また、平成 18 年度は、供用開始範囲以外では平成 17 年度繰越事業として整備工事が行われている状況であったため、平成 18 年度の公園管理業務委託の発注に当たっては、平成 17 年度繰越事業として福山みなと公園の整備工事を継続して行っていた 1 者が、同一の工事箇所であり、整備工事を担当した経緯があるので公園の諸施設の仕様に精通して施設が破損したときの修繕対応が円滑かつ契約上有利に行えると判断し、この 1 者から見積書を徴取して随意契約を締結したものである。</p> <p>本契約については、業務内容が公園施設の修繕、点検、巡視業務であり、当該 1 者でないと履行できないものではないことから、本来は 100 万円を超える委託契約として競争入札に付すべきものであった。</p> <p>今後、同種の業務の委託契約締結に当たっては、業務内容が随意契約理由を満たすものかどうか厳密に判断し、適正な事務処理に努めることとしたい。</p> <p>なお、平成 20 年度からは、福山港福山みなと公園の維持管理を、一般港湾施設の指定管理者である株式会社ひろしま港湾管理センターに委託したので、当所からの同業務の発注はない。(建設局)</p>
<p>エ 次の委託契約において、委託業務の対象となる「路線河川名等」及び「委託業務場所」が契約書に明記されていなかった。業務の適正な執行を図るため、委託契約の締結に当たっては、委託業務の対象となる「路線河川名等」などを契約書で明確にする必要がある。(建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式に係る技術審査等業務委託契約(平成 19 年度) 	<p>10 件の評価方式を明記した委託箇所表(路線河川名)および位置図(委託業務場所)を添付し、平成 19 年 12 月 25 日付けで変更契約を行った。</p>

<p>オ 主たる業務が施設の定期点検・保守作業であることから業務委託契約とすべきであるところ、工事請負契約としていたものがあった。</p> <p>その結果、業務委託契約であれば予定価格が100万円を超えることから競争入札として処理されること、予定価格250万円以下の工事請負契約としたため、3者から見積書を徴し、随意契約により契約していた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山港福山みなと公園管理工事 (平成19年度) 	<p>福山港福山みなと公園は、平成18年4月に一部供用開始した港湾施設の緑地であり、平成18年度においては、この供用開始範囲についての公園施設の修繕、点検、巡視を目的に公園管理業務を委託して実施した。</p> <p>平成19年度の発注に当たっては、平成18年度の業務の履行内容が公園施設修繕の比重が契約金額200万円のうち140万円と約7割を占める結果となったことから、業務委託ではなく業務のうち最も比重の大きい施設修繕工事と誤認し、予定価格250万円以下の工事請負契約として随意契約したものである。</p> <p>なお、平成18年度発注の際には同じ箇所でも公園整備工事を施工中であったこともあり公園整備工事を請け負っている業者1者から見積書を徴して随意契約を締結したが、平成19年度の発注では3者から見積書を徴することにより競争原理が働くよう見直ししている。</p> <p>本契約については、業務内容が公園施設の修繕、点検、巡視業務を一連の業務として行わせるものであることから、工事請負契約ではなく、本来は道路の路線委託業務と同様に業務委託契約とすべきものであった。</p> <p>また、予定価格が100万円以上の委託契約であることから、随意契約ではなく、競争入札により発注すべきであった。</p> <p>今後、同種の業務の委託契約締結に当たっては、業務内容が随意契約理由を満たすものかどうか厳密に判断し、随意契約要件に該当しないものについては競争入札により発注することとし、適正な事務処理に努めることとしたい。</p> <p>なお、平成20年度からは、福山港福山みなと公園の維持管理を、一般港湾施設の指定管理者である株式会社ひろしま港湾管理センターに委託したので、当所からの同業務の発注はない。</p>
---	---

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>ア 平成19年9月1日現在の公用車の台数は75台で、平成16年度に比べ36台削減されている。しかし、平成19年4月から8月までの公用車の稼働率は48.9%と、目安とされている60%を大きく下回っている。</p> <p>このため、各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。</p>	<p>公用車の配置や使用方法については、平成18年11月7日付け総務部長通知「地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて」に基づいて、前年度稼働率や執行体制、業務内容を勘案のうえ、各局間及び本庁関係課と連携し、適宜見直しを行っているところである。</p> <p>その結果、福山地域事務所全体で平成19年9月1日から平成20年4月末までに廃車及び所管換えにより、3台の削減を行った。</p> <p>なお、平成19年度の稼働率は53.1%であるため、平成16年度削減計画における予想稼働率(60%)を目安に、引き続き見直しを行い、配置台数の適正化や効率的な利用の促進を図る。</p> <p>また、本年度より公用車のリース方式による更新を試行しており、当所においても税務局に3台配置したところである。</p> <p>年式の古い公用車のリースによる更新を進め、稼働率の向上等を目指して参りたい。</p>

<p>イ 公債権（滞納処分の例により処理できる債権）の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付が行われていないものがあった。児童扶養手当や道路使用料、港湾施設使用料などの公債権は、税と同様に法律による自力執行権が認められていることから、差押等滞納処分を前提として督促状の送付や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（厚生環境局、建設局）</p>	<p>児童扶養手当については、滞納者に対して電話や文書送付による納入指導を行うほか、訪問などにより生活状況の実態把握に努め、確約書を徴するなどして計画的に納付するよう指導し、滞納繰越額の縮減に努めている。</p> <p>なお、不正受給が認められる場合は、児童扶養手当法第23条の適用による、差押等滞納処分を前提とした対応について、本庁関係課と協議しながら検討していく。（厚生環境局）</p> <p>道路使用料、港湾施設使用料等の公債権の滞納者に対しては、電話、文書送付、戸別訪問によって、粘り強く納入の説得に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、新規滞納者が発生しないよう、早い段階からの督促等を強化するとともに、差押等滞納処分を前提とした督促状の送付や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化できるよう、本庁関係部局と協議しながら組織体制や職員の権能等の条件整備に取り組んで参りたい。（建設局）</p>
<p>ウ 予定価格 100 万円以下の次の長期継続契約において、1 者のみから見積書を徴収して契約しているが、他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。（農林局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三川ダム管理事務所自家用電気工作物保安管理業務委託契約（平成 18～19 年度） 	<p>三川ダム管理事務所自家用電気工作物保安管理業務委託契約（平成 20～平成 21 年度）を複数見積随意契約（3 者）により執行した。（農林局）</p>
<p>エ 河川の使用において不法占用となっているものがあった。「河川における不法行為対策指針」（平成 17 年 11 月改訂。以下「指針」という。）に基づく不法行為の類型区分は行われていたが、類型別の処理方針に従った処理が行われていないものがあった。河川管理の適正化を図るため、当面、指針に基づいた処理を徹底する必要がある。（建設局）</p>	<p>河川の不法占用については、物件が家屋、建物であるものが多く、個別の案件ごとに複雑な経緯があり、問題解決に長時間を要している。</p> <p>今年度、道路河川管理室の指導により、個別の不法占用事案毎に不法行為対策指針に基づく類型分けを行った。今後とも同室と協議しながら、類型別の処理方針に従った処理を行っていく。</p> <p>なお、一部の河川においては、道路工事等の公共事業の実施に併せて、町内会や地域住民の協力のもとで、河川敷地の境界線の確認を促進する等、不法占用状態の解消に重点的に取り組んでいる。（建設局）</p>

15 東京事務所（監査年月日：平成19年11月9日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>首都圏における県内産品の販路拡大の支援や広島観光情報の発信のため、アンテナショップ「広島ゆめてらす」を設置し、民間業者に委託して運営しているが、運営に係る収支は年間約4千万円の赤字となっている。</p> <p>アンテナショップは顧客の反応や消費動向を調べるために設ける店舗であり、収益を上げることを目的とするものではないが、県の財政が依然として厳しい状況にあることから、「広島ゆめてらす」がアンテナショップとして果たしてきた機能を分析するとともに、その効率的な運営方法について検討する必要がある。</p>	<p>アンテナショップは、観光PRや、県産品のPR・販路拡大、食文化の紹介など、複合的な役割を有しており、「食の安全」などへの関心の高まりや、地域資源の活用の観点から、アンテナショップに対する期待や注目度が高まっているところである。</p> <p>さらに、全国への情報発信基地である東京における、観光客誘致、物産PRにかかる地方の競争は激化しており、平成20年度には物販を行うアンテナショップとして3県が新たに新店舗（鳥取県、秋田県、群馬県）、また、集客力拡大のため移転（虎ノ門 → 銀座）する県（山形県）もある。</p> <p>以上のような状況の中、平成20年度は商工労働局において、アンテナショップが果たすべき機能や、効率的な運営方法などの、今後のあり方について検討している。</p> <p>また、東京事務所においては、魅力的なイベントの開催や店舗づくり等を実施し、一層の利用拡大を通じた効率的な運営に努めている。</p>

16 食品工業技術センター（監査年月日：平成19年5月11日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・清酒製造業務委託契約，清酒瓶詰め業務委託契約，質量分析計保守点検業務委託（平成18年度）</p>	<p>法令遵守の見地から，契約を締結するに当たっては契約書に必要な収入印紙が貼付されていることを確認している。</p>
<p>イ 施設管理業務の委託費の設計額は，財産管理室長が定めた積算基準により算出することとされているが，電気設備保安業務の委託費の設計額の算出に当たり，積算基準によらず，業者から徴取した参考見積をもとに行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>根拠規程：施設管理業務委託事務処理要（平成19年1月1日施行）</p>	<p>平成21・22年度分の電気設備保安業務の契約事務を行うに当たっては，施設管理業務委託事務処理要綱の積算基準に則って設計額を求めることとしている。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 質量分析計保守点検業務委託契約において，点検回数など具体的な業務内容が契約書に記載されていなかった。</p> <p>業務の適正な執行を図るため，委託契約の締結に当たっては，委託業務の具体的な内容を契約書で明確にする必要がある。</p>	<p>意見に基づき，業務の適正な執行を図るため委託契約を締結する際は，契約書において業務内容を明確に示すよう留意している。</p>
<p>イ 食品工業技術センターが保管する重要物品48点のうち，18点は平成18年度の使用実績がなかった。機種が古く陳腐化しているものなど，今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。</p>	<p>指摘のあつた平成18年度に使用実績のなかつた重要物品18点のうち，今後使用見込みのない研究機器（品名：分析装置，取得価格：9,278,480円）を平成19年6月21日付けで総合技術研究所農業技術センターに所管換えした。</p> <p>また，その他の研究機器（17点）のうち，クロマトグラフ装置等4点を，老朽化により今後使用が見込まないと判断し，平成19年8月31日付けで不用品として処分した。</p>

17 農業技術センター（監査年月日：平成19年11月29日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において，収入手続き（調定及び納入の通知）がされていないものがあつた。</p> <p>適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成20年度分の行政財産使用料については，収入漏れを防止するために「行政財産使用料徴収リスト」により収入手続きの状況を管理し，適切な処理を行っている。</p>
<p>イ 郵便切手類出納簿の記帳において，「受」欄の月ごとの累計が記入されておらず，また，「払」欄の月ごとの累計等に数値誤りが多々あつた。</p> <p>適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>「受」欄の月ごとの累計を記入し，数値誤りの出ないように記入時に注意し，記入後も現在高と払いの間に計算誤りが無いよう，十分確認している。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 農業技術センターの研修宿泊棟については、現在は利用がほとんどなく、また今後も利用見込みのない施設となっている。</p> <p>このため、研修宿泊棟の有効活用策について、早急に検討する必要がある。</p>	<p>未利用財産と位置づけ、引き続き財産管理課と協議しながら有効活用策を検討していく。</p>
<p>イ 郵便切手類について、単年度の払出し実績を超える繰越しがあるにもかかわらず、新たに購入していたものがあつた。郵便切手類の管理に当たっては、残高や払出し見込を勘案し、過大な購入とならないよう適正な管理に努める必要がある。（本所・果樹研究部）</p>	<p>意見に基づき、必要以上に購入しないように注意し、常に残高と払いの関係に気をつけるように努めている。（本所）</p> <p>意見に基づき、常に残高と払出しの関係に気をつけ、必要以上に購入しないよう適正な管理に努めている。（果樹研究部）</p>

18 畜産技術センター（監査年月日：平成19年9月13日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 家畜売払収入の領収において、会計規則に定められた期限（翌開庁日）までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・件数 金額 1件 230,000円</p>	<p>会計規則第45条6項に定められた期限（翌開庁日）までに金融機関へ払い込むよう努めています。</p> <p>なお、監査日以降払い込みの遅れたものはありません。</p>
<p>イ 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・広島県立畜産技術センター広島牛改良センター建築物等清掃業務委託（平成19年度）</p>	<p>今後は十分留意し、貼付もれのないよう努めます。</p> <p>本件契約書については収入印紙を貼付・消印しました。</p>
<p>ウ 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして1者のみから見積書を徴し随意契約を行っているが、委託業務の内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・飼料作物栽培等業務委託（平成19年度）</p>	<p>一般競争入札とした場合でも、米や野菜栽培が主体である農業法人や農業外企業等からの参入及び確実な業務執行が見込めないことから、平成20年度は引き続き、随意契約を行いました。</p> <p>なお、引き続き、集落農場型農業生産法人や農業外企業等の経営状況等の調査を行い、一般競争入札導入の可能性について、今後とも検討を進めます。</p>
<p>エ 施設管理業務の委託費の設計額は、財産管理室長が定めた積算基準により算出することとされているが、建築物等清掃業務の委託費の設計額の算出に当たり積算基準によらず、業者から徴収した参考見積を基に行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・広島県立畜産技術センター庁舎総合管理業務委託（平成19年度～20年度）</p> <p>・広島県立畜産技術センター広島牛改良センター庁舎総合管理業務委託（平成19年度）</p>	<p>今後の契約においては、財産管理室長が定めた広島県建築物等清掃業務積算基準により設計額を算出することとします。</p> <p>なお、指摘のあつた2件については、畜産技術センター庁舎総合管理業務については平成20年度末までの長期継続契約であり、広島牛改良センター庁舎総合管理業務については、平成19年度末の組織再編（広島牛改良センターの本所統合）により廃止になりました。</p>
<p>オ 毒物・劇物の管理について</p> <p>（ア）毒物及び劇物等の処分に係る業務委託契約を産業廃棄物収集運搬業者と請書のみで契約しており、法定事項を記載した契約書を交わしていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>（ア）監査日以降の契約については、法定事項記載の契約書を交わし契約しました。（契約件数1件）</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。</p> <p>保管場所への鍵の措置は、適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(イ) 毒物及び劇物以外のものと混在して保管していたものについては区分整理を行いました。</p> <p>引き続き適正な管理に努めます。</p>
---	--

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 畜産技術センターが保管する重要物品33点のうち、4点は平成18年度の使用実績がなかった。機械が古く陳腐化しているものなど、今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。</p>	<p>使用実績のなかった4点のうち3点については、型式が古く機能不十分及び故障中で多額の修理費を要するため廃棄し、他の1点については、今後の使用が見込まれるため継続保有としました。</p> <p>その他の重要物品 29 点については、今後も随時使用見込み等について検討し、不要なものについては所管換え・廃棄等により処分します。</p>
<p>イ 予定価格 100 万円以下の機械保守点検委託業務について、効率的・確実な業務遂行が期待でき、機械の安全性の確保を図るためとして、製造業者の系列業者である 1 者のみから見積書を徴して随意契約を締結しているものがあるが、他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。</p> <p>・広島牛改良センター飼料作物収穫等機械保守点検業務委託(平成 19 年度)</p>	<p>今後の同種契約においては、他の受託可能な業者について十分な検討を行い契約事務を進めます。</p> <p>なお、指摘のあった業務については、平成 19 年度末の組織再編（広島牛改良センターの本所統合）により廃止になりました。</p>

19 三次看護専門学校（監査年月日：平成19年5月30日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容			
<p>毒物・劇物の保管場所及び保管庫への鍵の措置は適正に行われていたが、保管庫内は、保管位置が明確に区分されているものの、毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」なども混在して保管され、毒劇物専用の保管庫となっていなかった。適正な管理に努められたい。</p>	<p>毒物・劇物の保管庫に混在していた「普通物」を移動し、毒物・劇物専用の保管庫とした。</p>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）</td> </tr> <tr> <td>②「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」（要旨）</td> </tr> <tr> <td>毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。</td> </tr> </table>		①毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）	②「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」（要旨）	毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
①毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）				
②「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」（要旨）				
毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。				

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>郵便切手において、年度使用実績に見合わない過大な購入があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案して購入するなど、予算の効率的な執行に努める必要がある</p>	

年 度	前年度繰越額	購 入 額	使 用 額	次年度繰越額
平成17年度	78,100 円	296,150 円	239,640 円	134,610 円
平成18年度	134,610 円	298,000 円	218,300 円	214,310 円
平成19年度	214,310 円	137,800 円	247,800 円	104,310 円

※平成18年度の購入のうち、140,000 円は3月に購入

郵便切手の購入に当たって、年間使用実績を基に、使用残額や使用見込額を勘案して購入を行った。
今後も予算の効率的な執行に努めることとする

20 広島子ども家庭センター（監査年月日：平成19年4月25日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容	
ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。			
	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成18年3月)
1	児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	20 人 5,722,840 円	25 人 5,981,240 円
2	児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	81 人 25,573,011 円	93 人 26,359,881 円
		<p>○児童福祉総務費負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 16名 金額 4,422,240 円 基準日までに行った不納欠損処分的人员・金額 人員 5名 金額 1,139,700 円 基準日までに行った全額納入を行った人員・金額 人員 1名 金額 4,400 円 基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 5名 金額 156,500 円 <p>○児童措置費負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 71名 金額 18,019,121 円 基準日までに行った不納欠損処分的人员・金額 人員 35名 金額 6,831,120 円 基準日までに行った全額納入を行った人員・金額 人員 1名 金額 41,200 円 基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 17名 金額 681,570 円 <p>【措置状況】</p> <p>児童福祉施設措置費負担金については、負担金事務嘱託員（非常勤）を配置して「児童福祉法第56条による児童福祉施設措置費負担金徴収事務処理要領」に基づき納入促進に努めている。一方、保護者を説得しての施設入所や措置後に生活困窮に陥るなど未納発生要因があり、長期未納の背景ともなっている。</p>	

上記事務処理要領の徹底を図るとともに、措置事務担当職員、ケース担当職員等との連携を強化して、措置時の十分な説明と理解を求めることにより未然防止に努めている。また長期未納者に対しては、生活状況等を分析・分類し、個々の対応方針を立てた上で、生活困窮者に対しての分割納入指導やケース担当職員による納入指導などを行っている。

長期未納者の解消に向けて成年後見人選任の機会を捉えて、成年後見人の分割納入の確約を取り付けた例、障害者自立支援法に基づく利用契約制度の手続き時に、親族に対して分割納入を確約させた例など、ケース担当職員と連携して実績を上げつつある。

引き続き、所レベルでの計画的な対応の強化を図るとともに、県の3こども家庭センターで協働し、法的措置等への取組を推進する。

イ 一時保護している児童や女性に食事を提供するため、給食業務委託契約（平成18年度）を締結しているが、この契約において、次のとおり、法令及び契約書に定められた事務処理がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

(イ) 予定価格が100万円を超える委託契約であるため、競争入札とすべきところ、随意契約により契約していた。

(ウ) 契約書では、受託者から提出された献立表の承諾を行うこととなっているが、この事務を行っていなかった。また、受託者が提出することとされている業務日誌の提出を受けていなかった。

(ア) 18年度については、貼付させた。

20年度契約書についても、貼付済。

(イ) 20年度契約については、一般競争入札に付し、契約を行った。

(ウ) 19年度については、献立表の承諾を行うこととした。20年度についても、献立表の承諾を引き続き実施するとともに（別紙写のとおり）業者との連絡は、日々口頭で行うほか、日誌（別紙写のとおり）を業者に提供し、業者からコメントを徴することにより、情報共有を図り、給食内容の改善、向上に努めている。

ウ 次の施設管理業務委託に当たって、その仕様が、施設管理業務委託事務処理要綱に定める共通仕様書によるものとなっていなかった。適切な事務処理に努められたい。

業務委託	清掃業務委託，エレベーター保守点検業務委託，消防設備等点検業務委託，ガス空調設備保守点検業務委託（平成19年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱（平成19年1月1日施行）

19年度契約分については、エレベーター保守点検(昇降機保守点検)業務委託，消防設備等点検業務委託，ガス空調設備(空気調和設備)保守点検業務委託のいずれも「施設管理業務委託事務処理要綱」に基づき適切な処理を行った。今後も、適切な事務処理に努める。なお、清掃業務については、次回（21年度）契約時に対応する。（※（ ）は20年度の契約名称。）

エ 組織改編により不要となった公印について、広島県公印規程による廃棄がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

不要となった公印	広島県中央児童相談所長印，広島県立知的障害者更生相談所長印，広島県立婦人相談所長印
根拠	広島県公印規程第10条

	広島県公印規程に基づき適切に廃棄した。 (平成19年4月25日に破壊の上、焼却処分を行った。)
オ 寄附や借受けにより取得した絵画、書画などの美術品について、美術品台帳が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。	「美術品の適正管理について(平成16年5月31日出納長通知)」に基づき、美術品台帳を整備し、適正に管理している。 なお、所有している美術品については、県立美術館に評価を依頼したが、評価額を決めることは困難であるとの回答を得ている。 今後とも、取得した美術品の適正な管理に努める。

監査の結果(意見)		措置の内容
業務委託契約については、契約の見直し方針において、長期継続契約に移行すべき契約は、すべて移行することとなっている。このため、平成19年度において単年度契約となっている次の業務委託について、長期継続契約の検討を行い、次回契約締結時において長期継続契約へ移行する必要がある。		20年度契約分については、エレベーター保守点検(昇降機保守点検)業務委託、消防設備等点検業務委託、ガス空調設備(空気調和設備)保守点検業務委託のいずれも2か年の長期継続契約を締結した。(別紙写のとおり) 引き続き、適正な契約に努める。(※()は20年度の契約名称)
業務委託	エレベーター保守点検業務委託、消防設備等点検業務委託、ガス空調設備保守点検業務委託(平成19年度)	
根拠	「随意契約及び長期継続契約の見直しについて(平成18年11月14日財産管理室契約企画担当室長通知)」(要旨) 長期継続契約に移行すべき契約については、すべて移行する。 ただし、現契約期間が満了していない契約等については、次回契約締結時に移行する。	

21 県立広島病院(監査年月日:平成20年1月29日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容
ア 医業収益(診療収入)等において、長期未納(過年度分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(平成19年12月31日現在確認分)		
区分	長期未納(過年度分) [平成19年12月末現在]	参考 前年度決算時 (平成19年3月末現在)
医業収益(診療収入)	2,653人 112,918,581円	2,243人 89,786,358円
医業外収益	2人 69,616円	—
注 医業収益は、個人分及び給付団体分の計である。		
1 医業収益 <措置状況> 督促状の送付に加え、徴収を強化するため、徴収事務の一部について、債権管理回収会社へ委託することとしており、現在、委託仕様書作成などの準備を行っている。		

	<p>○医業収益（診療収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月末現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 2,554名 金額 108,691,998円 ・基準日までに行った不能欠損処分的人员・金額 人員 0名 金額 0円 ・基準日までに行った全額納入を行った人員・金額 人員 99名 金額 3,138,503円 ・基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 22名 金額 1,088,080円 <p>2 医業外収益 <措置状況> 長期未納のうち66,664円（1人）は、全額納付済み。 未納付分（1人）については、督促中。</p> <p>○医業外収益</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月末現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 1名 金額 2,952円 ・基準日までに行った不能欠損処分的人员・金額 人員 0名 金額 0円 ・基準日までに行った全額納入を行った人員・金額 人員 1名 金額 66,664円 ・基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 0名 金額 0円
<p>イ 委託契約において、検査職員による履行確認が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、日々の業務実態において、仕様書に定める業務従事職員数が配置されていない日が見受けられた。業務実態を踏まえ、より経済的かつ効率的に業務が実施されるよう、業務従事職員数を見直すなど、仕様の再検討を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査室滅菌洗浄等業務委託 （平成18年度～20年度長期継続契約） ・手術室・中央材料室洗浄清掃等業務委託 （平成18年度～22年度長期継続契約） 	<p>業者に業務日誌を提出させ、これにより履行の確認を行うこととした。</p> <p>また、業務実態を踏まえ、経済的かつ効率的に業務が実施されるよう、仕様書を見直すこととする。</p>
<p>ウ 行政財産の使用許可について、次のとおり行政財産使用規則に基づく事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) ATM機設置のため、郵便局に対して行政財産の使用許可を行っているが、郵政民営化（平成19年10月1日）により、ATM機の設置者が別組織である「ゆうちょ銀行株式会社」に変更となった。</p> <p>このため、郵便局に対して財産返還書の徴取、使用料の一部返還を行うとともに、新たにゆうちょ銀行株式会社への使用許可手続きを行う必要があるが、その事務手続きが滞っており、監査日現在において、使用許可なく、ATM機が設置されている状態となつていた。</p>	<p>(ア) 所要の事務処理を完了し、新規の使用許可を行った。使用料については、郵便局から納付されていた使用料を一部返還し、新規許可を行ったゆうちょ銀行（株）から10月1日以降の使用料を徴収した。</p>

<p>(イ) 公立大学法人県立広島大学（以下、「大学」という。）から臨床実習のための行政財産の使用許可申請が提出されているが、使用許可対象面積の取扱いについて、大学との調整に時間を要しており、監査日現在において、使用許可なく、行政財産が使用されている状態となっていた。</p>	<p>(イ) 所要の事務処理を完了し、19年度について使用許可を行うとともに、4月からの使用料を徴収した。</p>
--	---

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 休日等時間外診療における外来受診者に対しては、受診当日に概算金として預り金を徴収し、後日、診療費の精算が完了した際に返金する制度を設けているが、受診者が診療費の支払を行わない場合、預り金が保管されたままとなっており、その額は増加傾向にある。</p> <p>収入未済の解消のためにも、受診者の同意の上、預り金を診療費に充当するなどにより、早急に収入未済の解消と預り金の縮減を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未納（過年度分）に係る預り金 23件 130,000円（監査日現在確認分） 	<p>預り金制度が、より効果的な制度となるよう、現在、預り金を診療費に充当することと併せて、制度全般についても見直しを行っているところである。</p>
<p>イ 固定資産台帳と固定資産（現物）の实地照合については、各部門において任意の時期・方法により実施されているが、資産管理を総括する部署において、各部門における実施状況が十分把握されていない状況が見受けられた。</p> <p>適正な資産管理を行うため、資産管理を総括する部署が主導し、实地照合の時期・方法などの取扱いを定めた上で、統一した实地照合を行う必要がある。</p>	<p>固定資産台帳と固定資産（現物）の实地照合について、現状を把握するとともに、効果的な実施方法等を検討し、実施時期・方法などの取扱いを定める。</p>

22 広島高等技術専門校（監査年月日：平成19年5月22日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>委託訓練は、訓練科目ごとに民間の教育訓練機関等に委託して実施しているが、次の訓練科目の委託契約において、事務処理に不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア ビジネス実務士コース（平成18年度）</p> <p>委託訓練を実施する中で、訓練に要する日数が当初計画の日数より増加したため契約額を超えて委託料を支払っていた。契約は、総価契約（委託金額の総額を定めた契約）としていたことから、契約額を変更する際には変更契約を締結する必要があるが、変更契約を締結していなかった。</p>	<p>19年度においては、職員の自覚を促すとともに、訓練課、庶務課内で複数の職員のチェックを経るとともに、決裁権者においても、一層の慎重なチェックを行った。その結果、特に問題はなかった。</p>

<p>イ 建築CAD科 (平成17年度)</p> <p>専門学校で実施した委託訓練について、当該専門学校が法人格を有しないことから、専門学校の設置者(個人)を契約の相手方としていた。契約期間中に専門学校の設置者が変更したが、その際に相手方から提出のあった「受託者変更届」により契約が継続しているとして、変更後の設置者との契約を締結していなかった。</p>	<p>同上の措置を行い、19年度においては問題はなかった。</p>
---	-----------------------------------

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>施設管理業務委託契約において、委託業務の対象となる設備の規格や数量が契約書に記載されていないものがあった。</p> <p>業務の適正な執行を図るため、施設管理業務委託契約の締結に当たっては、委託業務の対象となる設備の規格等を契約書で明確にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検業務(平成18年度) ・消防用設備等点検業務(平成18年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検業務委託契約 19年度においては、設備の規格、数量を覚書として締結した。 ・消防用設備等点検業務委託契約 設備の規格、数量を覚書として締結した。 <p>契約の締結にあたって、より細かく、厳密な契約を行なうよう心がけた。</p>

23 西部病虫害防除所(監査年月日:平成19年11月29日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>物品の所管換えに当たっては、所管換通知書により行うこととされているが、平成18年度に旧病虫害防除所及び旧農業改良普及センターから西部、東部及び北部病虫害防除所並びに農業技術指導所に組織再編された際に、切手類及びフェリー回数券等の物品の移動の手続きについて、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度末(平成18年3月31日)までに旧病虫害防除所から旧農業改良普及センターへ所管換えを行うべきところ、平成18年度当初(平成18年4月1日)に西部農業技術指導所及び東部農業技術指導所に所管換えを行っていたものがあった。 ・所管換えを所管換通知書によらず郵便切手類出納簿への記入のみで処理していた。 	<p>物品の所管換えについては、広島県物品管理規則により、適正に事務処理を行うこととした。</p>

24 西部農業技術指導所（監査年月日：平成19年11月29日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>物品の所管換え及び使用換えに当たっては、所管換通知書及び使用換通知書により行うこととされているが、平成18年度に旧病害虫防除所及び旧農業改良普及センターから西部、東部及び北部病害虫防除所並びに農業技術指導所に組織再編された際に、切手類及びフェリー回数券等の物品の移動の手続きについて、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管換通知書及び使用換通知書によらず郵便切手類出納簿への記入のみで処理していた。 ・旧農業改良普及センターから西部農業技術指導所への出納員間の引継の記録がないものがあった。 ・引継後の郵便切手類出納簿に一部記載漏れがあった。そのうえ、記載漏れのまま、東部農業技術指導所に所管換えを行っていた。 	<p>物品の所管換え及び使用換えについては、広島県物品管理規則及び広島県会計規則により、適正に事務処理を行うこととした。</p>

25 東部農業技術指導所（監査年月日：平成19年11月29日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>物品の所管換えに当たっては、所管換通知書により行うこととされているが、他機関からのフェリー回数券等の所管換えにおいて、所管換通知書によらず郵便切手類出納簿への記入のみで処理していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>物品の所管換えについては、広島県物品管理規則により、適正な事務処理を行うこととした。</p>

26 港湾振興局（監査年月日：平成19年12月5日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																						
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越額）のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1514 509 1608">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="509 1514 828 1608">長期未納（滞納繰越分） 【監査日現在確認分】</th> <th colspan="2" data-bbox="828 1514 1225 1608">参考 前回監査時 （平成16年8月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1608 509 1671">施設使用料</td> <td data-bbox="509 1608 612 1671">34人</td> <td data-bbox="612 1608 828 1671">6,258,310円</td> <td data-bbox="828 1608 932 1671">36人</td> <td data-bbox="932 1608 1225 1671">2,045,640円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1671 509 1733">公有水面使用料</td> <td data-bbox="509 1671 612 1733">10人</td> <td data-bbox="612 1671 828 1733">138,630円</td> <td data-bbox="828 1671 932 1733">2人</td> <td data-bbox="932 1671 1225 1733">11,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1733 509 1798">港湾使用料</td> <td data-bbox="509 1733 612 1798">39人</td> <td data-bbox="612 1733 828 1798">2,727,776円</td> <td data-bbox="828 1733 932 1798">58人</td> <td data-bbox="932 1733 1225 1798">2,621,716円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） 【監査日現在確認分】		参考 前回監査時 （平成16年8月）		施設使用料	34人	6,258,310円	36人	2,045,640円	公有水面使用料	10人	138,630円	2人	11,700円	港湾使用料	39人	2,727,776円	58人	2,621,716円			
区分	長期未納（滞納繰越分） 【監査日現在確認分】		参考 前回監査時 （平成16年8月）																				
施設使用料	34人	6,258,310円	36人	2,045,640円																			
公有水面使用料	10人	138,630円	2人	11,700円																			
港湾使用料	39人	2,727,776円	58人	2,621,716円																			

	<p>債権管理について、事務分掌上で明確に定めるとともに、督促活動と平行して「徴収事務に関する研修」への参加等により、滞納処分に関するノウハウの蓄積に努めることとしている。</p> <p>新規の未納発生を防止するため、許可時に納期内納付の周知徹底を行っている。</p> <p>(平成20年4月末)</p> <table border="0"> <tr> <td>施設使用料</td> <td>33人</td> <td>6,258,310円</td> <td>(△45,600円)</td> </tr> <tr> <td>公有水面使用料</td> <td>9人</td> <td>121,470円</td> <td>(△17,160円)</td> </tr> <tr> <td>港湾使用料</td> <td>38人</td> <td>2,303,290円</td> <td>(△424,486円)</td> </tr> </table>	施設使用料	33人	6,258,310円	(△45,600円)	公有水面使用料	9人	121,470円	(△17,160円)	港湾使用料	38人	2,303,290円	(△424,486円)
施設使用料	33人	6,258,310円	(△45,600円)										
公有水面使用料	9人	121,470円	(△17,160円)										
港湾使用料	38人	2,303,290円	(△424,486円)										
<p>イ 次の建設工事請負契約書に貼付された収入印紙の額に誤りがあった。適正な事務に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方港湾 小用港 ウシイシ地区 港湾改修工事 	<p>当該契約書には、不足分の印紙を追加し、適正額の印紙を添付させた。</p> <p>現在は、契約の際、契約書の印紙税額の適否確認を徹底している。</p>												
<p>ウ 次の建設工事における工事履行報告書が、建設工事請負契約約款で規定された提出期限（毎月7日）を過ぎて提出されたものがあった。適正な事務に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定重要港湾 広島港 出島西地区 防潮扉製作・据付工事（18-4工区） 	<p>毎月、工事履行報告書を期限までに提出するよう業者への指導を徹底している。</p>												
<p>エ 次の委託業務契約書に委託金額が記載されていなかった。適正な事務に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋立護岸施工調査及び施工管理検討業務 	<p>当該契約書に契約金額を記入した。</p> <p>現在は、契約金額も含め、契約書への記入事項について、記載漏れ等の確認を徹底している。</p>												
<p>オ 業務委託契約において、受託業者の責めに帰すべき理由により平成19年7月4日の業務の履行後、解除しているが、当該契約書に違約金に係る条項が規定されていなかったため違約金を徴収できなかった。適正な事務に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島港湾振興局庁舎警備業務委託（平成19年度） 	<p>平成19年7月5日以降の新規契約分から違約金の条項を加えた契約書で契約を行っている。</p>												

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 港湾使用料の未収金を解消するため平成19年3月に策定された「港湾使用料未納者に対する事務手続要領では、未納者について未納使用料管理簿の作成、納入指導、督促状の作成・送付、使用許可の取消し、使用許可申請の不許可処分などを実施することとされているが、未納使用料管理簿が未作成であり、一部の長期末納者に対しては、納入指導、督促状の送付等がされていない。また、使用許可の取消も実施されておらず、使用許可申請の不許可処分については、現在、保留中とされている。</p> <p>要領に基づいた取組みを実施していくためには、まず、本庁が中心となり、使用許可を取消す時期などについて詳細な基準を作成し、組織的に取組む必要がある。</p>	<p>榎ひろしま港湾管理センターにおける督促状の送付、納付指導等を行った場合、その情報の引継ぎのタイミング及び手順について、具体的に定めるよう努めている。</p> <p>また、「どの程度の未納があれば許可しない。」あるいは、「どの程度の未納があれば許可を取り消すか。」等の基準の策定について、引き続き本庁と協議を進めることとしている。</p> <p>これらのことを推進することと併せ、情報を共有するため、月1回開催する港湾管理課、榎ひろしま港湾管理センター、広島港湾振興局による連絡会議（「広島港管理運営等連絡協議会」）の場における情報交換を密にするよう努めている。</p>

<p>イ 県が管理している国有地の同一海岸保全区域において、国有地の売払いに同意した者などについては、売り払いまでの間、占有許可をして占有料を徴収し、同意しない者などについては不法占有として占有料を徴収していない。このような状況を解消するためには、例えば、不法占有者に対し、国有地の購入の意思を確認し、占有許可申請を促すことや、強制撤去を実施するなど、積極的に不法占有の解消に努める必要がある。</p>	<p>売払いの際に生じる財産上の問題点について、中国財務局と協議を行い、財産処分に向けての方向付けを行うこととしている。</p> <p>なお、不法占有者に対しては、既許可受者との関係（占有箇所が地続きである等）から慎重に対応する必要がある、現在、具体的な対応策を検討している。この対応策が決定次第、不法占有者との折衝等を実施することとしている。</p>
---	--

27 広島水道事務所（監査年月日：平成20年2月5日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容								
<p>ア 行政財産の使用料徴収において、収入手続き（調定及び納入通知）がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（平成19年度）</p> <table border="1" data-bbox="199 828 1204 1030"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収すべき期限</td> <td>平成19年4月30日</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）</td> </tr> <tr> <td>参 考</td> <td>許可内容：電柱設置等のための土地使用 徴収額：383,270円（67件）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	徴収すべき期限	平成19年4月30日	根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）	参 考	許可内容：電柱設置等のための土地使用 徴収額：383,270円（67件）	<p>収入手続きを行っていない行政財産の使用料徴収67件分、383,270円については、平成20年3月末までに調定及び納入通知を行った。</p> <p>今後は適正な事務処理に努める。</p>
区 分	内 容								
徴収すべき期限	平成19年4月30日								
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）								
参 考	許可内容：電柱設置等のための土地使用 徴収額：383,270円（67件）								

監査の結果（意見）	措置の内容												
<p>ア 田口浄水場の汚泥再資源化に係る委託契約において、早期に業務が完了しているものの、委託期間が満了していないため、完了届の徴取及び完了検査が行われていないものがあった。契約締結に当たっては、適切な業務期間の設定や履行確認の時期について、検討する必要がある。</p> <p>・汚泥再資源化に係る委託契約の状況</p> <table border="1" data-bbox="223 1624 1141 1848"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託期間</td> <td>H19.4.1～H20.3.31</td> </tr> <tr> <td>業務内容</td> <td>天日乾燥床の浄水汚泥の搬出、運搬、再資源化処理等</td> </tr> <tr> <td>処理汚泥量</td> <td>75t</td> </tr> <tr> <td>業務実施状況</td> <td>4月中に業務完了済</td> </tr> <tr> <td>完了検査</td> <td>未了</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	委託期間	H19.4.1～H20.3.31	業務内容	天日乾燥床の浄水汚泥の搬出、運搬、再資源化処理等	処理汚泥量	75t	業務実施状況	4月中に業務完了済	完了検査	未了	
区 分	内 容												
委託期間	H19.4.1～H20.3.31												
業務内容	天日乾燥床の浄水汚泥の搬出、運搬、再資源化処理等												
処理汚泥量	75t												
業務実施状況	4月中に業務完了済												
完了検査	未了												

田口浄水場の汚泥再資源化に係る委託契約については平成20年2月に完了届の徴取、3月に完了検査を行った。
 原因は、例年当該業務の委託期間を1年間としていたことから特に内容を確認することなく同様の期間設定としたことによるものである。
 今後は業務内容を十分確認し、適切な業務期間や履行確認の時期の設定を行うこととする。

28 沼田川水道事務所（監査年月日：平成20年1月31日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容				
ア 境界確定証明願における収入証紙の取扱いにおいて、次のとおり不適切なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成18年度）						
1	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>収入証紙の消印は定められた消印を使用すべきところ、公印を押印していた。</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>広島県証紙規則第4条（証紙がちょう付された申請書等の取扱い）</td> </tr> </table>	内容	収入証紙の消印は定められた消印を使用すべきところ、公印を押印していた。	根拠	広島県証紙規則第4条（証紙がちょう付された申請書等の取扱い）	監査指摘後、収入証紙の消印は、広島県証紙規則に定める消印を押印することとし、証紙文書については、関係規程に定める文書收受を行い、証紙金額の確認記載・押印及び証紙文書整理簿との照合を厳格に実施している。
内容	収入証紙の消印は定められた消印を使用すべきところ、公印を押印していた。					
根拠	広島県証紙規則第4条（証紙がちょう付された申請書等の取扱い）					
2	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>文書收受印及び収入証紙金額確認の記載と認印の押印がなかった。</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>広島県文書等管理規程第10条（文書等の收受及び交付）</td> </tr> </table>	内容	文書收受印及び収入証紙金額確認の記載と認印の押印がなかった。	根拠	広島県文書等管理規程第10条（文書等の收受及び交付）	
内容	文書收受印及び収入証紙金額確認の記載と認印の押印がなかった。					
根拠	広島県文書等管理規程第10条（文書等の收受及び交付）					
イ 通勤手当において、次のとおり誤支給等があつた。適正な事務処理に努められたい。（平成19年度）						
1	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>給与（修正）通知書の入力誤りのため、追加支給すべきものがあつた。 ・1件 65,800円</td> </tr> </table>	内容	給与（修正）通知書の入力誤りのため、追加支給すべきものがあつた。 ・1件 65,800円	1 監査指摘後、直ちに該当職員への通勤手当の追加支給を行った。その後は、給与（修正）通知書入力時には厳格にチェックを行い、誤支給が発生しないようにした。 なお、平成20年4月1日から当該業務については、共通業務室が行っている。		
内容	給与（修正）通知書の入力誤りのため、追加支給すべきものがあつた。 ・1件 65,800円					
2	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>有料道路による認定を受けている職員は、毎月、通勤手当現況調により確認することとなっているが、受給者の押印欄のない独自の様式を作成していた。 また、認定権者の確認印がなかった。</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>通勤手当認定要領第8（事後の確認） 2 定期確認 （1）認定権者は、毎年5月、11月に通勤手当現況調（様式第3号）により確認すること。 （2）新幹線、高速艇及び有料道路による認定を受けている職員については、毎月実施することとする。</td> </tr> </table>	内容	有料道路による認定を受けている職員は、毎月、通勤手当現況調により確認することとなっているが、受給者の押印欄のない独自の様式を作成していた。 また、認定権者の確認印がなかった。	根拠	通勤手当認定要領第8（事後の確認） 2 定期確認 （1）認定権者は、毎年5月、11月に通勤手当現況調（様式第3号）により確認すること。 （2）新幹線、高速艇及び有料道路による認定を受けている職員については、毎月実施することとする。	2 監査指摘後、有料道路による認定を受けている職員の現況確認については、通勤手当認定要領に定める様式により行うこととし、認定権者は毎月確認の上、押印することとした。 なお、平成20年4月1日から当該業務については、共通業務室が行っている。
内容	有料道路による認定を受けている職員は、毎月、通勤手当現況調により確認することとなっているが、受給者の押印欄のない独自の様式を作成していた。 また、認定権者の確認印がなかった。					
根拠	通勤手当認定要領第8（事後の確認） 2 定期確認 （1）認定権者は、毎年5月、11月に通勤手当現況調（様式第3号）により確認すること。 （2）新幹線、高速艇及び有料道路による認定を受けている職員については、毎月実施することとする。					

29 水質管理センター（監査年月日：平成20年2月5日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>次の委託契約について、業務の一部が再委託されているが、契約書に定める再委託の承認手続きが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動固相抽出装置他点検整備業務（平成19年度） 	<p>自動固相抽出装置他点検整備業務（平成19年度）については、平成20年2月に契約書に定める再委託の承認手続きを行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

30 財団法人ひろしま国際センター（監査年月日：平成19年12月10日）

監査の結果（意見）	措置の内容												
<p>ア タクシーを利用した場合の旅費事務について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) タクシー利用における旅行において、旅行命令簿が作成されていないものがあった。</p> <p>(イ) タクシーを利用した場合には旅費の調整（車賃の減額）を行うべきところ、調整が行われていないものがあった。</p>	<p>指摘事項における該当の旅行について旅行命令簿を作成した。</p> <p>また、指摘の旅行について、旅費の減額調整を行った。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、指導を行った結果、監査以後は改善されている。</p>												
<p>イ 委託契約の事務処理において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1043 245 1077"></th> <th data-bbox="245 1043 596 1077">委託業務</th> <th data-bbox="596 1043 1355 1077">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1077 245 1223">1</td> <td data-bbox="245 1077 596 1223">財団法人ひろしま国際センター事務所管理業務（清掃及び機械警備の保守管理）〔交流部〕（平成18、19年度）</td> <td data-bbox="596 1077 1355 1223"> <ul style="list-style-type: none"> ・契約担当者が予定価格を定めておらず、また、受託業者から見積書を徴していなかった。 ・検査職員の定めがなく、履行確認を行っていない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1223 245 1296">2</td> <td data-bbox="245 1223 596 1296">顧問業務〔交流部〕（平成18、19年度）</td> <td data-bbox="596 1223 1355 1296"> <ul style="list-style-type: none"> ・契約担当者が予定価格を定めていなかった。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1296 245 1444">3</td> <td data-bbox="245 1296 596 1444">大学管理運営研修の県外視察研修に係る業務〔研修部〕（平成18年度）</td> <td data-bbox="596 1296 1355 1444"> <ul style="list-style-type: none"> ・行程及び参加者数等の変更に伴い変更契約を締結しているが、変更契約書に行程等の変更内容を明記せず、金額のみを変更していた。 ・検査職員の定めがなく、履行確認を行っていない。 </td> </tr> </tbody> </table>		委託業務	内容	1	財団法人ひろしま国際センター事務所管理業務（清掃及び機械警備の保守管理）〔交流部〕（平成18、19年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当者が予定価格を定めておらず、また、受託業者から見積書を徴していなかった。 ・検査職員の定めがなく、履行確認を行っていない。 	2	顧問業務〔交流部〕（平成18、19年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当者が予定価格を定めていなかった。 	3	大学管理運営研修の県外視察研修に係る業務〔研修部〕（平成18年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・行程及び参加者数等の変更に伴い変更契約を締結しているが、変更契約書に行程等の変更内容を明記せず、金額のみを変更していた。 ・検査職員の定めがなく、履行確認を行っていない。 	
	委託業務	内容											
1	財団法人ひろしま国際センター事務所管理業務（清掃及び機械警備の保守管理）〔交流部〕（平成18、19年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当者が予定価格を定めておらず、また、受託業者から見積書を徴していなかった。 ・検査職員の定めがなく、履行確認を行っていない。 											
2	顧問業務〔交流部〕（平成18、19年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当者が予定価格を定めていなかった。 											
3	大学管理運営研修の県外視察研修に係る業務〔研修部〕（平成18年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・行程及び参加者数等の変更に伴い変更契約を締結しているが、変更契約書に行程等の変更内容を明記せず、金額のみを変更していた。 ・検査職員の定めがなく、履行確認を行っていない。 											
	<p>監査結果に基づき、当該事務処理の適正化を指導し、1及び2については、平成20年度の契約から改善されている。</p> <p>3については、変更契約を行う際には変更内容を明確にするとともに、検査職員を定めて業務の履行確認を行うよう指導している。</p>												
<p>ウ ひろしま国際プラザの塵芥処理及び寝具等のリース経費について、塵芥処理業者及びリース業者の請求に基づき支出しているが、塵芥処理等の契約事務を行っていない。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>※ ひろしま国際プラザ 県が設置した「県立広島国際協力センター」と独立行政法人国際協力機構が設置した「JICA中国国際センター」とを一体化した施設で、財団法人ひろしま国際センター（研修部）が施設の管理を行っている。</p>	<p>監査結果に基づき、当該事務処理の適正化を指導し、平成20年度の契約から改善されている。</p>												

<p>エ 計算書類の作成において、次のとおり不備があった。税理士と結んでいる顧問契約では、決算整理や決算書の作成に関することも顧問の業務とされていることから、顧問の十分な指導を受け、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 満期保有目的の債券について、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としているが、財務諸表に対する注記及び重要な会計方針において、有価証券の評価基準及び評価方法については「総平均法による原価基準を採用」としていた。</p> <p>(イ) 財務諸表に注記すべき事項のうち「リース取引の処理方法」及び「消費税等の会計処理」が記載されていない。</p> <p>(ウ) 平成19年3月期に係る法人県民税及び法人市民税が未払金に計上されていない。</p> <p>(エ) 貸借対照表において、一般会計内部の取引について相殺消去を行っていない。</p> <p>(オ) 特別会計を設けている場合、一般会計との間の内部取引の残高は貸借対照表総括表において相殺消去することとされているが、一般会計と研修部特別会計の間で相殺消去を行っていない。</p>	<p>監査結果に基づき、当該事務処理の適正化を指導し、平成19年度決算から改善された。</p>
---	---

監査の結果 (意見)	措置の内容
<p>ア 交流ホールの利用申込の取消の申出があった場合に返還する現金について、受領書は徴しているが、現金出納帳では整理していない。</p> <p>適正な出納管理のため、取消の申出があった場合に返還する現金についても現金出納帳で整理する必要がある。</p>	<p>監査結果に基づき、現金出納帳の整理を行った。今後、同様の誤りが生じないように、指導を行った結果、監査以後は改善されている。</p>
<p>イ 財団法人ひろしま国際センターの監事に県職員が就任しているが、監事は法人の会計や業務の執行状況を監査し、業務の適正化を図るために設置された機関であることから、監事には中立性を確保できると認められるものが就任することにより、法人経営の一層の透明性の向上を図る必要がある。</p>	<p>次期改選時(平成22年4月)には、検討するよう指導した。</p>
<p>ウ 財団法人ひろしま国際センター事務所の管理業務を委託する場合は、「広島クリスタルプラザ館内規則」において、入居している建物の管理会社と契約することとされているが、面積当たりの委託料の額は、同じ建物に入居している県の機関に比べると3倍を超えている。</p> <p>これは、事務所の約3分の2を交流ホールなどの公共スペースが占めていることなどから、委託契約における両者の仕様が異なるためであるが、管理業務に要する費用は、県からの補助金に含まれていることから、仕様が適切なものになっているか、再検討する必要がある。</p>	<p>施設の利用形態の違いにより、他の県の機関との単純な比較は困難であるが、監査結果に基づき、契約内容等の見直しについて指導した結果、平成20年度の委託料は1㎡当たり月額349円まで減額された。(平成19年度分は、1㎡当たり月額390.4円)</p> <p>【参考】 平成19年度月額208,498円 →平成20年度月額186,375円(△22,123円・△10.61%)</p>

<p>エ 平成18年度から新公益法人会計基準を適用しているが、翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額が賞与引当金として計上されていない。計上しない場合には、計上しない合理的な理由を財務諸表に注記する必要がある。</p>	<p>財務諸表に注記するよう指導し、平成19年度決算から改善された。</p>
<p>オ 県立広島国際協力センターの管理に関する基本協定書では、施設の大規模修繕については県が責任を分担することとされているが、大規模修繕と小規模修繕の区分及び金額が明示されていない。県と指定管理者の責任分担を明確にするため、修繕において県が責任を担う範囲を明確にする必要がある。</p>	<p>協議事項の一つとしての対応が可能であり、また、必要とする予算との関係もあり、事前に明示する絶対的な必要性があるとまでは考えないが、施設の老朽化に伴い、応募条件の要素として重要な観点であることから、次期（平成21年度から）の指定管理者の選定要綱上の条件とするとともに、指定後の基本協定書に目安として明記することとする。</p>

31 財団法人県民センター（監査年月日：平成20年1月30日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 工事請負契約において、工期の延長について変更契約を締結することなく、協議により延長しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。（広島県民文化センターふくやま） ・広島県民文化センターふくやま空調機整備工事請負契約（平成18年度）</p>	<p>今後、工事請負契約の内容等を変更する場合は、変更契約を締結し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>イ 平成19年度から地方職員共済組合広島県支部（以下「共済組合」という。）から受託している地方職員共済組合広島宿泊所「鯉城会館」の運営に係る業務のうち、宿泊施設のリネン類の賃貸借や宴会会場の準備等の業務について、財団法人県民センターとして業者と契約せず共済組合が委託していた業者の請求に基づき経費を支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。（広島県民文化センター）</p> <p>※ 鯉城会館 地方職員共済組合広島県支部が、地方公務員等共済組合法第112条に定める福祉事業として、地方職員共済組合員及びその家族を中心とした利用を目的に運営している会館。</p>	<p>共済組合が契約当事者となっているものについては、財団法人県民センターを契約当事者として契約を締結するよう指導を行った結果、宿泊施設のリネン類の賃貸借や宴会会場の準備等の業務について、県民センターを契約当事者とする委託契約が締結された。</p>
<p>ウ 平成18年度に購入した県有（貸与）備品について、県への報告は平成19年4月に行っていたが、貸付・管理委任確認票が平成20年1月下旬に県から送付されたことから、監査日現在において、現物確認及び標識（備品ラベル）の貼付がされていない。適正な管理に努められたい。（広島県民文化センターふくやま）</p>	<p>県民センターは、監査の翌日、現物確認と併せて標識（備品ラベル）の貼付を行った。今後は、備品購入後は速やかに県へ報告し適正な管理を行うよう指導した。</p>
<p>エ 広島県民文化センターの施設等の利用料金については、指定管理者があらかじめ県の承認を受けて定めることとされているが、駐車場使用料については県の承認を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。（広島県民文化センター）</p>	<p>当法人が引き続き指定管理者となった平成20年度以降3年間の指定管理期間に係る利用料金については、適正に申請がなされ、承認した。</p>

<p>オ 利用料金の減免及び返還において、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 利用料金について、社会福祉事業を推進する団体のうち社会福祉法人及び社会福祉施設を経営する財団法人については減免することができるかとされているが、減免対象とされていない団体に係る利用料金について、減免していたものがあった。(広島県民文化センター)</p> <p>(イ) 既納の利用料金について、利用日の前日から6日前までに利用の取消しの申し出があった場合、半額を返還することとされているが、返還額を誤っているものがあった。(広島県民文化センターふくやま)</p>	<p>(ア) 当該団体については、これまで県が制定した減免事務処理要綱で減免対象団体としていたこと及び団体の事業内容から減免対象とすることが適当と認められるため、広島県民文化センター管理規則第6条第1項第3号(その他知事が別に定める団体)の規定により、減免対象団体とするよう事務処理を行う。</p> <p>今後は減免対象団体に該当するか十分精査するとともに、必要に応じて県と協議するなど適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>(イ) 正しい返還額と返還済額の差額を返還することとし、今後は広島県民文化センター設置及び管理条例、広島県民文化センター管理規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>カ 計算書類の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 平成19年3月期に係る法人県民税及び法人市民税が未払金に計上されていなかった。</p> <p>(イ) 貸借対照表において、一般会計内部の取引について相殺消去を行っていなかった。</p>	<p>監査結果に基づき、当該事務処理の適正化を指導し、平成19年度決算から改善された。</p>

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>ア 財団法人県民センターの監事に県職員が就任しているが、監事は法人の会計や業務の執行状況を監査し、業務の適正化を図るために設置された機関であることから、監事には中立性を確保できると認められるものが就任することにより、法人経営の一層の透明性の向上を図る必要がある。</p>	<p>次期改選期(平成21年4月)には検討するよう指導した。</p>
<p>イ 財団法人県民センターの財務規程において、指名競争入札は、一般競争入札に付することが明らかに不利又は適当でないとする場合に行うことができるとされているが、指名競争入札により執行した次の契約について、指名競争入札とする理由が明記されていなかった。指名競争入札により執行する場合は、その理由を整理しておく必要がある。</p> <p>・総合管理業務、エレベーター保守点検業務(平成18~19年度)(広島県民文化センター)</p>	<p>今後、指名競争入札に付する業務の場合は、その理由を明記するよう指導した。</p>
<p>ウ 広島県民文化センターの総合管理業務委託契約の設計金額の積算に当たり、積算に係る歩掛及び直接人件費の単価について、直近の積算資料などを採用していなかった。設計金額は予定価格設定の基礎となるものであることから、最新の単価を採用し、設計積算を行う必要がある。</p>	<p>今後、総合管理業務委託契約の設計金額の積算に係る歩掛及び直接人件費の単価については、直近の積算資料などを採用し、設計積算を行うよう指導した。</p>
<p>エ 広島県民文化センター及び広島県民文化センターふくやまの大規模修繕(1件100万円以上の修繕)については、指定管理に係る基本協定書において県が責任を分担することとされており、その実施に当たっては、県と指定管理者が、別途、施設の機能維持整備に関する協定書を締結し、指定管理者が実施している。</p>	<p>今後、施設の機能維持整備に関する協定書に基づき指定管理者に委託して実施する大規模修繕については、実施に当たって、指定管理者でなければならないことの必要性並びに指定管理者において適正な執行及び履行確認の確保ができるか否かを十分検討するものとする。</p>

公の施設の大規模修繕については、適正な執行、履行確認ができていれば、指定管理者に行わせることは可能とはされているものの、両施設については、指定管理者に施工管理を適切に行える技術者がいないため、指定管理者に委託する合理性は乏しい。このため、今後の大規模修繕においては、第一義的には県が自ら実施することとし、指定管理者に委託する場合には、指定管理者でなければならないことの必要性並びに指定管理者において適正な執行及び履行確認の確保ができるか否かを十分検討する必要がある。

32 財団法人もみのき森林公園協会（監査年月日：平成19年11月21日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 財団法人もみのき森林公園協会では、平成18年度から新しい公益法人会計基準を適用しているが、次のとおり新しい基準に準拠していないものがあつた。財務規定を新しい基準に準拠したものに改正するとともに、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>(ア) 貸借対照表において、有形固定資産については、取得価格から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表の価額とすることとされているが、取得価格を貸借対照表の価額としていた。</p> <p>(イ) 財務諸表に注記すべき事項のうち「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」等が記載されていなかった。</p>	<p>(ア) 平成19年度決算から、貸借対照表において、有形固定資産については、取得価格から減価償却累計額を控除した価格をもって貸借対照表の価額とすることに見直した。</p> <p>(イ) 財務規程を改正し、平成19年度決算から財務諸表に注記すべき事項のうち「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」を記載するよう見直した。</p>
<p>イ 委託契約において、次のとおり財務規程に定められた事務処理を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>(ア) 契約事務に係る執行伺い等の書類が整備されていないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物管理委託（平成18年度～平成19年度） <p>(イ) 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、業務内容からみて競争入札に適さないとは認められず競争入札とすべきものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物管理委託（平成18年度～平成19年度） ・水道法第20条による定期水質検査業務委託（平成18年度～平成19年度） ・ボイラー設備及び暖房機器・浄水施設の保守点検業務・地下タンクの圧力検査業務委託（平成18年度～平成19年度） 	<p>(ア) 県の契約手続きを参考に執行伺い等の書類整備の見直しを行った。</p> <p>(イ) 予定価格が100万円を超える委託契約について、複数の業者が実施できる業務については、競争入札を行うよう見直した。</p> <p>なお、契約事務については、県の契約事務手続きを参考に行っている。</p>

<p>(ウ) 予定価格が100万円以下の委託契約において、見積りを1者から徴取しているが、業務内容からみて複数の者から見積りを徴する必要があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物保安管理業務委託（平成18年度～平成19年度） <p>(エ) 委託契約を締結する際にあらかじめ予定価格を設定することとされているが、予定価格を設定していないものがあった。</p>	<p>(ウ) 予定価格が100万円以下の委託契約について、複数の業者から見積りを徴取するよう見直した。</p> <p>(エ) 県の契約手続きを参考に予定価格の設定等契約の見直しを行った。</p>
--	---

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>財団法人もみのき森林公園協会の監事に県職員が就任しているが、監事は法人の会計や業務の執行状況を監査し、業務の適正化を図るために設置された機関であることから、監事には中立性を確保できると認められるものが就任することにより、法人経営の一層の透明性の向上を図る必要がある。</p>	<p>監事は、法人業務、財産運用、会計処理等の監査を実施し、法人業務の適正化を図るための重要な機関であることから、公認会計士や税理士等の会計の専門家が就任することにより、一層法人の経営の透明性の向上が図られることは認識しているが、今後の公益法人制度改革等を踏まえた県出資法人の見直しに併せて、検討して参りたい。</p>

33 学校法人広島城北学園（監査年月日：平成19年9月26日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について</p> <p>(ア) 平成18年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告において、次のとおり県補助金の補助対象外経費を補助対象経費としていたものがあった。県補助金の確定額には影響はなかったが、適切な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金の交付対象となる経費並びに特別寄付金及び特定財源で補填される部分の経費は県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず、補助対象経費としていた。（広島城北高等学校） ・懇親会に係る経費は県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず、補助対象経費としていた。（広島城北幼稚園） <p>(イ) 補助事業により取得した施設・設備（図書を含む。）には、補助対象の年度及び取得した旨の表示をすることとされているが、その旨の表示をしていなかった。</p>	<p>(ア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘された経費については、補助対象外経費とし、18年度実績報告書の修正を指示し、修正した報告書を受領した。今後研修会（毎年末に実施の事務長研修会）等により制度の趣旨の徹底等を図ることとする。（広島城北高等学校） ・指摘された経費については、補助対象外経費とし、18年度実績報告書の修正を指示し、修正した報告書を受領した。今後研修会（毎年末に実施の事務長研修会）等により制度の趣旨の徹底等を図ることとする。（広島城北幼稚園） <p>(イ) 国庫補助金等の特定財源により取得した施設設備については、その旨の固定資産台帳等への表示を指示し、学園において実施した。 今後、学事課が定期的実施する補助金検査において確認の上指導する。</p>
<p>イ 施設の創設のために基本財産等（固定資産に限る。）を取得することを目的として県等から交付された補助金は、「国庫補助金等特別積立金」として「貸借対照表」の「純資産の部」に計上することとされているが、計上されていなかった。</p>	<p>イ 平成17年度の「貸借対照表」の純資産の部に「国庫補助金等特別積立金」として適正に計上されていることを確認した。</p>

34 学校法人 福山学園（監査年月日：平成19年10月5日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 平成18年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告において、次のとおり誤りがあった。県補助金の確定額には影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の親睦行事に係る経費などについては、県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず、補助対象経費としていた。（銀河学院高等学校及び銀河学院中学校） 補助対象経費の区分において、保険料（労働者災害補償保険法に基づく事業主負担）については所定福利費に計上すべきところ、その一部について本俸に計上していた。（銀河学院高等学校） 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘された経費については、補助対象外経費とし、18年度実績報告書の修正を指示し、修正した報告書を受領した。今後研修会（毎年末に実施の事務長研修会）等により制度の趣旨の徹底等を図ることとする。（銀河学院高等学校及び銀河学院中学校） 指摘された経費区分については、適正に計上するとともに、18年度実績報告書の修正を指示し、修正した報告書を受領した。今後研修会（毎年末に実施の事務長研修会）等により制度の趣旨の徹底等を図ることとする。（銀河学院高等学校）
<p>イ 教職員の給与については、法人が定める給与規程等に基づき支給することとなっているが、一部の管理職職員の給与について、給与規程に定める給料及び手当の額と異なる額を支給していた。教職員の給与の支給に当たっては、教職員の給与が県補助金の対象経費であることを踏まえ、給与規程等の明確な根拠に基づき、適正な事務処理を行うよう努められたい。</p>	<p>20年3月の理事会において、給与規程が改正され、一部管理職の給与を定める細則が定められた。当該細則については、学園から提出を受けた。今後、学事課が定期的実施する補助金検査において規程の整備状況を確認の上指導する。</p>

35 財団法人広島県私立幼稚園連盟（監査年月日：平成19年12月13日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>平成18年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告（私立幼稚園連盟補助金分）において、次のとおりの誤りがあった。県補助金の確定額は影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財団法人広島県私立幼稚園連盟主催研修事業 懇親会の景品等の経費は、県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず、補助対象経費としていた。</p> <p>イ 非学芸幼稚園教員人件費・教員研修費・教材費補助事業 (ア) 園主催研修会経費における講師旅費について、県に事業実績書を提出するに当たり、補助金の対象となる幼稚園から当法人に報告した事業実績書の金額を転記すべきところ、誤った金額を報告していた。 (イ) 「教員人件費」において、宗教法人立の幼稚園から学校法人立の幼稚園に派遣している教員の人件費は、補助対象外経費であるにもかかわらず、補助対象経費としていた。</p>	<p>ア 指摘された経費については、補助対象外経費とし、18年度実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。今後、補助内容等制度の趣旨の徹底等を図る。</p> <p>イ (ア) 18年度実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。 (イ) 18年度実績報告書及び添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。</p>

<p>(ウ) 研修会参加経費や教材費購入経費に県補助金の補助対象外経費とされている経費が含まれているものがあった。</p> <p>(エ) 研修会参加経費において、補助対象となる教員が参加したかどうかの確認行為が行われていないものがあった。</p>	<p>(ウ) 18年度実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。</p> <p>(エ) 再度確認行為(領収書原本の確認等)を行い、適正であることを確認した。</p>
---	---

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>補助金事務について、領収書等での実績確認が十分行われているとは言えず、補助対象経費に補助対象外経費が算入されていたり、転記ミスがあるなど事務処理に誤りが見受けられることから、適正な事務処理のため、複数でチェックするなど内部統制の確保を行う必要がある。</p> <p>また、非学法幼稚園教員人件費・教員研修費・教材費補助事業補助金については、対象幼稚園分を当法人が集約し、内容の確認を行い、一括して補助金交付申請を行っているが、対象幼稚園に対しても、適正な事務処理が行われるよう指導を徹底する必要がある。</p>	<p>連盟においては、現行の配分方式は非常に煩雑、かつ補助対象とする範囲が必ずしも明確ではないなどの問題もあることから、配分方法等を抜本的に見直すとの方針であり、学事課としても適正な基準づくりや内部統制の確保に協力していく。</p>

36 学校法人のぞみ学園(監査年月日:平成20年1月21日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>ア 平成18年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告において、次のとおりの誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 県補助金と他団体の補助金の両方の補助対象経費としていたものがあった。(天使幼稚園・向丘幼稚園・明王台シャローム幼稚園)</p> <p>(イ) スクールバスの運転に係る経費は、県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず、補助対象経費としていた。(天使幼稚園・向丘幼稚園・明王台シャローム幼稚園)</p> <p>(ウ) 健康診断経費について、補助対象外経費とすべき額を誤っていた。(天使幼稚園)</p> <p>(エ) 駐車場舗装工事は、新たにアスファルト敷設する工事であり、構築物として資産計上すべきところ、修繕費として費用計上し、補助対象経費としていた。(天使幼稚園)</p>	<p>指摘された経費については、現地で帳票類を検査したところ補助対象外経費であることを確認したため、18年度実績報告書等の修正を指示し、修正した報告書を受領した。今後説明会等により制度の趣旨の徹底等を図ることとする。</p>
<p>イ 天使幼稚園において、リフレッシュ工事が実施されているが、工事内容が確認できる証憑類が保存されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該証憑類については、後日所在を確認し、適正に保存した旨の報告を受けた。また、現地で当該証憑類を確認した。証憑類の適正な保存については、今後、学事課が定期的に実施する補助金検査において、確認の上指導する。</p>
<p>ウ 勤務実態については、出勤簿で確認することとしているが、一部の職員について、出勤簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該職員の出勤簿については、作成した旨の報告を受け、現地で確認を行った。職員の勤務管理については、就業規則に沿った取扱いをするよう、今後、学事課が定期的に実施する補助金検査において、確認の上指導する。</p>

37 学校法人広沢学園（監査年月日：平成20年2月14日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 補助事業により取得した施設・設備(図書も含む。)には、補助対象の年度及び取得した旨の表示をすることとされているが、その旨の表示をしていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>補助事業により取得した施設・設備(図書も含む。)には、補助対象の年度及び取得した旨を備品台帳に記入した旨の報告を受けた。 今後、学事課が定期的実施する補助金検査において、確認の上指導する。</p>
<p>イ 通勤手当において、通勤方法の変更により減額して支給すべきところ、従前の額で支給していたものがあつた。教職員の給与の支給に当たっては、教職員の給与が県補助金の対象経費であることも踏まえ、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>過支給分については、返還することで処理する旨の報告を受けた。今後、給与費については、補助金検査時等に重点的に検査する。</p>

39 社会福祉法人東輝会（監査年月日：平成19年11月30日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容								
<p>社会福祉施設等整備費補助金について、交付決定額が誤って算定されており、その結果、交付要綱に照らして過大な補助金が交付されていた。適切な措置を講じられたい。</p>	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="201 1066 1259 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 1066 568 1133">区分</th> <th data-bbox="568 1066 794 1133">交付済額 A</th> <th data-bbox="794 1066 1046 1133">交付要綱に基づき算定した額 B</th> <th data-bbox="1046 1066 1259 1133">差引 A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 1133 568 1182">社会福祉施設等整備費補助金</td> <td data-bbox="568 1133 794 1182">98,232</td> <td data-bbox="794 1133 1046 1182">86,625</td> <td data-bbox="1046 1133 1259 1182">11,607</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実績報告書に基づいて、平成20年3月21日付で額の再確定を行った。超過交付補助金11,607,000円の返還については、法人からの返還計画書に基づき、平成20年度から10年間の分割納付とした。 また、債権管理台帳により、返還が適切に行われるよう管理していくこととする。</p>	区分	交付済額 A	交付要綱に基づき算定した額 B	差引 A-B	社会福祉施設等整備費補助金	98,232	86,625	11,607
区分	交付済額 A	交付要綱に基づき算定した額 B	差引 A-B						
社会福祉施設等整備費補助金	98,232	86,625	11,607						

39 社会福祉法人広島県福祉事業団（監査年月日：平成20年1月17日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 施設利用者から平成18年3月末日に受領した現金について、受領した時点で現金として管理すべきところ、翌年度の4月1日以降の金融機関に預け入れた日をもって現金として計上されていた。適正な事務処理に努められたい。(福山若草療育園、わかば療育園)</p>	<p>受領した現金については受領日に現金として計上を行うなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>イ 当法人の経理規程及び施設管理に係る包括協定書に規定されている補助簿等が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 施設利用者等からの現金の出納に係る現金出納帳が整備されていなかった。(福山若草園、障害者療育支援センター)</p>	<p>現金出納帳、未収金台帳、包括協定書上の備付帳簿(収入徴収簿)の整備を行った。</p>

<p>(イ) 施設利用者負担金（給付費負担金、医療費負担金、食費等）に係る未収金台帳が整備されていなかった。（福山若草園、障害者療育支援センター）</p> <p>(ウ) 県から徴収事務を受託している手数料の徴収について、施設管理に係る包括協定書に定める備付帳簿（収入徴収簿）が作成されていなかった。（福山若草園）</p>	
<p>ウ 診療収入など長期未収（過年度分）となっているものがあつた。発生防止と徴収促進に努められたい。（平成19年12月31日現在確認分）</p> <p>また、未収金の早期解消を図るため、未収金に関する徴収体制や回収方法などを定めた上で、組織的に取り組んでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医業収入（診療収入） 3人 931,360円（医療センター） ・ 支援費収入（支援費利用者負担金） 2人 340,748円 （あけぼの、わかば療育園） 	<p>○ 医業収入（診療収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年4月末現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 3人 金額 931,360円（医療センター） ○ 支援費収入（支援費利用者負担金） ・ 平成20年4月末現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 2人 金額 208,988円 （あけぼの、わかば療育園） ・ 基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 2人 金額 131,760円 （あけぼの、わかば療育園） <p>長期未収金については、発生防止と徴収の促進に努める。</p> <p>徴収体制や回収方法については、「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」（平成18年12月1日施行、平成18年4月1日適用）に沿って、組織的な取組みを強化する。</p>
<p>エ 委託契約の事務処理について、次のとおり誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 委託契約において、予定価格の設定を行わず、契約しているものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院機能評価受審取得支援業務（平成18年度～19年度）（医療センター） ・ 医師の人事考課制度構築コンサルティング業務委託（平成19年度）（本部事務局） <p>(イ) 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積りは3者から徴収しており、また、委託業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。</p> <p>なお、この指摘事項については、前回（平成17年11月7日）の監査結果においても当該委託契約について指摘しており、改善がされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手術室空調フィルター取替業務委託（平成19年度）（障害者リハビリテーションセンター） 	<p>(ア) 委託契約において、予定価格の設定を行い、適正な事務の執行に努める。</p> <p>(イ) 予定価格が100万円を超える委託契約については、広島県福祉事業団経理規程に基づき競争入札を行うなど、適正な事務の執行に努める。</p>

<p>(ウ) 平成 19 年度の重症者通園事業送迎用自動車運行業務に係る請負契約において、次のとおり、法令及び契約書に定められた事務処理がされていないものがあつた。(福山若草園)</p> <p>① 契約書に収入印紙が貼付されてい なかった。</p> <p>② 契約書において受託者が行うこととなっている「運行業務に従事する運転手の名簿及び運転免許証並びに自動車保険証券(任意保険)の写しの提出」及び「自動車管理責任者及び自動車管理者の通知」が行われていなかった。</p>	<p>(ウ) 平成 19 年度重症者通園事業送迎用自動車運行業務の請負契約については、契約書への収入印紙の貼付を行った上で、契約書に基づく必要な書類を徴取した。</p> <p>請負契約について、必要な法令及び契約書に基づき、必要な事務処理が行われるよう、受託者を指導し、適正な業務管理に努める。</p>																
<p>オ 平成 18 年度に購入した県有(貸与)備品について、県から送付された貸付・管理委任確認票による現物確認及び標識(備品ラベル)の貼付がされていなかった。適正な管理に努められたい。(障害者リハビリテーションセンター、福山若草園、障害者療育支援センター)</p>	<p>平成 18 年度に購入した県有(貸与)備品については、現物の確認を行い、標識(備品ラベル)の貼付を行った。</p> <p>今後購入する県有(貸与)備品についても、県送付の貸付・管理委任確認票による現物確認、標識の貼付を行い、適正な管理に努める。</p>																
<p>カ 松陽寮の決算報告書のうち、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表において、利用者負担金収入の科目内訳について次のとおり記載誤りがあつた。なお、総勘定元帳については適正な記載となつていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・松陽寮における平成 18 年度資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表</p>	<table border="1" data-bbox="177 1077 1313 1234"> <thead> <tr> <th>勘 定 科 目</th> <th>正 (A)</th> <th>誤 (B)</th> <th>A - B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者負担金収入</td> <td>101, 433, 811 円</td> <td>101, 433, 811 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>利用者負担金収入</td> <td>98, 081, 147 円</td> <td>97, 594, 505 円</td> <td>486, 642 円</td> </tr> <tr> <td>その他の利用者負担金収入</td> <td>3, 352, 664 円</td> <td>3, 839, 306 円</td> <td>△486, 642 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>決算報告書について、記載誤りがないよう、適正な事務処理に努める。</p>	勘 定 科 目	正 (A)	誤 (B)	A - B	利用者負担金収入	101, 433, 811 円	101, 433, 811 円	0 円	利用者負担金収入	98, 081, 147 円	97, 594, 505 円	486, 642 円	その他の利用者負担金収入	3, 352, 664 円	3, 839, 306 円	△486, 642 円
勘 定 科 目	正 (A)	誤 (B)	A - B														
利用者負担金収入	101, 433, 811 円	101, 433, 811 円	0 円														
利用者負担金収入	98, 081, 147 円	97, 594, 505 円	486, 642 円														
その他の利用者負担金収入	3, 352, 664 円	3, 839, 306 円	△486, 642 円														

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
<p>ア 各施設で管理している総勘定元帳が決算整理後の最終のものとなつておらず、計算書類の数値と一致していないものがあつた。各施設の会計管理者においては、計算書類との突合はもちろんのこと、帳簿の記録が常に正確なものとなるよう努める必要がある。</p> <p>また、決算報告書の参考資料として作成される未収金明細表において、記載誤りや記載方法が経理区分間において異なつているものがあつた。未収金明細表の作成に当たっては、関係書類との突合を十分行うとともに、経理区分間において統一した基準により記載する必要がある。</p>	<p>各施設の総勘定元帳について、各計算書類と突合を行い、帳簿の記録が常に正確なものとなるよう努める。</p> <p>未収金明細表の作成に当たって、関係書類との突合を十分に行うとともに、経理区分間において統一した基準により記載を行う。</p>

<p>イ 平成18年度事業活動収支計算書の経理区分のうち、松陽寮生活介護事業において、次期繰越活動収支差額が144,524円となっているが、当事業は平成18年度で廃止され、平成19年度から松陽寮経理区分に引継がれている。このため、その旨を注記に記載するか、松陽寮生活介護事業の平成18年度末の次期繰越活動収支差額がゼロとなるよう決算整理する必要がある。</p>	<p>平成18年度の経理区分廃止に伴う決算処理については、修正を行った。 事業の廃止に伴う経理において、同様のケースが生じた場合、十分留意し事務処理を行う。</p>
<p>ウ 福山若草園及び障害者療育支援センターにおいては、寝具等リース業務及び通園バス運転代行業務について、それぞれ委託等を行っているが、施設間で予定価格の設定の基礎となる設計金額の積算方法が異なっていた。 同じ業務に係る設計積算に当たっては、施設間で積算方法が異なることがないように、各施設における仕様を確認・精査したうえで、統一した基準により設計積算を行う必要がある。</p>	<p>同じ業務に係る設計積算に当たっては、統一した基準を作成した上で、各施設の特性を踏まえた合理的な設計が行えるよう検討を行う。</p>
<p>エ 平成18年度から建物設備維持管理業務等について、長期継続契約を締結しているが、同種の業務であっても、長期継続契約としている施設と単年度契約としている施設があり、統一した取扱いとなっていない。また、長期継続契約書において、次年度以降の予算の減額又は削減があった場合は、契約を解除することができる旨の規定が設けられていないことや、長期継続契約に係る入札手続において、4月1日から開始される業務について、3月末に入札を行っており、受注業者の準備期間が十分に確保されていないものがあった。このため、長期継続契約の取扱いについては、長期継続契約の適用範囲、入札方法、契約書の記載方法などについて、県の長期継続契約の運用を参考にし、長期継続契約のメリットをより発揮できるよう、事務処理の適正化を図る必要がある。</p>	<p>平成20年度契約締結時には、契約解除に係る必要な条項（翌年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。）を設けた。 建物設備維持管理業務等について、県の長期継続契約の運用を参考にし、長期継続契約のメリットが十分発揮できるよう契約期間や入札手続等適切な契約方法について改めて検討する。 契約時期については、公正妥当と認められるよう事務処理の適正化に努める。</p>
<p>オ 県立社会福祉施設の指定管理者として、利用料金制による安定した施設経営を行うとともに、自立した法人運営のための経営基盤の強化を図るため、施設・事業毎の経営目標、数値目標、目標達成のための具体的な方策などを定めた中長期の財務収支計画を策定する必要がある。 また、各年度においては、施設毎の事業計画（基本方針、重点事業）を策定し、毎月の経営状況や施設の利用状況を含め、各施設長などで構成される経営者会議等において進行管理を行っているが、各職員に対しても計画の進捗状況、経営状況などについて十分な説明を行い、法人全体として事業計画の達成に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>指定管理者制度の下で、利用料金制による安定的な経営ができるよう中長期的な財務収支計画を作成するとともに、職員への周知を十分に行い、法人全体として事業計画の達成に向けて取り組んでいる。</p>

<p>カ 当法人においては、退職給与引当預金等として平成18年度末で約5億円の特定資産を保有しており、各種金融商品により資金運用を行っているが、その運用については、原則、満期日に従前の金融商品を継続して運用している。</p> <p>余裕資産を含め、特定資産の運用に当たっては、安全確実な方法によることになっているが、その中においても、より有利な資金運用、効率的な資産管理を行うため、資産の資金運用体制や資産の運用方法などを定めた運用基準を整備する必要がある。</p>	<p>資産運用については、元本保証を原則としているが、収支状況を考慮し、より有利な資金運用、効率的な資産管理を行うため、資産の運用基準を整備する。</p>
---	---

40 財団法人母子寡婦福祉連合会（監査年月日：平成20年2月1日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>宿泊施設及び集会施設の利用を許可したときは、広島県母子福祉センター管理運営規則第4条の規定により、利用許可書を利用の申込者に交付することとなっているが、交付していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘のあった日以降は、利用許可証の交付を行うよう改善した。</p>

41 社会福祉法人あけぼの（監査年月日：平成20年3月7日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 法人の会計処理は、経理規程により会計伝票により処理することとされているが、簡易な出納帳により処理されており、会計伝票が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>会計処理の適正化については、法人の顧問税理士と相談のうえ、振替伝票を作成し、会計ソフトに入力するよう事務処理を改めた。</p>
<p>イ 社会福祉法人の計算書類は、社会福祉法人会計基準に準拠して作成することとなっているが、「事業活動収支計算書」において、次のとおり基準に準拠しておらず、正確な経営成績を表示していない部分があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の創設のために基本財産等（固定資産に限る。）を取得することを目的として県等から交付された補助金は、「事業活動収支計算書」の「国庫補助金等特別積立金」として計上される。一方、この補助金により取得された資産の減価償却に当たっては、減価償却額のうち補助金での取得に相当する額を「国庫補助金等特別積立金取崩額」として「事業活動収支計算書」の「事業活動収入」に計上することとされているが、「特別収入」に計上していた。 	<p>計算書類については、事業活動収支計算書の国庫補助金当特別積立金取崩額を事業活動収入に計上し、訂正した。</p>

42 庄原商工会議所（監査年月日：平成19年11月27日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>平成18年度の補助事業により取得した財産（備品）について、取得財産等管理台帳が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「取得財産等管理台帳」が整備された。 今後も「取得財産等管理台帳」により適切に備品の管理を行う旨報告を受けた。

43 財団法人 ひろしま産業技術振興機構（監査年月日：平成20年1月11日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 現金及び収入印紙の出納に係る出納簿が整備されていない。適正な事務処理に努められたい。（広島県立産業技術交流センター）</p>	<p>受検後、直ちに現金出納簿及び切手等受払簿を整備した。今後は、適正な執行を図る。</p>
<p>イ 産業会館管理運営事業特別会計の平成18年度決算の財務諸表において、一般会計への振替処理の漏れや誤った仕訳処理により、預り金の残高が誤って計上されていた。適正な事務処理に努められたい。（広島県立広島産業会館）</p>	<p>受検後、直ちに是正のための経理仕訳を実施した。今後は、適正な執行を図る。</p>
<p>ウ 次のとおり、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。 徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 （監査日現在確認分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備貸与に係る貸与金 1人 3,292,500円 （経営支援部） ・展示場使用料収入 1人 55,795円 （広島産業会館） 	<p>設備貸与未収金については、貸与企業から分納償還（額は小額）があるが、事業再開の見込みが薄く、現在、貸与設備の処分及び連帯保証人請求の準備中である。また、展示場使用料未収金は、平成20年3月23日に完済された。引き続き、長期未収金の発生防止に努めるとともに、徴収促進に努めているところ。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 当法人に継続して雇用されている職員の給与については、県の給与制度に準じて支給しているが、当法人の給与規程は、平成14年4月1日に改正されて以降改正されていないため、給与規程と実際の運用が乖離していた。規程と実際の運用が乖離することのないようにする必要がある。</p>	<p>平成20年3月26日理事会において、所要の改正を行った。</p>
<p>イ 広報誌制作に係る業務委託契約、IT活用型経営革新研修実施業務委託契約、設備資金貸付及び設備貸与調査診断等業務委託契約の事務処理において、予定価格を契約担当者以外の他の職員が知り得る状態で設定されていた。契約事務の公平性・透明性を確保するため、契約担当者は、予定価格を他の職員が事前に知り得ないようにして設定する必要がある。（平成18年度、平成19年度）</p> <p>また、広島県産業科学技術研究所清掃・設備保守管理業務委託契約の事務処理において、執行伺い（契約方法や業務の仕様などを定めるための起案）による意思決定を行わず入札を行っているが、契約事務の適正化を図るため、執行伺いにおいて、当該業務の仕様等を定めた上で、入札等の事務処理を行う必要がある。（平成18年度～平成19年度）</p>	<p>意見を踏まえ、契約担当者は開札までの間、封印した予定価格調書を自身の机の引出しに施錠の上、保管するなど、適正な契約事務の執行を図っている。</p> <p>意見を踏まえ適正な契約事務の執行を図っている。 なお、20年度契約においては、執行伺いの上、入札・契約を実施した。</p>

44 財団法人農林振興センター（監査年月日：平成19年11月14日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 貸付金返還金など長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（監査日現在確認分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農支援資金貸付金返還金 1人 1,170,000円 ・新規就農者育成事業資産貸付料 1人 1,145,566円 ・前払小作料に係る未収金 3人 685,483円 	<p>就農支援資金債権回収事務処理要領等に基づき、法的措置を含めた個別具体に対応方針を定めて早期回収に努めるよう指導している。</p> <p>（平成20年4月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農支援資金貸付金返還金 1人 1,170,000円 ・新規就農者育成事業資産貸付料 1人 1,145,566円 ・前払小作料に係る未収金 2人 564,283円
<p>イ 尾立地区C工区農地造成工事（平成17～18年度）の執行において、次のとおり施工管理が不適切であつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（ア）監督員の職名・氏名について、請負業者へ通知を行っていなかった。</p> <p>（イ）中間検査が実施されていなかった。</p> <p>（ウ）部分払は工事請負契約書で3回以内と規定されているところ、7回支払っていた。</p> <p>（エ）前金払及び部分払が請求を受けた日から14日以内に支払われていなかった。</p> <p>（オ）出来形検査は監督員が行うこととされているところ、検査員が行っていた。</p> <p>（カ）出来形検査及びしゅん工検査の結果を請負業者に通知していなかった。</p> <p>（キ）請負業者から提出される書類について、次のとおり不備があつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書、工事カルテ受領書の写し、工事履行報告書及び引渡書が提出されていなかった。 ・ 日付のない書類が見受けられた。（誓約書、前払金請求書、変更協議に係る承諾書、完成通知書） 	<p>適正な施工管理及び契約に基づく事務処理を徹底するよう指導し、次のとおり改善措置を実施している。</p> <p>（ア）監督員通知を徹底し監督員指定簿で整理・管理するよう改めた。</p> <p>（イ）工事検査監を設置し対象工事に応じた検査を実施するよう改めた。</p> <p>（ウ）（エ）（オ）契約書及び、財団法人広島県農林振興センター工事検査要領に沿った適切な処理を行なうよう改めた。</p> <p>（カ）（キ）検査実施後の通知の徹底及び、業者からの提出書類受領の徹底並びに書類の確認整理の徹底を行った。</p>
<p>ウ 平成18年度農地保有合理化促進対策費補助金交付における事務処理において、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第6条に定める事業遂行状況報告書を提出していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱に基づく適正な事務処理を行うよう指導を徹底した。</p>
<p>エ 一般会計の財務諸表の注記について、次のとおり記載漏れがあつた。</p> <p>（ア）重要な会計方針の中の「リース取引の処理方法」の注記において、所有権移転外ファイナンス・リース取引とすべきところ、オペレーティング・リース取引として記載していた。</p> <p>（イ）「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」の注記において、満期保有目的で所有しているユーロ円債（有価証券）が記載されていなかった。</p>	<p>（ア）リース取引の処理内容を記載するよう財務規程第48条を改正し、平成19年度決算より「リース取引の処理方法」の注記において、所有権移転外ファイナンス・リース取引として財務諸表の注記に記載している。</p> <p>（イ）満期保有目的の債権について記載するよう財務規程48条を改正し、平成19年度決算より「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」の注記において、ユーロ円債（有価証券）に記載している。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容									
<p>ア 工事の適正な施工管理及び工事検査を行うため、次に掲げる項目について改善を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督員による監督業務が適正に行われていない実態が見受けられたことから、契約や各規程等に沿った事務処理が行われるよう、チェック体制の見直しや職員の研修等を実施すること。 ・中間検査の実施については、契約ごとに回数や時期を定めているが、正当な理由もなく実施していない事例もあることから、中間検査の実施を標準化し、確実な実施を図るため実施基準を定めること。 ・中間検査及びしゅん工検査（以下「中間検査等」という。）については、監督員の直属の上司である課長が行っているが、課長は監督員である課員を指揮命令し、監督業務を掌理する職務にあるもので、当該センターが準じている広島県契約規則に規定する「監督の職務と検査の職務の兼職禁止」の趣旨に反することから、中間検査等は他課の課長が行うなど検査体制を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人広島県農林振興センター工事検査要領を改正し、「工事検査監」の設置を行なった。適正な監督員の業務が行なわれるよう、新たに設置した工事検査監による研修等の実施を行なう。 ・中間検査の実施について、県の基準を準用し次の基準で実施するよう改めた。 <table border="1" data-bbox="826 748 1284 927"> <thead> <tr> <th>請負額</th> <th>回数</th> <th>進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万以上 1億円未満</td> <td>1回</td> <td>50%程度</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>30%程度及び60%程度</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・中間検査及びしゅん工検査は、同一の命令系統に属さない工事検査監により実施するよう改めた。 	請負額	回数	進捗率	1,000万以上 1億円未満	1回	50%程度	1億円以上	2回	30%程度及び60%程度
請負額	回数	進捗率								
1,000万以上 1億円未満	1回	50%程度								
1億円以上	2回	30%程度及び60%程度								
<p>イ 森林整備特別会計における森林経営勘定については、当法人の財務規程において、造林に要した直接費及び間接費を計上することとなっている。直接費には、新植費、保育費などの造林費が計上され、間接費には、人件費などの管理費及び経営利息が計上されているが、取得原価に算入されることを踏まえ、特に管理費については、具体的な計上基準を定め、計上する必要がある。</p>	<p>森林経営勘定への具体的な計上について財務規程第46条を改正し、19年度決算よりこの規程に基づき処理している。</p>									
<p>ウ 水源の森事業特別会計の負債の部に森林勘定引当金が計上されているが、この引当金は水源の森特別会計に係るモデル水源林の造成・整備費用に充てるためのものであり、負債性引当金とはいえない。このため、負債の部の引当金として計上するのではなく、正味財産の部の指定正味財産として計上する必要がある。</p>	<p>金額を合理的に見積もることができるという引当金の要件への適合をより明確にするため、引当金取扱要領を改正し、水源の森事業長期計画に基づき事業を実施することとした。</p> <p>また、引当金のその他の要件（将来の特定の費用、その発生が当期以前の事象に起因、発生の可能性が高い）にも満たしており、引き続き引当金として計上する。</p>									

45 株式会社港湾管理センター（監査年月日：平成19年11月16日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 管理委託施設の利用に係る料金（利用料金制）で長期未収（平成13,14年度分）となっているものがあった。徴収促進に努められたい。（監査日現在確認分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設使用料 3人 208,088円 	<p>平成20年5月9日現在の未収状況 2人 118,088円</p> <p>追跡調査を行うなど、引き続き電話、文書、訪問による納入指導を粘り強く行う。</p>

<p>イ 県が株式会社ひろしま港湾管理センターへ徴収業務を委託した一般港湾施設使用料について、使用許可した時点で徴収すべき額を県の特別会計調定額に計上すべきところ、平成15年度から平成18年度分については、徴収した額のみを県の調定額に計上していた。その結果、この間の未収金が県の債権として管理されていなかった。 (監査日現在 21,670,019円) 一般港湾使用料は、5年で時効が成立するため、速やかに未収金分の調定を行い、財産の差し押さえ等の滞納処分の手続きを実施する必要がある。</p>	<p>平成20年5月9日現在の未収状況 65人 19,790,524円 当該未収金が県の債権として管理されていなかったことに関しては、平成20年2月に県において調定を行い適正な債権管理が行われるよう改めた。 今後は、当該未収金の債権管理を県が中心となって実施していくこととしているが、ひろしま港湾管理センターにおいても、県と連携し当該未収金が早期に解消されるよう努める。</p>
<p>ウ 業務委託契約書に貼付された収入印紙の額に誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。 ・海田コンテナターミナルガントリークレーン保守点検業務委託(平成18年度分)</p>	<p>指摘以降の契約書への収入印紙の貼付については適正な事務処理を行っている。</p>

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>平成19年3月29日に監査委員が報告した「県出資法人の契約事務及びそれに関する県の指導監督に係る監査の結果報告書」の中で、契約全般に関する規定等を設けるよう意見したところ、経理規程等に当該規定(平成19年9月25日施行)を新設しているが、例えば、指名競争入札に代えて見積入札とすることができるなど、県より緩やかな規程となっている。 株式会社である同社においては、効率的かつ機動的な事業運営を行っていく必要はあるが、一方では、県の出資が資本金の2分の1を超えていることを踏まえ、公正で透明性が高い入札の実施に向けた検討をする必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、平成20年2月8日付けで契約事務の改定に関する対応方針「建設工事及び業務委託の契約事務の改定について」を策定した。 この方針に基づき、平成20年度の予算執行に係る入札については、これまで実施していた見積入札は行わないこととするとともに、1千万円以上の建設工事については一般競争入札を、それ以外の建設工事及び業務委託については指名競争入札を実施することとした。</p>

46 広島県道路公社(監査年月日:平成19年11月27日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容										
<p>ア 道路占用料の許可に伴う占用料の徴収において、徴収すべき期限を超えて納入期日を設定していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="201 1675 1174 1917"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収すべき期限</td> <td>平成18年4月30日</td> </tr> <tr> <td>実際の納付期限</td> <td>平成19年3月30日</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>広島県道路公社占用規程第3条(占用料の額及び徴収方法)</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td>許可内容:電柱設置のための土地占用 徴収額:1,563,036円(25件)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	徴収すべき期限	平成18年4月30日	実際の納付期限	平成19年3月30日	根拠	広島県道路公社占用規程第3条(占用料の額及び徴収方法)	参考	許可内容:電柱設置のための土地占用 徴収額:1,563,036円(25件)	<p>平成20年度の道路占用料の徴収については、徴収すべき期限である平成20年4月30日を納入期日と定めて、適正に事務処理を行った。</p>
区分	内容										
徴収すべき期限	平成18年4月30日										
実際の納付期限	平成19年3月30日										
根拠	広島県道路公社占用規程第3条(占用料の額及び徴収方法)										
参考	許可内容:電柱設置のための土地占用 徴収額:1,563,036円(25件)										

<p>イ 平成 19 年 3 月末日において、道路料金未収金として 51,474,815 円が計上されている。</p> <p>このうち 7,003,802 円については、委託業者が徴収した道路通行料を、一旦各有料道路の管理事務所長が受領し、翌日以降に銀行に振り込まれた時点で売上計上し、それまでの間、未収金として計上しているためであるが、道路通行料は、債務確定の際、直ちに現金の収入とするものであるから、各有料道路の管理事務所長が受領した時点で売上に計上し、現金として管理する必要がある。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成 20 年 3 月 31 日に管理事務所長が委託業者から受領し、同日集金委託業者に引き渡した道路通行料 1,471,690 円については、売上に計上し、現金として管理した。</p>
---	---

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 有料道路の維持・修繕などを総合的かつ効率的に行うことにより、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与するという設立目的を達成するためには、経営目標、数値目標、目的達成のための具体的な方策などを定めた中長期の財務収支計画を策定することを検討する必要がある。</p>	<p>公社の運営に当たっては、有料道路 3 路線を設置する際に定めた償還計画を基本として、管理しているところである。</p> <p>道路公社においては、経営目標等に係る具体的な方策などを定めた中長期の財務収支計画を策定することについては、検討することとしている。</p> <p>県としても、引続き健全な経営が図られるよう指導して参りたい。</p>
<p>イ 広島県道路公社の監事に県職員が就任しているが、監事は法人の会計や業務の執行状況を監査し、業務の適正化を図るために設置された機関であることから、監事には中立性を確保できると認められるものが就任することにより、法人経営の一層の透明性の向上を図る必要がある。</p>	<p>県職員が監事に就任している出資法人については、県外部の会計専門家等から選任することを原則とする方向で、公益法人制度改革等を踏まえた県出資法人の見直しに併せて、整理される予定である。</p> <p>道路公社についても、それを踏まえて検討して参りたい。</p>

47 株式会社サンアメニティー（監査年月日：平成 19 年 12 月 7 日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>公園内で募金を行う場合は、広島県都市公園条例に基づく知事の許可が必要であるが、公園内の緑化やしょうぶ園の維持管理目的のための募金について許可を受けることなく行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可を受けていなかった募金件数 平成 18 年度 1 件、平成 19 年度 2 件 	<p>募金箱は既に撤去されている。</p> <p>公園内で募金を行う場合は、都市公園条例第 2 条の許可が必要であることについて、平成 20 年度からの指定管理者にも指導した。</p>

48 財団法人広島県下水道公社（監査年月日：平成20年1月16日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>平成18年度から新公益法人会計基準を適用しているが、翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額が賞与引当金として計上されていない。計上しない場合には、計上しない合理的な理由を財務諸表に注記する必要がある。</p>	<p>平成19年度決算の財務諸表において次の項目を注記した。</p> <p>1 重要な会計方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 引当金の計上基準について</p> <p>ア 賞与引当金：賞与支給に係る財源は、広島県から受託事業対象となっており、次期収支予算に全額計上しているため、賞与引当金は計上していない。</p> <p>イ 退職給与引当金：期末退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。</p> <p>(3) 略</p>

49 広島県住宅供給公社（監査年月日：平成20年1月22日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																				
<p>ア 金券等の出納に係る出納簿が整備されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="199 996 1348 1310"> <thead> <tr> <th>金券等の種類</th> <th>金額</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレホンカード</td> <td>—</td> <td>50度数×221枚</td> </tr> <tr> <td>図書券</td> <td>12,000円</td> <td>500円券×24枚</td> </tr> <tr> <td>東京都全域及び各地提携会社共通タクシークーポン</td> <td>30,000円</td> <td>10,000円金券×3冊</td> </tr> <tr> <td>広島県タクシー共通乗車券</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円金券×1冊</td> </tr> <tr> <td>タクシーチケット</td> <td>—</td> <td>2種類(合計13冊, 382枚)</td> </tr> </tbody> </table>	金券等の種類	金額	内訳	テレホンカード	—	50度数×221枚	図書券	12,000円	500円券×24枚	東京都全域及び各地提携会社共通タクシークーポン	30,000円	10,000円金券×3冊	広島県タクシー共通乗車券	5,000円	5,000円金券×1冊	タクシーチケット	—	2種類(合計13冊, 382枚)	<p>テレホンカードについては、NTTに持ち込み、ダイヤル通話料と相殺する。</p> <p>(現在NTT担当者と相殺方法について協議手続き中)</p> <p>その他の金券等については、金券ごとに出納簿を作成し、適正に事務処理する。</p>		
金券等の種類	金額	内訳																			
テレホンカード	—	50度数×221枚																			
図書券	12,000円	500円券×24枚																			
東京都全域及び各地提携会社共通タクシークーポン	30,000円	10,000円金券×3冊																			
広島県タクシー共通乗車券	5,000円	5,000円金券×1冊																			
タクシーチケット	—	2種類(合計13冊, 382枚)																			
<p>イ 退職給付引当金について、広島県住宅供給公社会計規程では当期末の自己都合退職による要支給額を計上することとされているが、平成18年度決算においては、自己都合退職による要支給額を超える金額を引き当てていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1758 1348 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績額 A</th> <th>基準による額 B</th> <th>差 A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>495,692,000円</td> <td>308,723,438円</td> <td>186,968,562円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実績額 A	基準による額 B	差 A-B	退職給付引当金	495,692,000円	308,723,438円	186,968,562円	<p>19年度決算において、18年度末の退職給付引当金の適正額を精査し、計上額と適正額の差額197,339,984円を特別利益（前期損益修正益）として処理した。</p>												
区分	実績額 A	基準による額 B	差 A-B																		
退職給付引当金	495,692,000円	308,723,438円	186,968,562円																		

<p>ウ 賃貸住宅家賃など長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（監査日現在確認分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般賃貸住宅管理事業未収金 3人 764,645円 ・賃貸施設等管理事業未収金 7人 729,681円 ・長期積立分譲住宅管理事業未収金 2人 928,889円 	<p>プロジェクトチームを組織し、3月以上の滞納者から催告を開始し、督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅等の明渡し及び家賃支払を求める訴訟等の法的措置を積極的に講じている。</p> <p>未収金のほとんどは、家賃等未払のまま退去等したことによるもので、その後も生活は困窮状況にあり、差押えが困難なケースがほとんどである。このため、保証人を含め綿密な収入調査と法的措置を継続していくこととしている。（20年4月末で535,803円回収）</p>
--	---

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 広島県住宅供給公社の監事に県職員が就任しているが、監事は法人の会計や業務の執行状況を監査し、業務の適正化を図るために設置された機関であることから、監事には中立性を確保できると認められるものが就任することにより、法人経営の一層の透明性の向上を図る必要がある。</p>	<p>県外部の会計専門家等から選任することを原則とする方向で、公益法人制度改革等を踏まえた県出資法人の見直しに併せて、整理される予定である。</p> <p>住宅供給公社についても、それを踏まえて検討して参りたい。</p>
<p>イ 平成19年度エソール広島保守管理業務委託契約等において、指名競争入札として平成19年3月末に入札を実施しているものがあつた。</p> <p>受託業者の準備期間を確保するため、少なくとも業務開始の1か月程度前までには入札を執行し、契約における競争性の向上を図る必要がある。</p>	<p>委託の業務開始時期までに時間的余裕を持って契約事務を進める。</p>
<p>ウ 広島県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、県、広島県国民健康保険団体連合会、社団法人広島県歯科医師会及び公社の4者により区分所有されている「エソール広島」の管理者として、共有部分の清掃等の業務を行うこととされている。</p> <p>公社は、管理者の業務の実施に当たって、保守管理業務（警備・施設点検）及び清掃業務（館内共用部門）に分けて業者に委託している。また、公社が占有する賃貸住宅部分（住宅共用部分）の清掃についても業者に委託しているが、保守管理業務や清掃業務などの施設管理業務については、一括して契約した場合、管理経費の節減も期待できることから、公社が管理者となっている建物の施設管理業務について、一括して契約することを検討する必要がある。</p>	<p>委託業務内容等を勘案し、可能な限り一括発注するよう努める。</p>
<p>エ 広島県住宅供給公社会計規程において、予定価格400万円以下の工事請負契約は、随意契約が可能とされているが、平成18年度地上波デジタル放送対応改修工事などの工事請負契約において、一括で施工可能な工事について、予定価格が400万円以下となるよう、分割して発注し、随意契約しているものがあつた。</p> <p>一括で施工可能な工事については、まとめて発注して競争入札に付することにより、契約における競争性の向上を図る必要がある。</p>	<p>施工箇所、工事内容等を勘案し、可能な限り一括発注するよう努める。</p>

<p>オ タクシーの使用基準において、タクシーを使用できる場合は、基本原則として、「業務上必要がある場合」及び「災害その他の緊急用務での出社や深夜に及ぶ勤務後の帰宅などの場合」に限るとしているが、職員の退職時における帰宅のためにタクシーチケットによりタクシーを使用していたものがあつた。タクシーの使用に当たっては、使用基準に沿った厳格な運用を図る必要がある。(平成17年度、平成18年度)</p>	<p>使用基準に基づき、今後はより厳格な執行に努める。なお、17・18年度の指摘部分については、戻入した。19年度は使用していない。</p>
<p>カ 広島県住宅供給公社の役員が退任する際に、いわゆる餞別として当公社から金員を支出していた。交際費の執行については、当公社が定める執行基準では、「交際費は、公社業務執行上、又は公社の利益のために外部との交際を行う際に要する経費であり、その執行に当たっては、業務上又は社交儀礼上必要なものに限り」執行できるものと規定しているが、当該支出が、この基準に該当するか再検討する必要がある。(平成18年度)</p>	<p>執行基準に基づき、今後はより厳格な執行に努める。なお、18年度の指摘部分については、本人からの返還を受け戻入した。19年度は、執行していない。</p>
<p>キ 県営住宅の管理に関する協定書において、指定管理者は県が所有する物品を善良な管理者の注意を持って管理しなければならないとされているが、県が所有する物品について協定書に明示されていなかった。県有物品の適正な管理に資するため、県が所有する物品を協定書に明示する必要がある。(平成18年度)</p>	<p>平成19年度から県営住宅は民間指定管理者制度に全面的に移行しているが、協定書には、県有物品を明示している。</p>

【県議会】

1 県議会事務局（監査年月日：平成19年7月23日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容
現金出納に係る事務について、次のとおり、広島県会計規則等に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（企画法制室）		
1	<p>内容</p> <p>議会情報公開に係る費用の領収において、会計規則に定められた期限（翌開庁日）までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。 6件 6,670円</p> <p>根拠</p> <p>広島県会計規則第45条第6項</p>	
2	<p>内容</p> <p>表計算ソフトを使用して現金出納簿を作成する場合は、指導検査室（現在、審査指導室）の定める要件を具備する必要があるが、要件を具備せず、現金出納簿の作成・管理が行われていた。</p> <p>根拠</p> <p>「電子計算ソフト等を使用して、会計帳簿を作成することについて（平成15年3月24日指導検査室長通知）」（要旨） 次の要件を備えるものに限り、電子計算ソフト等を使用して会計規則で定める帳簿を作成することは差し支えないこととします。 <要件（抜粋）> (1)帳簿名、管理ソフトの名称、管理方法等の具体的な取扱いを予め定めておくこと。 (2)会計規則で定める様式により作成すること。 (3)現金等の取扱がない月を除き、月ごとに紙に印刷して帳簿の正本として帳簿を備付者が管理すること。 (4)帳簿のデータは、当該ファイルにパスワードを設定又はFD等の外部媒体に専用保存して、帳簿を備え付ける者が管理するなど、第三者が容易に介入できない方法により管理すること。</p>	<p>1 会計規則に定められた期限（翌開庁日）を厳守している。</p> <p>2 表計算ソフトの使用を取りやめ、会計規則に定める様式により、手書きで現金出納簿の管理を行っている。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>全世帯配布議会広報紙「ひろしま県議会だより」点字紙及びテープ版製作・配布業務委託契約において、1回当たり点字紙を600部、テープ版を110本製作・配布することとしているが、その製作部数の根拠が明確にされていない。</p> <p>業務の委託に当たっては、委託の対象となる業務量の根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>現状の実績と需要を勘案した適切な製作部数の把握を行うため受託業者と協議をし、平成20年度の業務量を1回当たり点字紙540部、テープ版150本とした。</p>

【教育委員会】

1 教育委員会（監査年月日：平成19年8月7日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容	
ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)	
1	行政文書の開示に係る複写料（総務課） 1人 1,610円	-	
2	過払い給与に係る戻入金及び返還金（教職員課） 68人 2,870,490円	69人 5,811,459円	
3	行政文書の開示に係る複写料（教職員課） 2人 10,890円	-	
4	雑入 [工事中途における契約解除に伴う前払金の返還分に係る利息]（施設課） 1人 141,827円	1人 141,827円	
5	行政文書の開示に係る複写料（学校経営課） 1人 330円	-	
6	広島県高等学校等奨学金に係る貸出金償還金（指導第二課） 44人 2,646,800円	13人 1,211,000円	
7	広島県高等学校等奨学金に係る戻入金及び返還金（指導第二課） 6人 461,000円	2人 78,000円	
8	修学奨励金に係る貸出金償還金（指導第二課） 6人 623,285円	8人 884,285円	
9	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金（指導第二課） 1人 34,092,445円	1人 34,207,445円	
10	同和奨学金に係る貸出金償還金（指導第二課） 219人 35,264,402円	199人 28,259,452円	
11	同和奨学金に係る戻入金及び返還金（指導第二課） 39人 4,097,400円	41人 4,126,400円	
12	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金（指導第二課） 1人 17,945,042円	1人 17,969,042円	
13	行政文書の開示に係る複写料（指導第二課） 1人 1,090円	-	
14	行政文書の開示に係る複写料（指導第三課） 1人 8,980円	1人 40円	
		<p>1 行政文書の開示に係る複写料（総務課） これまでも開示請求者に、数回にわたり電話による督促を行い、行政文書の写しを受領する意思があることを確認しているものの支払いがない。 今後も、継続的に受領の意思の確認と同時に、督促を行っていく。 なお、受領しない意思が判明した場合には、速やかに取り下げの手続を行う。</p> <p>2 過払い給与に係る戻入金及び返還金（教職員課） (1) いわゆる「破り年休」に係る過払給与については、次のとおり計画的・段階的に返還を請求した。 平成12.3.6 納入の通知（254人 19,508,492円） 平成12.6.9 校長を通じて未納者に未納である旨を伝え、未納者全員に納入通知書を再発行 平成12.7.25 未納者に対して文書で督促の予告 平成12.8.25 督促 (2) しかし、督促まで行っても、254人中107人（9,086,205円）がなお納入の意思を示さなかったため、この107人については、訴訟手続によって履行を請求することとし、平成12年10月5日に広島地方裁判所に訴えの提起をした。</p>	

- (3) 広島地方裁判所は平成17年5月31日、広島県の請求を棄却したので、広島県は翌6月14日控訴を提起した。
- (4) 広島高等裁判所は平成19年2月22日、原判決を変更し、未納者らに対し、請求額の2分の1及びこれに対する延滞金を支払うよう命じた。
- (5) 広島県は、最高裁判所の判決を求めて、平成19年3月8日、上告受理の申立てをした。
- (6) ①訴訟提起以降、控訴審判決言渡しまでの間に38名(3,274,746円)が任意に支払をした。
②高教組は、未納者に代わって平成19年2月26日、広島高等裁判所が認容した額
計5,538,828円
(元本2,897,828円、延滞金2,641,000円)
について任意に支払をした。
③平成19年3月9日、1名(43,141円)が任意に支払をした。
④その結果、現在未納額は、68名
2,870,490円となった。
- (7) 債権確保のため、打てる手はすべて打った。あとは最高裁判所の判断を待つばかりである。

3 行政文書の開示に係る複写料(教職員課)

- (1) 滞納繰越額 510円の案件
 - ① 行政文書の開示に係る複写料の長期未納について、H19.7.12電話による督促を行った。
 - ② 督促の結果、開示申出者から行政文書の開示申出を取下げることについて、意思表示があった。
 - ③ H19.8.17開示申出者より、行政文書の開示申出の取下げ申請書が提出された。
 - ④ 取下げ申請書の受理後、滞納額の全額についてH19.8.16減額調定を行った。
- (2) 滞納繰越額 10,380円の案件
対応については、総務課が一括して行っている。(措置状況は、「1 行政文書の開示に係る複写料(総務課)」のとおり。)

4 雑入[工事中途における契約解除に伴う前払金の返還分に係る利息](施設課)

清算事務が行われた結果、本県に対する配当がないことが判明し、債権回収の見込みが全く絶たれたため、債権放棄の方向で取り扱いたいと考えている。

5 行政文書の開示に係る複写料(学校経営課)

対応については、総務課が一括して行っている。(措置状況は、「1 行政文書の開示に係る複写料(総務課)」のとおり。)

6 広島県高等学校等奨学金に係る貸出金償還金

(指導第二課)

平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、未納者に対し、要綱に基づく未納通知や督促状の発送などの納入指導を行うとともに、本人だけでなく連帯保証人に対しても、文書・電話による督促を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。

平成19年7月に初めて1名(本人及び連帯保証人への再三の督促や面接指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない者)に対して、裁判所に支払督促の申立てを行った。

ア 一部納入を行った人数・金額

9人 149,900円

イ 全部納入を行った人数・金額

9人 157,500円

(平成20年5月20日現在未納額)

35人 2,339,400円

今後も、引き続き未納者の状況把握に努めるとともに、本人だけでなく連帯保証人に対しても、文書・電話による督促や家庭訪問を行うなど、納入指導を徹底するとともに、返還できる資力があがりながら長期間返還しない者に対しては、「債権回収指導担当」などと連携を図り、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。

なお、平成20年度以降、償還対象者が年次進行で飛躍的に増大することなどから、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務を外部へ委託する準備を進めている。

7 広島県高等学校等奨学金に係る戻入金及び返還金

(指導第二課)

学校と連携して、未納者の状況把握に努めるとともに、文書や電話等による督促や納入指導を行うなど、未納の解消に取り組んでいる。

全部納入を行った人数・金額

3人 96,000円

(平成20年5月20日現在未納額)

3人 365,000円

今後は、返済計画(分割納入)を記載した約定書の提出を求め、引き続き納入指導を行い、早期の未納解消に努める。

また、生徒が年度途中で休学や退学した場合の報告の遅れなどにより奨学金の過払いが発生しているため、平成18年度に、各学校長へ休学等の異動が生じた場合は、速やかに連絡するよう改めて通知したところである。引き続き、生徒の在学状況について学校と連携するとともに、奨学金貸与者に対する制度の周知徹底に努め、未然防止に取り組んでいく。

8 修学奨励金に係る貸出金償還金(指導第二課)

家庭訪問、電話及び文書による督促を繰り返すほか、裁判所に対して支払督促の申立てを行うなど、長期未納(滞納繰越額)の解消に努めている。

一部納入を行った人数・金額

4人 34,500円

(平成20年5月20日現在未納額)

6人 588,785円

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話による納付指導を徹底し、かつ法的措置を講じるなど、早期の収入確保に努める。

9 賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金

(指導第二課)

平成9年10月に公正証書(債務承認弁済契約書)を作成し、月額2万円の返済がされていたが、平成18年10月31日付けで離職し、住居(寮)も退去させられたため、分納が中断した。以降、現在まで、住所不定で日々のアルバイトで生計しており、当初計画どおりの返済は極めて困難な状況にある。このため、平成19年3月18日に本人と面談し、定期的に連絡すること、定職に就いた時点で再度返済計画を立てること、収入に応じて可能な限りの額を毎月納付することで合意し、これまで一定の納付はなされている。

一部納入を行った人数・金額

1人 50,000円

(平成20年5月20日現在未納額)

1人 34,042,445円

今後も、定期的に本人と連絡を取り、定職に就いた時点で返済計画について改めて協議する。

10 同和奨学金に係る貸出金償還金(指導第二課)

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して、未納解消に取り組んでいる。

ア 一部納入を行った人数・金額

13人 1,302,068円

イ 全部納入を行った人数・金額

30人 2,047,459円

(平成20年5月20日現在未納額)

189人 31,914,875円

今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努めるとともに、文書や電話などによる納付指導を通じて、納入促進を図る。

11 同和奨学金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して、未納解消に取り組んでいる。

(平成20年5月20日現在未納額)

39人 4,097,400円

今後も、市町教委に協力を依頼し、継続した取組みを実施していく。また、時効が完成している者については、欠損処分を視野に検討するとともに、時効が完成していない者については、分割納入させるなど、時効にならない取組みを行っていく。

12 広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)

平成18年10月30日に更生保護施設を退所し、自活するも、仕事は不定期で安定した収入が見込めないことから、当面、平成18年11月から毎月3,000円の分割返済としていた。その後、平成19年7月8日に本人と面談し、生活や収入状況を把握したところ、ある程度、安定的な状況であると認められたため、返済額を平成19年7月から毎月10,000円に増額した。

一部納入を行った人数・金額
 1人 100,000円
 (平成20年5月20日現在未納額)
 1人 17,845,042円
 今後も定期的に、本人と連絡を取り、収入状況等を勘案し、月々の返済額について協議していく。

13 行政文書の開示に係る複写料 (指導第二課)
 対応については、総務課が一括して行っている。(措置状況は、「1 行政文書の開示に係る複写料 (総務課)」のとおり。)

14 行政文書の開示に係る複写料 (指導第三課)
 対応については、総務課が一括して行っている。(措置状況は、「1 行政文書の開示に係る複写料 (総務課)」のとおり。)

イ 継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において、収入手続き (調定及び納入通知) がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(施設課)

区 分	内 容
徴収すべき期限	平成19年4月30日
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条 (使用料の徴収方法)
参 考	許可内容：電柱設置のための土地使用 徴収額：1,740円 (1件)

監査委員による指摘を受けて、直ちに手続きを執り、平成19年8月15日に全額を徴収した。
 今後、手続きに漏れがないよう、適正な事務処理に努める。

ウ 予定価格の設定は、設計金額を参考として、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めることとされているが、特段の理由がないにもかかわらず、設計金額を上回る予定価格を設定しているものがあつた。契約金額は設計金額を下回っていたが、予定価格の設定に当たっては、適正な事務処理に努められたい。(健康福利課)

・県立学校教職員 VDT 検診及びC型 肝炎ウイルス検査業務 (平成18年度)

当該業務の平成19年度の委託に係る予定価格の設定に当たっては、起案者が契約担当職員に対し、当該業務の取引実例価格、需給状況、履行難易度、履行期間長短等の契約に係る情報を十分に説明し、その情報提供を正確に把握した上で、契約担当職員が設計金額の範囲内で予定価格を定めた。

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 教職員公舎については、平成17年3月に策定した教職員公舎の廃止計画に基づき、適正管理に取り組んでいるところであるが、公舎の多くは建築年度が古く、また、交通の利便性の向上などにより、入居率は低下傾向にあり、平成19年4月1日現在の入居率は57.0%となっている。</p> <p>このため、</p> <p>(ア) 関係部局と定期的に公舎の入居状況や計画の進捗状況などの情報の共有化を図り、その都度、所管換えや廃止を行うこと。</p> <p>(イ) 総務部と公舎の相互利用を進めるとともに、両部局で管理する公舎の一元的管理を行うこと。</p> <p>など、公舎の有効活用に向けて積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>老朽化等により入居の見込みのない公舎については、これまでも計画的に廃止等してきているところであるが、今後とも、その有効活用を含む対応策を講ずべく、目下その旨の計画を立案中である。</p> <p>知事部局や広島県警察本部との情報共有化については、その方向で検討を進めているところである。</p>
<p>イ 広島県高等学校等奨学金については、償還金の平成18年度調定額1,646万円余に対し、収入未済額は271万円余であり、滞納の割合が16.5%と高くなっている。</p> <p>また、平成17年度から日本学生支援機構（旧日本育英会）の高校奨学金事業が県へ移管され、平成20年度から償還が始まることから、債権管理に係る事務量の増大が見込まれている。</p> <p>教育委員会では、奨学金に係る業務について、平成20年度から、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務を外部委託することを検討しているが、法的措置については、今年度から税務室に設置された「債権回収指導担当」などと十分連携の上、教育委員会において確実に実施する必要がある。</p>	<p>広島県高等学校等奨学金の償還については、平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、未納者に対し、要綱に基づく未納通知や督促状の発送などの納入指導を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、収入未済額は年々増加しており、また、償還対象者が、平成20年度以降は年次進行で、飛躍的に増大していくことなどから、より一層適正な債権回収を行う必要がある。</p> <p>このため、平成19年7月に初めて長期未納者1名（本人及び連帯保証人への再三の督促や面接指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない者）に対して、裁判所に支払督促の申立てを行ったところである。</p> <p>また、平成20年度から返還業務及び法的措置を除く債権管理業務を外部へ委託する準備を進めているところである。</p> <p>貸付けを行った者からの返還金は、新たに奨学生として採用された者に貸付ける奨学金の原資になるものであり、奨学金制度の安定的な運営と公平性の確保を図るためにも、今後とも、返還できる資力があながら長期間返還しない者に対しては、「債権回収指導担当」などと十分連携を図り、法的措置も含めて厳格な債権管理事務を行い、未納の解消に努める。</p>

<p>ウ 県立学校における平成18年度の長期継続契約の事務処理については、平成18年3月6日付けで、学校運営費の年間計画額の提示をもって進めるよう学校経営課長から各県立学校長に対し通知しており、また、県立学校の監査において、年度末に長期継続契約の準備をしていた事例が見受けられた。</p> <p>長期継続契約は、業者決定から業務開始までの間に業者が準備期間を確保することにより、業者間の競争性を高めることなどを期待するものであり、入札を実施する場合は、業務開始の1か月程度前には入札日を設定することとされている。</p> <p>このため、長期継続契約の競争性の向上が図れるよう、長期継続契約に係る地方機関への予算内示は、予算案決定後、速やかに行うとともに、内示後、速やかに契約が締結できるよう地方機関を指導する必要がある。</p>	<p>県立学校については、平成20年度からの長期継続契約において、業務開始の1か月程度前に入札日を設定することができるよう、平成20年1月24日付け学校経営課長通知で、長期継続契約及び早期公告入札に係る業務の予算内示を行い、早期に契約事務を実施するよう各学校への指導を行った。</p> <p>その他の地方機関においても、長期継続契約を行う必要がある対象機関に対して、予算内示を行った。</p> <p>今後とも、長期継続契約により契約を締結するものについては、予算案決定後、速やかに内示を行うとともに、内示後、速やかに契約が締結できるよう指導して参りたい。</p>
<p>エ 県立学校の監査において、学校諸費会計等の取扱事務について、点検者及び監査実施者が定められていない事例や毎月実施することとされている収支状況の点検が遅延していた事例、校長に監査の状況を文書により報告していなかった事例など、学校諸費会計取扱要綱（以下「取扱要領」という。）に定められた事務処理が適切に行われていない事例があった。</p> <p>取扱要領は、学校諸費会計等の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、その基本的事項を定めたものであることから、取扱要綱に沿った事務処理を徹底するよう、指導監督を強化する必要がある。</p>	<p>学校諸費会計等の事務処理については、平成16年1月に作成した学校諸費会計等取扱マニュアルに沿って適正に行うよう指示してきたところである。</p> <p>また、平成15年度から17年度にかけて全校の实地検査を行い、マニュアルに沿っていない事項の改善を文書により求め、平成18年度から各校2回目となる定例实地検査を開始している。</p> <p>さらに、事務処理の適正実施について文書による徹底を図ったほか、平成19年度から、各校が管理する諸費会計等の各担当者、点検者、監査実施者等を一覧表にまとめ、8月までに報告させる調査を導入し、平成20年度にはこの調査の報告期限を6月中旬に前倒しするなど、マニュアルに沿った事務処理の徹底に向けて指導監督の強化に努めてきている。</p> <p>引き続き、定例实地検査の実施等により学校諸費会計取扱事務の実態を把握し、指導監督の強化を進める。</p>

2 西条農業高等学校（監査年月日：平成19年5月15日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容				
<p>次の工事請負契約において、請負人に県の監督員の職名・氏名を通知していなかった。適切な事務処理に努められたい。</p>		<p>本件は、事務処理に当たり、建設工事執行規則第19条第2項の規定を十分確認しなかったものであり、平成20年7月1日開催予定の「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」において、施設課が、事例の紹介をし、注意を喚起する予定である。</p>				
<table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>アスベスト対策工事（平成18年度）</td> </tr> </table>	工事名		アスベスト対策工事（平成18年度）	<table border="1"> <tr> <td>根 拠</td> <td>建設工事執行規則第19条（監督員）</td> </tr> </table>	根 拠	建設工事執行規則第19条（監督員）
工事名	アスベスト対策工事（平成18年度）					
根 拠	建設工事執行規則第19条（監督員）					
<table border="1"> <tr> <td>根 拠</td> <td>建設工事執行規則第19条（監督員）</td> </tr> </table>		根 拠	建設工事執行規則第19条（監督員）			
根 拠	建設工事執行規則第19条（監督員）					

3 尾道東高等学校（監査年月日：平成19年5月16日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容										
<p>ア 継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において、徴収すべき期限を超えて、納付期日を設定していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="193 416 1137 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 416 408 461">区 分</th> <th data-bbox="408 416 1137 461">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 461 408 506">徴収すべき期限</td> <td data-bbox="408 461 1137 506">平成18年4月30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 506 408 551">実際の納付期限</td> <td data-bbox="408 506 1137 551">平成18年5月16日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 551 408 595">根 拠</td> <td data-bbox="408 551 1137 595">行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 595 408 667">参 考</td> <td data-bbox="408 595 1137 667">許可内容：電柱設置のための土地使用 徴収額：25,500円（1本当たり1,500円×17本）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	徴収すべき期限	平成18年4月30日	実際の納付期限	平成18年5月16日	根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）	参 考	許可内容：電柱設置のための土地使用 徴収額：25,500円（1本当たり1,500円×17本）	<p>本件は、事務処理に当たり、行政財産の使用料に関する条例第4条第1項第2号の規定を十分確認しなかったものであり、今後同様の事例が生じないよう、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
区 分	内 容										
徴収すべき期限	平成18年4月30日										
実際の納付期限	平成18年5月16日										
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）										
参 考	許可内容：電柱設置のための土地使用 徴収額：25,500円（1本当たり1,500円×17本）										
<p>イ 毒物・劇物の管理について （ア）毒物及び劇物等の処分に係る業務委託契約を産業廃棄物収集運搬処理業者と請書のみで契約しており、法定事項を記載した契約書を交わしていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="193 1151 1137 1283"> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1151 280 1283" rowspan="2">根拠</td> <td data-bbox="280 1151 1137 1207">① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条（事業者の処理）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1207 1137 1283">② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬，処分等の委託の基準）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は、適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	根拠	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条（事業者の処理）	② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬，処分等の委託の基準）	<p>（ア）毒物及び劇物等の処분을産業廃棄物収集運搬処理業者に依頼して行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に規定されている法定事項を記載した契約書を締結するよう、平成19年12月18日付けで全県立学校長宛に通知した。</p>							
根拠		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条（事業者の処理）									
	② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬，処分等の委託の基準）										
<table border="1" data-bbox="172 1839 1433 1995"> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1839 260 1995" rowspan="2">根拠</td> <td data-bbox="260 1839 1433 1883">① 毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1883 1433 1995">② 「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」（要旨） 毒劇物を貯蔵，陳列等する場所は，その他の物を貯蔵，陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし，かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	① 毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	② 「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」（要旨） 毒劇物を貯蔵，陳列等する場所は，その他の物を貯蔵，陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし，かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。								
根拠		① 毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）									
	② 「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」（要旨） 毒劇物を貯蔵，陳列等する場所は，その他の物を貯蔵，陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし，かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。										

(ウ) 毒物又は劇物の容器及び被包には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、これらの表示がないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

当該校においては、次のとおり対応した。
(イ) については、毒物及び劇物専用の保管庫を設置し、毒物及び劇物とそれ以外のものを分別して保管している。

根拠 毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）
※上記は同法別条文により、業務上取扱者である県の機関も適用されている。

(ウ) については、規定どおり表示を改めた。
なお、毒物・劇物の適正管理について、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。

監査の結果（意見）		措置の内容		
<p>ア 工事請負契約等において、設計金額の積算根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通教室塗装工事，ガス給湯器取替工事，1階開放廊下床修繕工事，山林落下防止フェンス設置工事（平成18年度） 電気設備保安業務（平成18～19年度※長期継続契約） 		<p>工事請負契約部分に関して、本件は、積算項目を詳しく整理していなかったものであり、平成20年7月1日開催予定の「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」において、施設課が、事例の紹介をし、注意を喚起する予定である。</p> <p>業務委託部分に関して、今後行う契約締結に当たっては、財産管理室が定めた共通仕様書等により、積算内容を明確化するよう指導するとともに、平成19年12月21日付で、全県立学校に対し、施設管理業務委託事務処理要綱に基づき、事務処理を適正に行うよう通知した。</p>		
<p>イ 収入証紙において、年度払出実績に見合わない過大な受入れをしていた。収入証紙の受入れに当たっては、残高や払出見込量を勘案し、適正な管理に努められたい。</p>		<p>収入証紙の管理について、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p> <p>今後も規則に基づく事務処理を適正に行うよう指導して参りたい。</p>		
年 度	受		払	残
	前年度からの繰越	当年度		
	平成17年度	230,000円		
平成18年度	78,100円	590,000円	130,700円	537,400円

4 廿日市高等学校（監査年月日：平成19年5月23日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容
<p>ア 定時制の授業料の徴収事務について、教育委員会教育部指導第二課から廿日市高等学校長に対し、実地の指導を行った上で、平成18年6月19日付けで指導通知があったが、その後の徴収事務においても次のとおり不適切な状況があった。適切な事務処理に努められたい。</p>		
1	<p>内容 定時制の授業料の領収において、会計規則に定められた期限（翌開庁日）までに県の収納代理金融機関等へ払い込んでいないものがあった。 ・2件（16人分） 28,022円（平成18年7月以降）</p> <p>根拠 広島県会計規則第45条第6項</p>	
2	<p>内容 定時制の授業料の未納分の徴収の取組に当たり作成している未納者記録簿において、徴収記録等に記載漏れがあった。 ・8件</p> <p>根拠 広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱（要旨） 授業料未納者に対する徴収事務の進捗状況は、未納者記録簿によって授業料の未納が解消されるまで管理すること。</p>	
3	<p>内容 収入未済額の納入状況について、県の財務会計のシステムから毎月出力される「収入簿兼徴収簿異動状況リスト（前月の収入日と収入額のみ掲載）」の確認を怠っていたため、監査実施日において、納入の事実が把握されていないものがあった。 ・1件</p>	
		<p>当該校においては、指摘事項について次のとおり対応している。</p> <p>1 今後は遅延防止のため十分確認を行い、会計規則に則った適正な事務処理に努める。</p> <p>2 記載漏れを修正した。 今後は再発防止のため十分確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>3 県立高校の授業料においては、平成19年度から定時制課程についても授業料収納システムを導入しており、今後は毎月両システムの収納状況等について照合を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>なお、授業料の徴収事務について、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
<p>イ 平成18年度保存食保存等に関する負担金の交付において、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定するものとされているが、実績報告書が提出された後、同一の起案により、交付の決定と額の確定を同時に行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>		
交付申請日	平成19年3月1日	
交付決定日	平成19年3月23日	
額の確定日	平成19年3月23日	
根 拠	<p>・広島県補助金等交付規則第4条（補助金等の交付の決定）</p> <p>・同 第13条（補助金等の額の確定等）</p>	

指摘を踏まえ、広島県補助金等交付規則及び保存食保存等に関する負担金交付要綱に基づき、適正な事務を行うよう当該校を指導した。
平成19年度は、交付要綱等に基づき適正に事務処理が行われている。
なお、当該校では、平成20年度から、学校給食が廃止となっている。

ウ 平成18年度の毒物・劇物等の廃棄薬品の処分に係る業務委託契約において、産業廃棄物収集運搬処理業者と法定事項を記載した契約書を交わしていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条（事業者の処理）
	② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

毒物及び劇物等の処分に当たって産業廃棄物収集運搬処理業者に依頼して行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に規定されている法定事項を記載した契約書を締結するよう平成19年12月18日付けで全県立学校長宛に通知した。

エ 収入証紙を売りさばいた際の「証紙及び売りさばき代金出納簿」の日付の記帳が、実際に売りさばいた日を記載すべきところ、当該売りさばき代金を県の収納代理金融機関等に払い込んだ日で整理されていた。適切な事務処理に努められたい。

本件は、事務処理に当たり関係規定を十分確認しなかったものであり、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。
今後も規則に基づく事務処理を適正に行うよう指導して参りたい。

オ 次の工事請負契約において、請負人に県の監督員の職名・氏名を通知していなかった。適切な事務処理に努められたい。

工事名	① 同窓会館屋上防水工事（平成18年度）
	② 受水槽改修工事（平成18年度）
根拠	建設工事執行規則第19条（監督員）

本件は、事務処理に当たり、建設工事執行規則第19条第2項の規定を十分に確認しなかったものであり、平成20年7月1日開催予定の「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」において、施設課が、事例の紹介をし、注意を喚起する予定である。

カ 不要となった公印が、廃棄されていなかった。適切な事務処理に努められたい。

不要となった公印	広島県廿日市高等学校之印
----------	--------------

公印の適正な管理について、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。
今後も規則に基づく事務処理を適正に行うよう指導して参りたい。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 業務委託契約において、設計金額の積算根拠が明確でないものがあった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性を発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター保守点検業務 （平成 18～19 年度※長期継続契約） ・ごみ処理業務 （平成 18～19 年度※長期継続契約） ・中継ポンプ槽保守管理業務 （平成 18～19 年度※長期継続契約） ・夜間給食炊事業務（平成 18 年度） 	<p>契約締結に当たっては、財産管理室が定めた共通仕様書等により、積算内容を明確化するよう当該校を指導するとともに、平成 19 年 12 月 21 日付けで、全県立学校に対し、施設管理業務委託事務処理要綱に基づき、事務処理を適正に行うよう通知した。</p>
<p>イ 平成 19 年度の定時制の夜間給食炊事業務委託契約において、具体的な業務内容が契約書に記載されていなかった。 業務の適正な執行を図るため、業務委託契約の締結に当たっては、委託の対象となる業務の内容を契約書で明確にする必要がある。</p>	<p>当該校においては、平成 19 年度については、仕様書のある契約書に訂正した。 また、平成 20 年 4 月 15 日の県立学校長会議において管理部長から、同月 23 日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。 なお、平成 20 年度から、当該校においては、定時制の夜間給食は行っていない。</p>

5 千代田高等学校（監査年月日：平成 19 年 5 月 24 日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容												
<p>学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="183 1227 1369 1635"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 1227 236 1265"></th> <th data-bbox="236 1227 730 1265">内 容</th> <th data-bbox="730 1227 1369 1265">学校諸費会計等取扱要綱の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1265 236 1377">1</td> <td data-bbox="236 1265 730 1377">すべての会計において、点検者及び監査実施者が定められていなかった。</td> <td data-bbox="730 1265 1369 1377">校長は、すべての学校諸費会計等において、会計担当者、点検者及び監査実施者を、それぞれ定めなければならない。（第 4 条第 2 項）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1377 236 1523">2</td> <td data-bbox="236 1377 730 1523">生徒会会計、PTA 会計及び売店会計において、毎月実施することとされている収支状況の点検が遅延していたものがあった。</td> <td data-bbox="730 1377 1369 1523">点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の 10 日までに点検し、収支状況確認表を作成し、校長に報告しなければならない。（第 5 条第 2 項）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1523 236 1635">3</td> <td data-bbox="236 1523 730 1635">生徒会会計において、校長に監査の状況を文書により報告していなかった。</td> <td data-bbox="730 1523 1369 1635">監査実施者は、会計担当者及び点検者立会の上監査を年 1 回以上実施し、校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。（第 5 条第 3 項）</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該校においては、指摘事項について次のとおり対応している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 すべての会計において、監査後速やかに点検者及び監査実施者を定めた。また、平成 20 年度に、点検者や監査実施者が異動となった会計についても、後任を適正に定めている。 2 監査後は「学校諸費会計等取扱要領」の規程のとおり、指摘のあった生徒会会計、PTA 会計及び売店会計を含めすべての会計において、毎月の収支状況を関係書類により翌月の 10 日までに点検し、収支状況確認表を作成し、校長に報告を行っている。 		内 容	学校諸費会計等取扱要綱の規定	1	すべての会計において、点検者及び監査実施者が定められていなかった。	校長は、すべての学校諸費会計等において、会計担当者、点検者及び監査実施者を、それぞれ定めなければならない。（第 4 条第 2 項）	2	生徒会会計、PTA 会計及び売店会計において、毎月実施することとされている収支状況の点検が遅延していたものがあった。	点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の 10 日までに点検し、収支状況確認表を作成し、校長に報告しなければならない。（第 5 条第 2 項）	3	生徒会会計において、校長に監査の状況を文書により報告していなかった。	監査実施者は、会計担当者及び点検者立会の上監査を年 1 回以上実施し、校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。（第 5 条第 3 項）
	内 容	学校諸費会計等取扱要綱の規定											
1	すべての会計において、点検者及び監査実施者が定められていなかった。	校長は、すべての学校諸費会計等において、会計担当者、点検者及び監査実施者を、それぞれ定めなければならない。（第 4 条第 2 項）											
2	生徒会会計、PTA 会計及び売店会計において、毎月実施することとされている収支状況の点検が遅延していたものがあった。	点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の 10 日までに点検し、収支状況確認表を作成し、校長に報告しなければならない。（第 5 条第 2 項）											
3	生徒会会計において、校長に監査の状況を文書により報告していなかった。	監査実施者は、会計担当者及び点検者立会の上監査を年 1 回以上実施し、校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。（第 5 条第 3 項）											

3 監査後は「学校諸費会計等取扱要領」の規程のとおり、指摘のあった生徒会会計を含めすべての会計において、校長に監査の状況を文書により報告を行っている。
 今後とも「学校諸費会計等取扱要領」に沿った適切な事務処理を行っていく。
 なお、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。

監査の結果（意見）	措置の内容																									
<p>ア 長期継続契約の事務処理については、平成18年3月6日付け学校経営課長通知による学校運営費の年間計画額の提示をもって進めるようされていたが、随意契約により長期継続契約を締結するに当たり、見積書の提出依頼を平成18年4月の委託開始の直前に行っていた。</p> <p>長期継続契約は、業者決定から業務開始までの間に業者が準備期間を確保することにより、業者間の競争性を高めることなどを期待するものであることから、学校運営費の年間計画額の提示後速やかに事務処理が行えるよう準備を進めておくことなどにより、契約の競争性の向上を図る必要がある。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1043 699 1120">委託業務名</th> <th data-bbox="699 1043 874 1120">見積書提出依頼年月日</th> <th data-bbox="874 1043 1050 1120">見積書提出期限</th> <th colspan="2" data-bbox="1050 1043 1350 1120">契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1120 699 1196">自家用電気工作物保安管理及びデマンド管理業務</td> <td data-bbox="699 1120 874 1196">H18.3.27</td> <td data-bbox="874 1120 1050 1196">H18.3.30</td> <td colspan="2" data-bbox="1050 1120 1350 1308" rowspan="2">平成18年4月1日～平成20年3月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1196 699 1308">エレベータ保守点検業務、消防設備保守点検業務、給水施設維持管理業務、ごみ処理委託業務</td> <td data-bbox="699 1196 874 1308">H18.3.22</td> <td data-bbox="874 1196 1050 1308">H18.3.29</td> </tr> </tbody> </table>	委託業務名	見積書提出依頼年月日	見積書提出期限	契約期間		自家用電気工作物保安管理及びデマンド管理業務	H18.3.27	H18.3.30	平成18年4月1日～平成20年3月31日		エレベータ保守点検業務、消防設備保守点検業務、給水施設維持管理業務、ごみ処理委託業務	H18.3.22	H18.3.29													
委託業務名	見積書提出依頼年月日	見積書提出期限	契約期間																							
自家用電気工作物保安管理及びデマンド管理業務	H18.3.27	H18.3.30	平成18年4月1日～平成20年3月31日																							
エレベータ保守点検業務、消防設備保守点検業務、給水施設維持管理業務、ごみ処理委託業務	H18.3.22	H18.3.29																								
	<p>平成20年度からの長期継続契約において、業務開始の1か月程度前に入札日を設定することができるよう、平成20年1月24日付け学校経営課長通知で、長期継続契約及び早期公告入札に係る業務の予算内示を行い、早期に契約事務を実施するよう全県立学校への指導を行った。</p>																									
<p>イ 収入証紙において、年度払出実績に見合わない過大な受入れをしていた。収入証紙の受入れに当たっては、残高や払出見込量を勘案し、適正な管理に努められたい。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1668 363 1780" rowspan="2">年度</th> <th colspan="2" data-bbox="363 1668 810 1713">受</th> <th data-bbox="810 1668 1010 1780" rowspan="2">払</th> <th data-bbox="1010 1668 1209 1780" rowspan="2">残</th> </tr> <tr> <th data-bbox="363 1713 579 1780">前年度からの繰越</th> <th data-bbox="579 1713 810 1780">当年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1780 363 1816">平成17年度</td> <td data-bbox="363 1780 579 1816">448,700円</td> <td data-bbox="579 1780 810 1816">407,000円</td> <td data-bbox="810 1780 1010 1816">199,800円</td> <td data-bbox="1010 1780 1209 1816">655,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1816 363 1852">平成18年度</td> <td data-bbox="363 1816 579 1852">655,900円</td> <td data-bbox="579 1816 810 1852">0円</td> <td data-bbox="810 1816 1010 1852">224,800円</td> <td data-bbox="1010 1816 1209 1852">431,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1852 363 1895">平成19年度</td> <td data-bbox="363 1852 579 1895">431,100円</td> <td data-bbox="579 1852 810 1895">247,000円</td> <td data-bbox="810 1852 1010 1895">69,400円</td> <td data-bbox="1010 1852 1209 1895">608,700円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受		払	残	前年度からの繰越	当年度	平成17年度	448,700円	407,000円	199,800円	655,900円	平成18年度	655,900円	0円	224,800円	431,100円	平成19年度	431,100円	247,000円	69,400円	608,700円				
年度		受				払	残																			
	前年度からの繰越	当年度																								
平成17年度	448,700円	407,000円	199,800円	655,900円																						
平成18年度	655,900円	0円	224,800円	431,100円																						
平成19年度	431,100円	247,000円	69,400円	608,700円																						

	<p>収入証紙の管理について、平成 20 年 4 月 15 日の県立学校長会議において管理部長から、同月 23 日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p> <p>今後も規則に基づく事務処理を適正に行うよう指導して参りたい。</p>
--	---

6 安古市高等学校（監査年月日：平成 19 年 11 月 22 日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容
<p>ア 行政財産に係る使用許可（使用期間更新）について、使用開始までに許可決定すべきところ、遅延していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・行政財産使用開始までに許可決定されていなかった件数 3 件（平成 19 年度）</p>		<p>本件は、事務処理に当たり根拠規定を十分確認しなかったものであり、今後同様の事例が生じないように、平成 20 年 4 月 15 日の県立学校長会議において管理部長から、同月 23 日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
<p>イ 毒物・劇物の保管管理の適正化を図るため、取り扱う毒物・劇物の受入量、払出量、在庫量等を記載する管理簿は備え付けられていたが、長期にわたり管理簿の記載漏れがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>当該校において、平成 20 年 4 月に理科責任者及び各準備室責任者を定め、安古市高等学校毒物劇物危害防止規定の氏名の更新を行い、規定の再認識と各人の業務の確認を行った。</p> <p>また、管理簿については、責任者押印欄に理科責任者を増設し、受払いの都度出納担当者（実習教諭）と準備室責任者において、管理出納簿及び現物の確認と押印をするようにしている。さらに、学期ごとに理科責任者において管理簿の記載内容を在庫量と照合の上、確認印を押印することとしている。</p> <p>なお、平成 20 年 4 月 15 日の県立学校長会議において管理部長から、同月 23 日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
根拠	<p>広島県立安古市高等学校毒物劇物危害防止規定 【注意及び確認事項】 (2) 取り扱う毒物劇物の名称・保管量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、理科責任者は管理簿を作成し、保管する。 ・ 各教職員は、取り扱った毒物劇物の数量を管理簿に記録する。 	

7 御調高等学校（監査年月日：平成 19 年 11 月 30 日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容
<p>業務委託契約の設計金額の積算根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性を発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物保安業務 (平成 18～19 年度※長期継続契約) ・ 消防設備等点検業務 (平成 18～19 年度※長期継続契約) ・ ごみ処理委託業務 (平成 19～20 年度※長期継続契約) 		<p>契約締結に当たっては、財産管理室が定めた共通仕様書等により、積算内容を明確化するよう当該校を指導するとともに、平成 19 年 12 月 21 日付けで、全県立学校に対し、施設管理業務委託事務処理要綱に基づき、事務処理を適正に行うよう通知した。</p>

8 庄原実業高等学校（監査年月日：平成19年11月30日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容	
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成18年3月末)	
高等学校使用料（全日制授業料）	1人 36,620円	10人	258,600円
		<p>高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰り返すなど、計画的な納入を行うよう指導し、指摘のあつた長期未納（滞納繰越分）は、平成19年12月13日に解消した。</p> <p>今後も、長期未納（滞納繰越分）を発生させないよう、早期から未納者の状況把握に努めるとともに、要綱に定められた徴収事務を適正に行い、収入の確保に努める。</p>	

9 宮島工業高等学校（監査年月日：平成19年11月30日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容	
ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成18年3月末)	
高等学校使用料（全日制授業料）	4人 177,493円	15人	405,900円
高等学校使用料（定時制授業料）	10人 129,926円	11人	121,516円
		<p>高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあつた長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <p>(平成20年5月22日現在未納額)</p> <p>全日制授業料 0人 0円</p> <p>定時制授業料 9人 117,066円</p> <p>今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	

<p>イ 毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。</p> <p>保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管していた。また、管理簿による薬品の種類、在庫数量及び使用量の把握がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>根拠</p>	<p>①毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）</p> <p>②「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」（要旨） 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。</p> <p>③広島県立宮島工業高等学校毒物劇物危害防止規定6(1)（要旨） 毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、取り扱う毒物劇物の名称、保管量について管理簿を作成すること。</p>
	<p>当該校においては、平成19年11月21日付で専用の保管庫を整備し、毒物及び劇物とそれ以外のものを分別するとともに、管理簿の整備を完了し、薬品の種類、在庫数量及び使用量の把握ができるようにした。</p> <p>なお、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
<p>ウ 学校諸費会計である定時制給食会計において、平成19年4月の収入・支出のうち、平成18年度分として処理すべきものを平成19年度分として処理していたため、平成18年度の決算額に誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>監査指摘を踏まえ、納品書及び請求書等を再確認の上、関係する支出書類や出納簿の誤りを訂正し、決算書や学校ホームページで公表している決算状況についても所要の訂正を行った。</p> <p>平成20年度の年度当初の事務処理については、同様の誤りが起きないように留意し、指摘のあった定時制給食会計を含めすべての会計で適正に事務が実施された。</p> <p>今後とも「学校諸費会計等取扱要領」に沿った適切な事務処理を行っていきよう、各学校を指導して参りたい。</p>
<p>エ 平成18年度保存食保存等に関する負担金の交付事務において、広島県補助金等交付規則に基づいて負担金の交付申請や負担金の額の決定通知などの交付手続を行うべきところ、実績に基づく負担金額の確認をした上で、交付先からの請求書により負担金を交付していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成18年度の負担金について、広島県補助金等交付規則及び保存食保存等に関する負担金交付要綱に基づき、適正な事務を行うよう当該校を指導した。</p> <p>学校において、交付要綱に基づき事務処理の再点検が行われるとともに、負担金額の再確認を行った。</p> <p>平成19年度は、交付要綱等に基づき適正に事務を行っている。</p> <p>なお、関係県立学校長に対し、平成20年1月8日付けで「県立学校における保存食保存等に関する負担金に係る適正な事務処理について」通知を行った。</p>

10 福山誠之館高等学校（監査年月日：平成20年1月31日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	

	<p>修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあった者に係る対応状況は次のとおりである。 （平成20年5月22日現在未納額）</p> <p style="text-align: center;">5人 549,000円</p> <p>今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、収入の確保に努める。</p>
--	---

13 五日市高等学校（監査年月日：平成20年1月31日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 高等学校使用料（授業料）の減免決定において、県立高等学校授業料等減免基準等から全額免除の要件に該当しないにもかかわらず、全額免除しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成19年度）</p> <p>・1人 減免額 57,600円 (9,600円×6か月)</p>	<p>認定誤りのあつた高等学校使用料（授業料）の減免について、全額免除を半額免除に変更決定し、それに伴い納入義務が生じた全額を徴収した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう十分に確認を行い、適正な処理に努める。</p>
<p>イ 児童手当（特例給付）について、平成17年3月22日生まれの児童について、平成19年4月から改正され、月額1万円支給すべきところ、月額5千円支給していた。適正な事務処理に努められたい。（平成19年度）</p> <p>・1人 支給額3万円（5千円×6か月） ・根拠 児童手当法第6条（児童手当の額）</p>	<p>当該校において、過誤のあつた支給額の全額を11月19日に追給処理するとともに、2月支給分の正当額支給のため、給与修正通知書によりデータ変更した。</p> <p>なお、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。今後も適正な事務処理の指導を継続する。</p>
<p>ウ 証紙を売りさばいた代金を、翌開庁日までに払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成19年度）</p> <p>・8件 7,000円 ・根拠 広島県証紙規則第13条 (証紙の売りさばき代金の払込み)</p>	<p>平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p> <p>今後は規則に基づく事務処理を適正に行うよう指導して参りたい。</p>
<p>エ 学校諸費会計等の異動に伴う引継ぎにおいて、学校諸費会計等取扱要綱に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成19年度）</p>	
<p>根拠</p>	<p>学校諸費会計等取扱要綱第6条 「会計担当者に異動があつた場合は、10日以内に引継目録（別記様式第2号）を作成し引き継ぎ、校長に報告しなければならない。</p>

	<p>当該校において、関係する6会計について、監査後直ちに引継目録（別記様式第2号）を作成して引き継ぎ、校長に報告を行った。</p> <p>平成20年度の会計担当者の異動時には、すべての会計において学校諸費会計等取扱要領第6条に基づき適正に処理が行われた。</p> <p>今後とも「学校諸費会計等取扱要領」に沿った適切な事務処理を行っていく。</p> <p>なお、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
--	--

14 神辺高等学校（監査年月日：平成20年1月31）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容																												
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕</th> <th style="width: 25%;">参 考 前年度決算時 （平成19年3月末）</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料（全日制授業料）</td> <td>2人 64,500円</td> <td>2人 64,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修学奨励金貸付金に係る返還金</td> <td>1人 21,000円</td> <td>1人 42,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参 考 前年度決算時 （平成19年3月末）		高等学校使用料（全日制授業料）	2人 64,500円	2人 64,500円		修学奨励金貸付金に係る返還金	1人 21,000円	1人 42,000円		<p>高等学校使用料（授業料）及び修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（平成20年5月22日現在未納額）</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">全日制授業料</td> <td style="width: 10%;">2人</td> <td style="width: 30%;">64,500円</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>修学奨励金</td> <td>1人</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（平成20年4月23日に完済）</td> </tr> </table> <p>今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努め、早期の収入確保に努める。</p>	（平成20年5月22日現在未納額）				全日制授業料	2人	64,500円		修学奨励金	1人	0円		（平成20年4月23日に完済）			
区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参 考 前年度決算時 （平成19年3月末）																											
高等学校使用料（全日制授業料）	2人 64,500円	2人 64,500円																											
修学奨励金貸付金に係る返還金	1人 21,000円	1人 42,000円																											
（平成20年5月22日現在未納額）																													
全日制授業料	2人	64,500円																											
修学奨励金	1人	0円																											
（平成20年4月23日に完済）																													
<p>イ 予定価格100万円以下の随意契約による委託契約において、見積りを1者から徴取しているが、業務内容からみて見積りを複数業者から徴取すべきものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物の保守点検委託 （平成18年度～平成19年度） 	<p>当該校において、自家用電気工作物の保守点検委託（平成20年度～平成21年度）契約については、7者に見積り依頼した。</p> <p>事務局においては、当該校に対し、広島県契約規則等に基づき、複数の業者から見積りを徴取するよう口頭で指導するとともに、今後同様の事例が生じないよう、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>																												

<p>ウ 行政財産の使用許可において、教育委員会公有財産使用規則第 30 条に基づき、行政財産の使用許可を受けた者が使用財産を返還しようとするときは、返還しようとする日の 7 日前までに財産返還届を提出しなければならないが、提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産返還届が提出されていなかった行政財産使用許可件数 1 件 (平成 18 年度) 	<p>本件は、事務処理に当たり根拠規定を十分確認しなかったものであり、今後同様の事例が生じないよう、平成 20 年 4 月 15 日の県立学校長会議において管理部長から、同月 23 日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
---	--

15 尾道商業高等学校 (監査年月日 : 平成 20 年 1 月 31 日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>ア 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
<p>区 分</p>	<p>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</p>	<p>参考 前年度決算時 (平成 19 年 3 月末)</p>	
<p>高等学校使用料 (全日制授業料)</p>	<p>2 人 180,453 円</p>	<p>2 人 190,800 円</p>	
		<p>高等学校使用料 (授業料) については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納 (滞納繰越額) の解消に努めているところである。</p> <p>2 件とも、支払督促による仮執行宣言が確定しており、うち 1 件については、債権の差押さえを実施し、一部を充当しているところである。</p> <p>今後も未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	
<p>イ 次の委託契約における委託料の支払について、契約において業務完了後の支払としているにもかかわらず、業務の一部が完了したとして、完了検査を行い、委託料の一部を支払っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対する血液、心電図等検査業務委託 (平成 19 年度) 		<p>平成 20 年 2 月 15 日に当該校により経緯等の報告を受け、契約事項の記載について指導をした。</p> <p>なお、平成 20 年 4 月 15 日の県立学校長会議において管理部長から、同月 23 日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p> <p>また、適正な事務処理を行うよう今後とも機会をみて一層の指導を行う。</p>	

16 呉商業高等学校 (監査年月日 : 平成 20 年 1 月 31 日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>ア 備品 (借受) において、標識 (備品ラベル) が付されていないものがあった。適正な管理に努められたい。</p>			
<p>備品 (借受)</p>	<p>総合実践室に設置されたパソコン 17 台ほか</p>		
<p>根 拠</p>	<p>物品管理規則第 44 条 (備品の表示)</p>		

	<p>当該校においては、標識（備品ラベル）を作成し、借受備品に付した。</p> <p>本件は、事務処理に当たり、関係規定を十分確認しなかったものであり、今後同様の事例が生じないように、平成20年4月15日の県立学校長会議及び同月23日の県立学校事務長会議において、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>
<p>イ 毒物・劇物を管理する専用保管庫が実験台の上に乗せられており、壁面等へ固定するなどの地震等の災害時に対応するための転倒防止措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。</p> <p>根拠：毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）</p>	<p>当該校において、平成20年2月14日に転倒防止対策として、保管庫の背が壁面につくように移動し、金具により壁面に固定する措置を講じた。</p> <p>なお、平成20年4月15日の県立学校長会議において管理部長から、同月23日の県立学校事務長会議において管理部総務課長から、事例の紹介をし、注意を喚起した。</p>

17 社団法人広島交響楽協会（監査年月日：平成19年11月20日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>アルバイト賃金表の改定や委託契約の締結等について、法人内部での意思決定の事務処理に係る規程等が定められていないとともに、その経緯が文書等で記録されておらず、不明確な状況となっていた。</p> <p>公益法人の事業活動の透明化と積極的な情報開示が求められている中で、内部統制機能の確保と事務処理の明確化を図るため、会計処理規程等の拡充・整備を行うなど、事務手続の改善について検討する必要がある。</p>	<p>監査結果の意見を踏まえて、次のとおり、措置した旨を社団法人広島交響楽協会から受けた。</p> <p>法人内部での意思決定の事務処理について定めた「決定権限行使細則」を策定した。現在は、これに基づき、アルバイト賃金表の改定や委託契約の締結等の意思決定に当たっては、文書を作成して行うよう改善した。</p>

18 ポラーノグループ特定共同企業体（監査年月日：平成19年12月21日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>広島県総合グラウンドの管理に関する基本協定書に掲げる管理業務の一つとして、指定管理者が行う自主事業（スポーツ啓発事業の開催）があるが、県への事業報告において、実施状況、利用状況などは報告されているものの、自主事業に係る収支状況の報告がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成19年度分については報告を求め、平成20年5月15日に提出があった。</p> <p>平成20年度からは、平成20年度からの利用料金制の導入に伴い、自主事業の収支を含む報告となるよう指定管理者の募集要項を変更し、平成20年2月26日付けで基本協定を締結している。</p>

【公安委員会】

1 警察本部（監査年月日：平成19年7月10日）

監査の結果（指摘事項）			措 置 の 内 容						
<p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考: 前回監査時 (平成18年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放置違反金 (交通指導課)</td> <td>840人 12,694,932円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※放置違反金は平成18年6月から導入された。</p>			区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考: 前回監査時 (平成18年7月)	放置違反金 (交通指導課)	840人 12,694,932円	—	<p>電話等による催促及び滞納処分によって徴収を進めた結果、長期未納（滞納繰越分）を半減させた。</p> <p>引き続き、財産調査及び納入の催促等を行い、徴収促進に努めるとともに、可能であれば法的措置を講ずることとしている。</p> <p>また、車検拒否制度及び差押えの実施などの不利益な内容等について、積極的に広報活動を行い、広く県民に周知されるように努めるとともに、取締りの強化等により駐車違反そのものの抑制を図るなどして滞納（未収金）の発生の防止に努める。</p>
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考: 前回監査時 (平成18年7月)							
放置違反金 (交通指導課)	840人 12,694,932円	—							

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 警察官の独身寮は、現在13棟403室あるが、そのうち6畳の部屋に2人が入居しているものが6棟99室あり、警察官の住環境の改善は急務だと考える。</p> <p>警察本部においては、これまで知事部局から独身寮等の移管を受けるなど改善の努力をしてきてはいるが、未だに多数の複数入居が残っていることから、複数入居の解消に向け、早急な対応を行う必要がある。</p>	<p>警察本部においては、これまで知事部局から職員宿舎や独身寮の所属換えを受け、独身寮へ複数入居している状況について、改善を図ってきた。</p> <p>さらに、本年3月には、安芸郡坂町に2棟58戸（うち単身・独身用26戸）、福山市神辺町に3棟60戸（うち単身・独身用20戸）の職員宿舎を新設整備したことにより、警察官の単身・独身用宿舎は403戸（室）から449戸（室）と増加し、大幅な複数入居の改善が図られた。</p> <p>今後とも引き続き、知事部局、教育委員会との緊密な連携を図り、所属換えによる公舎の活用を図るとともに、狭隘な世帯用宿舎を独身用宿舎に転用するなど、効率的な手法を中心に、複数入居の解消に努める。</p>
<p>イ 制服等の貸与品のほとんどは、1回ごとに発注品目ごとに数量を定め、指名競争入札や随意契約18年度は、135品目について約3億485万円余の調達を行っており、このうち76品目は年1回の発注となっているが、残りの59品目については、人事異動等に合わせて年に2～4回の発注となっている。</p> <p>これら複数回にわたって調達するものについては、契約における競争性の向上と事務手続き簡素化を図るため、一般競争入札による単価契約により調達することを検討する必要がある。</p> <p>※「単価契約」</p> <p>物品の売買契約等において、あらかじめ数量を確定できないものについて単価を定め、一定期間内の購入数量等に応じた金額を支払うことを内容とする契約。</p>	<p>制服等の給与品の調達に関しては、警察手帳など秘密性を有するものなど一部を除いて、平成19年度は原則、一般競争入札による総価契約を実施し、より競争性を発揮させたところである。</p> <p>単価契約の導入については、平成20年度から年複数回発注している59品目のうち、更なる競争性の発揮と事務手続きの簡素化・効率化を図るため、仕様・規格が画一的な貸与品14品目（警棒、ベルトなど）について、実施することとしている。</p> <p>その他の品目についても、今年度の契約状況、制服の生地に影響する燃料や原材料費などの市場価格の動向を見据えながら、引き続き検討していく方針である。</p>

<p>ウ 交通管制上位システムの整備に当たり、機器の賃貸借契約（契約期間5年間）を締結した後に機器の設置工事契約を締結するという方法により契約を行っていた。</p> <p>このうち、賃貸借契約については、一般競争入札により業者を決定していたが、設置工事契約については、予定価格が2億円を超える契約であったが、賃貸借した機器を設置できる業者は1社しかないとの理由から、その業者と随意契約を行っていた。</p> <p>このような場合には、1回の契約手続で機器の賃貸借と設置工事のトータルコストを比較して業者を決定するなど、契約における競争性の向上を図る方法を検討する必要がある。</p> <p>※「交通管制上位システム」 信号情報、情報提供、総括管理、道路管理者等への情報交換の4点についてコンピューターにより管理するためのシステム</p>	<p>当該システム整備における契約については、すみやかに賃貸借契約を締結する必要があるといった時間的制約により、やむなく賃貸借部分と工事部分を分けたものである。</p> <p>今後、他の契約においても同様の方式を選択する場合には、早い段階から関係部門と入念な協議を重ね、賃貸借部分と工事部分とを総価で比較し、より競争性が発揮される契約方法を検討し実施する。</p>
--	--

2 廿日市警察署（監査年月日：平成19年5月29日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>変更契約書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集処理業務委託契約 (平成18年度) 	<p>収入印紙を変更契約書に貼付させた。 引き続き、適正な契約事務に努めるよう指導を行った。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>業務委託契約の解約の手続において、起案には双方合意のもと解約していると記載してあるが、相手方が解約を承諾したことを確認できる書面が残されていないあつた。</p> <p>事後に紛争が起こった場合などのために、解約に当たっては、相手方が解約を承諾したことが分かる書面を残しておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集処理業務委託契約 (平成17年度) 	<p>解約の承諾について、書面整理した。 引き続き、適正な契約事務に努めるよう指導を行った。</p>

3 広島南警察署（監査年月日：平成19年9月18日）

監査の結果（指摘事項）			措置の内容					
<p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			<p>3人中1人は収納されたが残りの2人については所在の追跡調査及び納入の催促等を行うなど徴収促進に努めている。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在 確認分〕</th> <th>参考 前回決算時 （平成18年3月末）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違法駐車車 両移動措置 負担金</td> <td>3人 48,000円</td> <td>5人 78,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在 確認分〕	参考 前回決算時 （平成18年3月末）	違法駐車車 両移動措置 負担金	3人 48,000円	5人 78,300円		<p>今後は、未徴収の未然防止に努めるよう指導を行った。</p>
区分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在 確認分〕	参考 前回決算時 （平成18年3月末）						
違法駐車車 両移動措置 負担金	3人 48,000円	5人 78,300円						

4 江田島警察署（監査年月日：平成20年2月13日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
植木剪定及び除草業務委託において、作業完了報告書の提出がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（平成19年度）	委託業者から写真による作業状況及び完了状況の報告を受けていたものの、仕様書に定めた作業完了報告書が提出されていなかったもので、委託業者に仕様書に定める作業完了報告書を提出させた。 今後は、仕様書をよく確認し、必要な書類については、確実に提出させるよう指導を行った。